

令和 7 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月6日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
諸般の報告	5
施政方針演述	6
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
・議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第9号)	
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	28
・議案第24号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
・議案第25号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	33
・議案第26号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
・議案第29号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求め ることについて	
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	40

- ・議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求め
ることについて

議案第1号～議案第6号、議案第27号及び議案第28号、議案第8号～議案第1
5号の上程、説明、委員会付託…………… 42

- ・議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
- ・議案第2号 岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例
について
- ・議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条
例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- ・議案第4号 ふれあいらんど岩泉条例について
- ・議案第5号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- ・議案第6号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について
- ・議案第27号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定変更に関し議決を求め
ることについて
- ・議案第28号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
- ・議案第8号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）
- ・議案第9号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- ・議案第10号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- ・議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第5号）
- ・議案第13号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第14号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）
- ・議案第15号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第16号～議案第23号の上程、説明、委員会付託…………… 49

・議案第16号	令和7年度岩泉町一般会計予算	
・議案第17号	令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第18号	令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第19号	令和7年度岩泉町介護保険特別会計予算	
・議案第20号	令和7年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第21号	令和7年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第22号	令和7年度岩泉町水道事業会計予算	
・議案第23号	令和7年度岩泉町下水道事業会計予算	
請願第1号の上程、説明、委員会付託	……………	55
・請願第1号	小本字小成地内、土側溝の大雨対策に関する請願	
散会の宣告	……………	56
第2号（2月26日）		
出席議員	……………	57
欠席議員	……………	57
職務のため議場に出席した者の職・氏名	……………	58
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	……………	58
議事日程	……………	59
開議の宣告	……………	61
議事日程の報告	……………	61
議案第1号～議案第6号、議案第27号及び議案第28号、議案第8号～議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決	……………	61
・議案第1号	岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第2号	岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例について	
・議案第3号	岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに	

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

- ・議案第 4号 ふれあいらんど岩泉条例について
- ・議案第 5号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 6号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について
- ・議案第27号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定変更に関し議決を求めることについて
- ・議案第28号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 8号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）
- ・議案第 9号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- ・議案第10号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- ・議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第5号）
- ・議案第13号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）
- ・議案第14号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）
- ・議案第15号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）

散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66

第 3 号 （2月27日）

出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
欠席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67
職務のため議場に出席した者の職・氏名・・・・・・・・	68
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	68
議事日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	69
開議の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
議事日程の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
受賞報告、表彰の伝達・・・・・・・・・・・・・・・・	71

一般質問	7 2
8 番 坂本 昇議員	7 3
13番 八重樫龍介議員	8 2
10番 三田地和彦議員	8 9
6 番 三田地久志議員	1 0 0
散 会 の 宣 告	1 1 9

第 4 号 (2月28日)

出席議員	1 2 1
欠席議員	1 2 1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 2 2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 2 2
議事日程	1 2 3
開 議 の 宣 告	1 2 5
議事日程の報告	1 2 5
一般質問	1 2 5
2 番 佐藤安美議員	1 2 5
11番 合砂丈司議員	1 3 1
4 番 畠山和英議員	1 3 8
7 番 林崎竟次郎議員	1 5 3
12番 三田地泰正議員	1 6 3
1 番 千葉泰彦議員	1 7 9
散 会 の 宣 告	1 9 5

第 5 号 (3月7日)

出席議員	1 9 7
欠席議員	1 9 7
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 9 8

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	198
議事日程	199
開議の宣告	201
議事日程の報告	201
諸般の報告	201
議案第16号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決	201
・議案第16号 令和7年度岩泉町一般会計予算	
・議案第17号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第18号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第19号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計予算	
・議案第20号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第21号 令和7年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第22号 令和7年度岩泉町水道事業会計予算	
・議案第23号 令和7年度岩泉町下水道事業会計予算	
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	204
・議案第31号 菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負変更契約 の締結に関し議決を求めることについて	
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	209
・発議案第1号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について	
請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決	210
・請願第1号 小本字小成地内、土側溝の大雨対策に関する請願	
令和7年度議員派遣について	211
副町長の発言	211
閉会の宣告	212
署名	213

令和 7 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 月 3 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 7 年 2 月 6 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 7 年 2 月 6 日 午 後 2 時 1 3 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡 例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠山和英	6 番	三田地久志
	7 番	林崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局 長	中川原 克彦	主 幹 兼 事務局 長補佐	佐々木 剛
	主 査	石垣 直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居 健一	副 町 長	三浦英二
	教 育 長	袈岩 千裕	総務課 長	三上義重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應家義政
	町民課 長	佐藤 哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流 課 長	佐々木 修二	農林水産課長	佐々木 忠明
	地域整備課長	日吉 理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	山崎 幸助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三上 訓一		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和7年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第1号)

令和7年2月6日(木曜日)午前10時00分開会

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 施政方針演述

日程第5 議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第9号)

日程第6 議案第24号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第7 議案第25号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第8 議案第26号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて

日程第9 議案第29号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

日程第10 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて

日程第11 議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第12 議案第2号 岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例について

日程第13 議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第 1 4 議案第 4 号 ふれあいランド岩泉条例について
- 日程第 1 5 議案第 5 号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 議案第 6 号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について
- 日程第 1 7 議案第 27 号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定変更に関し議決を求め
ることについて
- 日程第 1 8 議案第 28 号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めるこ
とについて
- 日程第 1 9 議案第 8 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 10 号)
- 日程第 2 0 議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 1 議案第 10 号 令和 6 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 11 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 2 3 議案第 12 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 2 4 議案第 13 号 令和 6 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 2 5 議案第 14 号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 6 議案第 15 号 令和 6 年度岩泉町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 2 7 議案第 16 号 令和 7 年度岩泉町一般会計予算
- 日程第 2 8 議案第 17 号 令和 7 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 2 9 議案第 18 号 令和 7 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 0 議案第 19 号 令和 7 年度岩泉町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 1 議案第 20 号 令和 7 年度岩泉町観光事業特別会計予算
- 日程第 3 2 議案第 21 号 令和 7 年度岩泉町大川財産区特別会計予算
- 日程第 3 3 議案第 22 号 令和 7 年度岩泉町水道事業会計予算
- 日程第 3 4 議案第 23 号 令和 7 年度岩泉町下水道事業会計予算
- 日程第 3 5 請願第 1 号 小本字小成地内、土側溝の大雨対策に関する請願

散会 の 宣 告

◎開会の宣告

- 議長（菊地弘巳君） ただいまから令和7年第1回岩泉町議会定例会を開会します。
ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。
(午前10時00分)

◎開議の宣告

- 議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地弘巳君） これより議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、4番、畠山和英さん、
6番、三田地久志さん、7番、林崎寛次郎さんを指名します。

◎会期の決定について

- 議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、2月3日、議会運営委員会で決定
を見たものでありますが、本定例会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日から
3月7日までの30日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月7日までの30日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び令和6年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎施政方針演述

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、町長の施政方針演述を行います。

中居健一町長、どうぞ。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 令和7年第1回岩泉町議会定例会の開会に当たり、今後の所信の一端と町政運営の基本方針について申し述べさせていただきます。

まず、昨年1月1日に発災をした能登半島地震及び復興途中の9月に能登半島を襲った能登半島豪雨で被災をされました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本町も、昨年は能登町へ3名の職員を派遣し、微力ながら支援をさせていただいたところであり、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

令和6年度は、長らく続いた新型コロナウイルス感染症の影響により休止を余儀なくされていた町内各地での季節ごとのイベントがほぼ再開をされたほか、地域おこし協力隊や県立岩泉高等学校の生徒によるイベント開催なども行われ、地域の活気が戻りつつあると、そのように実感をすることができました。

一方、1月の能登半島地震に始まり、各地で地震や台風等が頻発し、本町においても8月に台風第5号豪雨により床下浸水や断水、道路決壊が発生するなど、町民の皆様の生活に大きな影響を及ぼし、自然災害の脅威に対する備えの重要性を改めて深く認識をしたところであります。

昨今、自然災害に加え、感染症の流行など新たなリスクの顕在化、物価やエネルギー価格の高騰、猛暑による農産物への被害、海水温上昇が一因とされる海産物の不漁など、地域経済や町民の皆様の生活に影響を与える出来事も続いたことから、町として可能な限りの財源確保に努めながら必要な支援に取り組んでまいりました。

また、今般、国における物価高騰対策の臨時交付金の補正予算成立に即応し、これを

活用して町民の皆様の生活を支援するための事業を実施すべく、本定例会に補正予算として上程をしているところであります。

今後も、社会情勢の目まぐるしい変化に迅速に対応しながら「将来に希望の光が見える政策」を力強く実行してまいります。

はじめに、町政運営の基本となる考え方について申し上げさせていただきます。

私は、町長に就任して以来、平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧復興を第一として、その中で「ふるさと岩泉町」が、町民の皆様にとりまして希望の光を持って心豊かに暮らせるまちであり続けるよう、町政運営に取り組んでまいりました。

令和7年度は、引き続き「産業の振興と地域経済の活性化」「健康・福祉・医療対策の強化」「安全・安心な暮らしの環境づくり」「子育て支援と教育環境の充実」の4つを柱として、公約である「持続可能なまちづくりの創造」を目指して各般の施策を積極的に進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による人流の停滞と近年の物価高騰により、本町をはじめとする過疎地域の経済状況は厳しさを増す一方であります。

このような状況を改善していくため、町内で新たな事業にチャレンジする事業者の皆様や起業を希望する方を応援し、地域の潜在的な力を引き出すことで、地域社会及び地域経済の活性化を促進してまいります。

安全で安心な暮らしの環境づくりにつきましては、県が令和7年度に小本川の新たな洪水浸水想定区域を公表予定であることから、これに合わせて防災マップを更新いたします。

また、津波避難対策として誘導標識の設置等を行い、防災・安全確保策の一層の強化を進めてまいります。

暮らしの基盤である道路整備につきましては、長年の要望活動の成果が実り、令和4年度に国道340号浅内工区が事業化され、令和5年度には国道455号藪川地区の拡幅事業が工事着手されております。

町内各地の未整備箇所の整備につきましても、町民の皆様の安全で快適な生活に寄与するよう、改良工事の実現に向けて今後も尽力をしてまいります。

さらに、住宅環境の改善を推進するため、住宅リフォーム事業補助を拡充し、空き家

解体費補助金を新設するとともに実態調査を行い、空き家問題への対策を強化してまいります。

本町の豊富な地域資源である再生可能エネルギーの活用は、地域活性化と脱炭素化を同時に推進できる重要な取組と考えております。

現在、策定を進めております「岩泉町地球温暖化対策実行計画区域施策編」と「岩泉町再生可能エネルギー推進計画」に基づき、持続可能な発展と環境への配慮を両立させたまちづくりに積極的に取り組んでまいります。

また、令和8年度は本町が町制を施行して70周年の節目の年となりますことから、先人の皆様が懸命に築き上げてきた岩泉町の良さを再認識し、郷土愛の向上と持続するまちづくりを創造するための契機とすべく、令和7年度には記念事業の準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、行財政運営方針について申し上げます。

本町では、人口減少下における持続可能な行財政運営を進めるため、「岩泉町行財政改革大綱」を基本として、組織の再編等による業務の効率化、公債費の抑制、デジタル技術を活用した行政サービスの生産性向上などを推進してまいりました。

今後におきましても、ふるさと納税など自主財源の確保に注力するとともに、多面的な観点から事務事業の改善・改革に取り組み、社会経済の変化に即した財政運営や多様化する課題に対応できるしなやかな組織体制の構築に努めてまいります。

また、公平性と持続可能性を兼ね備えた行政サービスの実現のため、各種手数料及び使用料、補助金制度等についても多様な視点から見直しを進め、町民の皆様へのサービスの質的向上と、健全な行財政運営の両立を目指してまいります。

次に、予算編成方針について申し上げます。

今回ご提案いたします令和7年度当初予算案は、まちの将来像である「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現に向け、5つの重点プロジェクトを中心とした各般の施策を着実に推進するための予算編成といたしました。

台風第10号豪雨災害からの復旧・復興予算を通常の公共事業に振り向けることが可能な状況になってまいりましたが、財政状況は依然として予断を許さない状況でもあることから、限られた予算で最大の効果を発揮すべく、重要度と実効性を見極めながら、予

算の配分に努めたところであります。

次に、令和7年度の主要な施策について「岩泉町未来づくりプラン」の3つの基本目標の区分と、それぞれの基本方針に基づいて順次ご説明を申し上げます。

初めに、「誰もが健康で学び幸せな生涯が咲き誇る『生きがいの花』づくり」について申し上げます。

まず、「町民が健やかに生活していくことができる健康・保健・医療の充実」であります。

健康づくりにつきましては、予防医療及び早期発見・早期治療を推進する観点から、これまでがん検診の無料化やおたふくかぜ及び帯状疱疹の予防接種に対する助成制度の新設などを行ってまいりました。

令和7年度は、生涯を通じた女性の健康支援への取組として、これまでの検診に対する支援に加え、新たに骨粗鬆症検診に対する支援を実施いたします。

また、保健師による個々の状況に合わせた保健指導のほか、栄養士による食生活への助言や食生活改善グループとの連携など、健康づくりの取組を一層充実させ、健康寿命の延伸につなげてまいります。

医療の充実に関しましては、安定した医療体制を維持し、町民の皆様の生活を支えるため「へき地医療拠点病院」として指定をされている済生会岩泉病院への支援を継続してまいります。

次に、「多様な町民が共に地域で支え合う福祉の充実」であります。

4月に開設する「こども家庭センター」において、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する総合的な相談支援の実施に取り組み、子育て世帯の皆様が安心して子どもを産み育てられる環境整備の強化を図ってまいります。

子育て支援策につきましては、子どもの成長ステージに応じて保育料、医療費及び給食費の無償化、在宅子育て支援金の創設などに取り組み、子育て世帯の皆様の経済的負担の軽減に努めてまいりました。

特に医療費の無償化は、予期せぬ病気やけがの際にも医療機関を受診しやすくなり、安心して子育てができる環境づくりに役立っているのではないかと捉えているところであります。

今後も、町の子育て支援策をさらに充実させるため、国や県の施策の動向を見極めつつ、間断なく取り組んでまいります。

高齢者福祉事業につきましては、高齢者の社会参加の促進と日常生活の質の向上を図るため、加齢性難聴者を対象に補聴器購入への助成を行ってまいります。

併せて、高齢者の健康維持推進事業といたしまして、健幸アップポイント事業や百歳体操などの取組を継続し、健康寿命の延伸を進めてまいります。

町民の皆様が共に支え合い、地域で安心して楽しく暮らすことができるよう、岩泉町社会福祉協議会や福祉関係団体等との連携を強化し、支援を必要とする方の複合的な課題に対応するための体制づくりに努めてまいります。

次に、「生涯を通じて学んでいくことができる教育環境の構築」であります。

教育施設のバリアフリー化を進める一環として、小川小学校の階段に車椅子用の自動昇降機を設置し、全ての児童が快適に学べる環境を整備してまいります。

また、地域ぐるみで子どもたちを育む体制の整備を図るため、地域連携コーディネーターを新たに配置し、学校と地域の連携による多様な活動の促進に努めてまいります。

県立岩泉高等学校は、町になくてはならない教育機関であり、存続するための生徒数の確保は町にとっても大きな課題でありますことから、振興策や通学費に対する支援を継続してまいります。

現在、同校における町外中学校からの進学者は、全校生徒116人中34人と3割近くを占め、2クラス制の維持に大きく貢献しております。

今後も2クラス制を継続するためには、町内だけではなく町外からの入学生の確保も必要でありますので、関係者等と連携し、学校の魅力を町内外に発信するとともに、いわて留学事業による入学生の確保にも引き続き取り組んでまいります。

国内外研修交流事業は、児童生徒の貴重な社会勉強及び体験学習の機会となっておりますことから、持続可能な形での交流を継続してまいります。

次に、「生活に潤いと生きがいをつくる文化・スポーツの推進」についてであります。

歴史民俗資料館につきましては、イベントや企画展などの実施による魅力の発信に努めるほか、町の歴史・文化等の情報発信施設としての機能をより高めるため、近現代史の編さんに向けた調査を継続してまいります。

スポーツの推進につきましては、海洋センターは施設全体の老朽化が進んでおりますので、良好な施設環境を安全に提供していくため、大規模改修の検討を進めてまいります。

併せて、一般社団法人岩泉町スポーツ協会及びスポーツ少年団への支援を継続し、町民の健康増進と生きがいに資するスポーツの振興を推進してまいります。

次に、「安全安心で豊かな生活が咲き誇る『暮らしの花』づくり」について申し上げます。

まず、「便利で心地よい生活ができる生活基盤の確立」であります。

道路整備の促進につきましては、令和6年度県の公共事業評価において、「主要地方道宮古岩泉線猿沢地区」と「国道455号軽町地区」が事業実施が妥当であると判断をされました。

これまでの町民一丸となった粘り強い要望活動の成果が認められたものと感じております。

国道455号藪川地区は昨年度から拡幅工事を実施しているところではありますが、引き続き、施工中の工事の早期完成と未改良区間の整備について要望をしてまいります。

国道340号は、用地測量が進められている浅内工区の早期工事着手とともに、さらなる未改良区間の事業化に向け、強く要望をしてまいります。

主要地方道及び一般県道の整備促進につきましては、各道路整備促進期成同盟会と連携しながら要望活動を展開してまいります。

特にも、県が改良事業実施を妥当と判断した猿沢地区1.16キロメートル区間につきましては、一日も早い事業実施に向けて力強く要望をしてまいります。

町民の皆様に身近で重要なインフラである町道の整備につきましては「鼠入川線」や「半城子線」の舗装工事などを実施するとともに、道路施設点検の実施や老朽化が進む橋梁などの補修工事を行い、施設の長寿命化を計画的かつ着実に図ってまいります。

台風第10号豪雨災害復旧事業に係る県の河川改修工事につきましては、小本川と清水川も令和7年度中の完成見込みと伺っておりますので、町民の皆様の安全で安心な暮らしを守る観点から、早期完成について要望をしてまいります。

小川地区複合施設につきましては、現在、地域の防災力向上及び地域コミュニティ活

性化の拠点施設となるよう、令和7年度の完成を目指し整備を進めております。

レクリエーション広場につきましては、遊具を新設し、子どもたちが楽しく集える公園として環境を整えてまいります。

公共交通につきましては、安家地区で実証運行を行っておりますデマンドタクシーの運行を本格運行に切り替えるとともに、他地区でのデマンド運行の実証実験について検討してまいります。

三陸鉄道につきましては、町民の皆様の通学や買い物、通院など、生活の足として大きな役割を担っておりますことから、引き続き必要な支援を行ってまいります。

D X推進による公的サービスの質の向上につきましては、いわゆる「書かない窓口サービス」を本年3月から運用開始することにしており、町民の皆様の行政手続の負担軽減が図られる見込みとなっております。

情報通信につきましては、テレビ共同受信設備の経年劣化に伴い更新が必要となっている組合に対し、ケーブルテレビへの切替えに係る支援を継続してまいります。

I P告知システムにつきましては、現行のまま使用することができなくなりますことから、今後約3年間を新しい情報配信手段への移行期間として、町民の皆様への周知を徹底するとともに、スマートフォンなどの取扱いに関するサポート体制を強化し、着実な移行に努めてまいります。

次に、「自然との共生と安全安心で防災力が強いまちづくりの実現」であります。

防災・減災対策につきましては、県による小本川河川改修工事の完了及び新たな洪水浸水想定区域の公表に合わせて「岩泉町防災マップ」を更新いたします。

併せて、町民の皆様の防災意識を高め、災害への備えを促すため、インターネットに接続することで、誰でも容易に防災マップの最新情報にアクセスできる仕組みを構築してまいります。

さらに、搜索救助活動や消防活動などで活用するため、新たにサーマルカメラを搭載したドローンを導入し、ドローン運用部隊であるブルードラゴン隊の活動を強化してまいります。

危険箇所の対策としては、令和5年3月に津波浸水想定区域内となった中島、岸、卒郡などに指定緊急避難場所への避難誘導標識を新たに設置し、町民の皆様の生命を守る

ための避難誘導を強化してまいります。

小本漁港海岸保全施設である小本漁港水門につきましては、令和7年度の補修工事完成に向けて工事を進めてまいります。

また、災害時における初動体制の充実には地域防災力の向上が必須であることから、防災・減災意識の高揚に努めるとともに、地区自主防災協議会や町防災士連絡協議会と連携した訓練を継続して実施をしてまいります。

消防体制につきましては、複雑化・大規模化する災害に対応するため、岩泉町消防団施設整備計画に基づき、防火水槽や消防車両などの消防施設を計画的に整備し、消防団活動体制の充実強化に努め、被害の軽減を図ってまいります。

人口減少と高齢化が予想より早く進行する中で、本町が持続していくためには、町民の皆様と強い信頼関係を構築しながら協働の体制を強固にしていくことが一層重要となっております。

そのためには、地域振興協議会が主導的な役割を果たすことが重要でありますので、継続した意見交換を行いながら、町民の皆様が主体的に行う生きがい創出や地域活性化、生活安全対策などの取組を支援してまいります。

次に、「いつまでも快適な暮らしができる住環境の実現」であります。

町営住宅につきましては、小川石畑第2団地改修工事など、長寿命化計画に基づくライフサイクルコストを抑えた計画的な修繕や改修を進めてまいります。

住環境の向上につきましては、住宅リフォーム事業補助金を拡充し、さらなる良好な住宅環境の整備を支援してまいります。

空き家対策につきましては、町内の空き家の利活用や適正な管理を推進するため、空き家実態調査を実施するとともに空き家解体費補助金を創設し、倒壊などの危険のある空き家の発生抑制や住宅建築用地の確保に努めてまいります。

U I ターン事業の推進及び定住対策につきましては、多様な働き方の受け皿となる特定地域づくり事業協同組合への支援を継続してまいります。

この地域雇用創出の取組は、令和6年度に2人の派遣を開始しておりますので、この実績を足がかりに着実な成長を目指してまいります。

地域おこし協力隊は、平成29年度の制度活用開始から現在までに着任した隊員数は43人

を数え、その中にはご家族やパートナーと一緒に転入した方や、本町で出会いがあり新たな家庭を築いている方もおられます。

町といたしましては、隊員の活動を継続的に支援するためのサポート体制を維持してまいりますとともに、隊員として地域の諸問題を理解し、その解決に共に取り組んでいただける方々の募集を今後も行ってまいります。

水道事業に関しましては、昨年8月の台風第5号の際に水道施設が被害を受けたことにより一部地区で断水が発生しておりますことから、台風などに対する災害対策を鋭意進めてまいります。

汚水処理の推進につきましては、下水道区域外で浄化槽の設置を希望する方に対する支援を拡大するとともに、下水道区域内において、自然流下で下水の排水が困難な方に対する補助制度を創設し、快適な生活環境の整備と公衆衛生の向上を図ってまいります。

また、上下水道事業の長期的な持続性を確保するため、料金の適正化について検討し、安定したサービスの提供と施設の維持管理を行ってまいります。

再生可能エネルギーにつきましては、再エネ導入可能性調査事業の結果により、公共施設への太陽光発電設備等の導入や小水力発電の事業などが期待されることから、今後具体的な取組を検討してまいります。

さらに、分散型の地域エネルギーシステムの構築に向けた情報収集と考察を行い、エネルギーの地消地産と地域内経済循環の実現に向けて、多様な角度から調査、研究をしてまいります。

次に、「地域資源を活用し新しい価値が咲き誇る『なりわいの花』づくり」について申し上げます。

まず、「町内の豊かな地域資源を活用した魅力ある農林水産業の創造」であります。

農業は町の基幹産業であり、6次産業化による地域活性化及び地域内経済循環の面からも将来にわたり推進していくことが重要でありますので、後継者対策や新規就農者への支援策など農業経営継承への取組を継続してまいります。

また、農地の有効活用と効率性・収益性の向上を図るため、農地の集約化などを進めるほか、町の特産品である畑わさびの安定した収量確保のため、苗の供給対策など必要に応じた支援を講じてまいります。

岩泉農業振興公社につきましては、農家の経営効率化や安定化のため、育成牛の預託受入や町有牛の貸付、堆肥処理及び製造販売、家畜粗飼料の供給など、多岐に渡る町内農家への支援における中心的な役割を担っておりますことから、必要な事業支援を継続してまいります。

畜産につきましては、畜産農家の持続可能な事業運営のため、草地更新の助成、短角牛の繁殖素牛の市場導入や自家保留への支援など、ニーズに応じた支援を行ってまいりました。

今後も畜産農家の皆様の需要を的確に捉え、関係団体とも連携した実効ある施策を検討してまいります。

また、令和7年度は本町にホルスタイン種が導入されて130年になりますことから、第三セクターも含めた関係者等と記念事業について協議・検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

大牛内育成牧場につきましては、酪農家の皆様のニーズを把握した上で、国の支援事業の活用を視野に入れながら、中長期的に、実現性のある効果的な管理・運営方法について調査、研究をしてまいります。

獣医療体制の確保につきましては、畜産業の皆様が不安なく必要な獣医療サービスを受けることができるよう、関係機関との連携と協議を継続するとともに、県に対し、地域獣医療体制の確立に向けた対策について要望をしてまいります。

林業につきましては、森林環境譲与税を活用した事業実施計画に基づき、新規従業者の雇用支援や高性能林業機械の導入支援などを継続的に推進し、林業事業者の経営基盤強化と競争力向上を図ってまいります。

併せて、ナラ枯れ対策や再造林推進事業により、町の有用な資源である森林環境の保全と活用に取り組んでまいります。

また、森林経営管理制度の意向調査により町へ経営管理を希望した民有林につきましては、防災・減災機能の維持や増進が図られる森林について整備を行うとともに、未実施である岩泉地区を対象とした意向調査を実施してまいります。

町有林の二酸化炭素吸収量を「J-クレジット」制度を通じて売却する取組につきましては、これまで多角的な視点から活用方法の検討を行ってまいりました。

今後も、本町の独自性を考慮した最適な方策を模索してまいりますとともに、具体的な実行に向けた体制を整え、可能な限り早期に成果を出せるよう努めてまいります。

鳥獣被害対策につきましては、ニホンジカ及びイノシシ、ツキノワグマによる農作物被害が頻発していることから、引き続き侵入防止及び駆除について支援をしてまいります。

特にツキノワグマにつきましては、人里への出没が相次ぎ町民の皆様の安全が脅かされる深刻な状況にあることから、捕獲及び追い払いに係る町猟友会への支援を継続し、併せて、熊の生活圏への効果的な侵入防止策を研究してまいります。

水産業につきましては、漁業経営の維持・継続のため、新規就業者及び担い手確保対策に取り組むとともに、サケの稚魚及びアワビ・ナマコの種苗放流、ウニの畜養試験、コンブの養殖試験を支援し、水産資源の回復に尽力してまいります。

また、不漁により経営が不安定な状況が続いていることから、漁業者の廃業につながらないように、漁業共済保険及び漁船保険の加入に対する支援を引き続き実施してまいります。

内水面漁業につきましては、令和7年度中に小本川の河川改修工事が完了する見込みであることから、安家川に続き小本川でも放流数を増やすための支援を行い、資源回復と一般遊漁者の増加を図る取組を進めてまいります。

次に、「やりがいを感じられる雇用の場の確保と活気ある商工業の振興」について申し上げます。

岩泉ホールディングスにつきましては、販路拡大及び新規出店が続いており、町の知名度とブランド力を底上げするまたとない好機でありますことから、連携を強化し、町特産品全体の販路拡大に努めてまいります。

子会社である岩泉きこの産業と岩泉総合観光につきましては、施設設備の改修により、エネルギー効率向上による経費削減及び環境整備による作業効率化を進めてきたところであります。

第三セクターは、本町の雇用の確保及び産業振興において重要な役割を担っておりますことから、各社の経営状況と課題を常時共有することにより、状況に応じた支援を検討し、経営安定化と波及効果による地域経済への活性化に取り組んでまいります。

地域での創業及び新しい事業の立ち上げは、産業構造の多様化をもたらし、地域の「稼ぐ力」を底上げするとともに、地域資源を活用した新たな産業と雇用を創出し、地域全体の持続的な発展につながる取組だと認識をしております。

新しい価値の創出を促し、さらなる地域の活性化を進めるため、中小企業振興資金融資に新たに開業資金枠を設けるとともに、国の支援制度である「ローカル10,000プロジェクト」の活用を図り、新たなビジネスの立ち上げを支援してまいります。

ふるさと納税につきましては、制度を通じて寄せられた寄附金が、令和6年度においても前年度に続き3億円を超え、本町の発展に欠かせない重要な財源になっております。

また、返礼品として地元の特産品を活用することで、町内経済活動の活性化につながっておりますことから、引き続き、地域の事業者との協力関係を密にしながら、新たな商品の開発や魅力的な企画立案に積極的に取り組んでまいります。

次に、「雄大な自然環境を活用し、国内外からの観光客を呼び込む観光業の振興」について申し上げます。

本町のシンボルである龍泉洞につきましては、昨年5月に昭和36年の町営化から数えて入洞者数1,600万人を達成いたしました。

観光客の方々に選ばれ続ける魅力的な観光鍾乳洞として、洞内の自然環境の保全及び周辺環境整備に努めるとともに、デジタルコンテンツの企画立案を進め、さらなる満足度の向上を図ってまいります。

岩泉町観光協会につきましては、本町への来訪者に対してより豊かな観光体験と充実したサービスを提供できるよう引き続き支援をしております。

さらに、龍泉洞園地の清掃等業務を観光協会に委託することで、観光客へのおもてなしと環境整備を一体的に推進してまいりますとともに、同協会が将来的な観光地域づくり法人化を目指して行う取組をサポートしてまいります。

民間の力を活用しながら整備を進めておりますふれあいらんど岩泉につきましては、本年4月にリニューアルオープンを予定しております。

今後は、本町の体験型観光の拠点及び龍泉洞と並ぶ観光の要として発展するよう、その魅力を広く発信し、認知度を高め、より多くの観光客の皆様にお越しいただけるよう努めてまいります。

西の玄関口である早坂高原や南北250キロメートルに渡る壮大な三陸復興国立公園、日本一広大な三陸ジオパーク、そして東北の森・里・海の豊かな自然環境を体感できるみちのく潮風トレイルといった自然資源を活用して、国内外からの交流人口拡大につながる事業も継続・推進をしております。

以上、令和7年度における主な施策の概要について申し上げます。

結びになりますが、本町は少子高齢化や人口減少という根本的な問題から派生した多様な課題に対処していかなければなりません。

町を取り巻く社会情勢と町民の生活様式が大きく変容する中で、将来世代によりよい形で「岩泉町」を引き継ぎ、町民の皆様が将来への希望と生きがいを持って豊かに生活できるようにするためには、従来の考え方から殻を打ち破り、新たな視点で課題に取り組む必要があるものと認識をしております。

そのためにも、町議会の皆様並びに町民の皆様と心を一つにし、持続する活力あるまちづくりに向けて、それぞれの立場から知恵を出し合い、一つ一つの課題に真摯に向き合い、ひるむことなく果敢に挑戦をしていく所存であります。

議員各位並びに町民の皆様のなお一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願いを申し上げ、私の所信とさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） 町長の施政方針演述が終わりました。

町長の施政方針、その他に関する一般質問は、2月27日及び28日に行いますので、議員各位の質問通告は2月13日正午までをお願いします。

ここで換気のため11時まで休憩します。

休憩（午前10時52分）

再開（午前11時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第5、議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

[総務課長 三上義重君登壇]

○総務課長（三上義重君） 議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度岩泉町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,786万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億31万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

それでは、議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）についてご説明させていただきます。

長期にわたる物価高騰に直面する町民・事業者の皆様に対し負担軽減支援を講じるため、さきの臨時議会で取り急ぎ低所得世帯支援の予算を議決いただきましたが、さらに各分野へ幅広く支援を講じるため、事業を絞り本補正予算のお願いをするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。今回の補正予算項目は全て、別冊でお配りしております令和6年度補正予算新規事業等概要に網羅されておりますので、その概要書に沿って私のほうからまとめてご説明させていただきますので、別冊、補正予算等概要書を御覧願います。資料に沿って可能な限り簡潔にご説明させていただきますので、ご容赦願いたいと存じます。

それでは、最初に2ページを御覧願います。3款1項1目、事業名は福祉サービス事業所物価高騰対策支援事業です。事業の内容であります、町内の福祉サービス事業者に対する支援を行うものであります。支援内容としましては、入所系福祉サービス事業所に対し定員割として1名当たり1万円、通所系及び訪問相談系福祉サービス事業所に対して事業所割として1事業所当たり通所系10万円、訪問相談系3万円を支給するもの

でございます。事業費は、定員割、241名、241万円、事業所割、16事業所、118万円、合計359万円となります。給付スケジュールとしましては、本日議決いただいた後、今月から3月まで申請受付を行いまして、申請書類確認後、順次支給を進めてまいります。

続きまして、3ページを御覧願います。5款1項3目、事業名は農業生産資材価格高騰対策支援事業でございます。事業の内容であります、令和6年中及び令和7年に米・野菜及び果樹等、これは耕種作物になりますが、果樹等を出荷・販売している農業者・新規就農者に対し支援を行うものであり、令和7年作付分の元肥購入費用のうち、この著しい物価高騰となる前の令和2年比からの上昇分に2分の1を乗じた額を交付します。1経営体当たり10万円を上限としまして、事業費は228万6,000円となります。2月下旬にはぴーちゃんねっと及び郵送で制度周知し、順次受付を行ってまいります。

次に、4ページを御覧願います。5款1項4目、事業名は草地更新事業でございます。本事業は、町内に住所を有する畜産経営体を対象に、その経営の柱である自給粗飼料の基盤を強化するため、草地を更新する経費の一部を支援するものでございます。

草地を更新する種子、肥料、土壌改良剤、除草剤の購入経費について、1経営体当たり55万6,000円、1ヘクタール当たり27万8,000円を上限として助成を行うもので、事業費は1,000万8,000円であります。こちらも2月下旬にはぴーちゃんねっと及び郵送で制度周知して、順次受付を行ってまいります。

続きまして、5ページを御覧願います。5款1項4目、事業名は家畜飼養資材価格高騰対策支援事業でございます。この事業も町内に住所を有する畜産経営体を対象としており、1経営体当たり100万円を上限として、本年2月1日現在の頭数を基準として、1頭当たり乳用牛3,000円、肉用牛1,800円、肉豚400円の支援金を交付するものでございます。事業費は884万8,000円で、本事業も2月下旬にはぴーちゃんねっと、郵送で制度周知し、順次受付を行ってまいります。

次に、6ページを御覧願います。5款3項2目、事業名は漁業経営セーフティネット加入者支援事業でございます。漁業者と国の拠出により基金を造成し、燃油価格が一定の基準を超えて上昇した場合に補填金が支払われる漁業経営セーフティネットに加入している漁業者を対象としまして、加入に要する漁業者拠出金の20%を助成するものでございます。事業費は32万9,000円。本日議決いただいた後に、今月から3月まで申請受付

を行いまして、申請書類確認後、順次支援金を交付してまいります。

概要書最後のページ、7ページを御覧願います。6款1項2目、事業名は町内消費購買拡大事業でございます。ご案内のとおり、岩泉商工会に対する補助事業として実施しまして、町民の皆様へプレミアム付商品券の発行を通じて消費を下支えし、併せて町内商店等での消費購買を促して、地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。

町内の事業所で使用できるプレミアム龍ちゃん商品券1万2,000円分を1万円、プレミアム率は20%で販売を行います。販売枚数は1万セット、これは1人6セットまでになります。引換予定日が令和7年6月下旬、使用期間は本年4月から12月までとしてございます。事業費は2,280万円であります。

以上6事業となっておりますが、本補正予算でお願いしております全ての事業が国庫補助金であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、補助率は10分の10を財源としてございます。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。議案第7号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）の予算書7ページを御覧願います。

14款2項1目総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金5,088万2,000円を増額計上しております。

最後に、4ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費補正でございます。今回補正予算をお願いしている全6事業、総額4,786万1,000円の繰越明許費を追加するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第7号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を款ごとに、次に歳入を一括で質疑することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は先に歳出を款ごとに、次に歳入を一括で質疑することに決

定しました。

これから歳出の質疑を行います。8ページをお開きください。

3款民生費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

次に、5款農林水産業費に入ります。質疑ありませんか。

12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） ここで伺いますが、農林水産業の中でも農業については今回それなりの事業が提示されましたが、例えば林業関係とか、それが今回ないわけだが、具体的には町内でも進めているいわゆる菌床シイタケなり原木シイタケ、種駒とか原木の、一層の補助等が当然考えられてもいいと思うのだが、今回上げなかった理由は何ですか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今般林業関係の補正予算をお願いしておらないところなのでございますけれども、先ほどご質問のありました菌床シイタケ、原木シイタケ等々の事業につきましては県の事業のほうで対応がなされておりますので、町としては今回の補正予算のほうには見送りとさせていただきました。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山和英議員。

○4番（畠山和英君） この家畜飼料資材価格高騰の分ですけれども、この乳用牛、肉用牛、肉豚といふのかな、これが1頭当たりの金額なのですが、ほかには計数とかあるのですけれども、説明資料に、大体あれですかね、乳用牛とか肉用牛、どの程度ですかね、見込んでいるというか、大体はつかんでいるかと思えますけれども、2月1日現在ということでもありますので、それについてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今般補正予算をお願いしているこの分につきましては、毎年2月1日現在で全国一律で頭数把握をしてございます。今般も2月1日現在にいる乳用牛、肉用牛、豚全頭に対して今回の支援を考えてございます。大体の頭数でございますけれども、今現在、令和7年の2月1日現在の頭数につきましては個体識別センターのほうに問合せ中でございまして、そちらの数字はちょっと持ち合わせてはござい

せんが、令和6年の2月1日現在の数値でいきますと、乳用牛が大体700頭前後、それから肉用牛につきましてが2,900頭前後、そして豚につきましても1,600頭程度というふうに見込んでございます。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山昌典議員。

○3番（畠山昌典君） 1項3目の農業生産資材価格高騰対策支援事業ですけれども、農業している方、規模が大きい方から小規模な方までいると思いますけれども、この事業者の数というのは把握しているのでしょうか。

それと、規模に応じてこの支援が変わってくるのか、小規模でも同じような支援になるのか、その辺はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 支援の対象戸数は約100戸を見込んでございます。

規模の大小にかかわらず、今般7年の経営を継続するための元肥等の購入に対する支援でございますので、それに対して上限を設けまして支払いをさせていただきます。つきましては、規模が大きいからとか、小さいからという形で支援の内容が異なるということはありません。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山昌典議員。

○3番（畠山昌典君） そうすると、規模が大きいとそれなりに購入するものも大きくなると思うのですが、そういったところに対してのさらなる支援というのは考えていないのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 当然規模が大きくなれば大きくなるほど購入する量も増えますけれども、スケールメリットという形で金額的にも抑えられる分もございませし、あとは町の予算も無限にあるわけではございませんので、その辺は上限を設けさせてもらって支給するというご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂丈司議員。

○11番（合砂丈司君） 4ページの草地更新ですが、これ予算1,008万円ですか、予算取っていますが、例えば草地更新で戸数が、希望者が思ったより増えた場合、あくまでも1,008万円で収めるのかどうか、その辺をお聞きします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今般の重点交付金での対象事業ということになりますので、この予算をもちまして、追加ということはなく、この予算の中で草地更新のほうは実施してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） 例えばそれ超えて申込みにならなかった、外れた人はどうなるのですか。次回またあるのかどうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 農家を外すということではなくて、この限られた予算の中での配分という形で、今お示ししていた金額よりは若干補助率は下がるかもしれませんが、皆様には更新のほうを進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

昨年度も申し込んでいただいた方もいるのですけれども、途中で事業断念をなされた方も中にはおまして、実績とすれば今般の予算よりは大分低い価格で抑えられております。ですので、今般積算した数字と面積の部分については皆様に行き届くような形で積算したものと私どもでは認識してございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、次に6款商工費に入ります。質疑ありませんか。

6番、三田地久志議員。

○6番（三田地久志君） このことについての質問ということではないのですが、考え方として、ある自治体では米の高騰によって各世帯に3キロだったか5キロずつ、その自治体の米を各世帯に配付というような今回施策をしたところもあるようなのですが、そういう議論とかというのはなされなかったのか、どうなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上義重総務課長。

○総務課長（三上義重君） まずは、庁舎内での議論のほうは、もちろん国のほうからの情報も入って、各課のほうでそれぞれの関係機関を確認しながら状況をまず確認してい

ます。その中で、また庁舎内である程度候補になる事業をリストアップしていきます。確かにほかのところで米を配っているというのもございますが、方法は様々ございますので、我々のほうでもやはり町内の商店街、あるいは物価高騰自体は皆さんへの負担がかかってございますので、まず方法とすれば、お米を配る方法もありますけれども、今回のプレミアム商品券のほうが波及効果は大きいのかなということで選択してございますので、慎重な議論は重ねてございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） というのは、なかなか目新しいというか……新しいのがいいというわけではないけれども、いつも同じことの繰り返しの様な気がするのですね。商品券が欲しくてもやっぱり買えない方も町民の中にはいらっしゃるという事実は間違いなくあるわけなのです。そうすると、本当にそれが皆さんに公平に波及されているのかというところが、ちょっと私としては考えさせられる。そこを何とかできないのかなと。せっかく来ている交付金がうまく町民の皆さんに上手にやる仕組みというのをさらに、これからあるかどうか分からないけれども、検討しておく必要があるのだろうと。来てから考えるのではなくて、何回か実績が重なってきていますから、可能性はまだあるかもしれない。そうすると、その時点で考えるのではなくて、最初から次はどんな施策があるのかということアンテナ高くして、さらに自分たちで検討を加えていくということをぜひしてほしいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） この物価高騰対策に関しましては、もう2年半あるいは3年近くなっています。まず、先が見えないというところで、国のほうでも一時的な部分でまず予算対応をしております。我々のほうでも実際、もう長期になっていますので、一発でのカンフル剤的なもので直るものではございませんので、随時状況を見ながら、まず事業は検討していると。これはほかの市町村でもやはり同じような事業になってしまうということでございますので、ただそのところは我々のほうでも、今はもうネットのほうである程度情報収集できますので、何かまた町民の皆様にも効果のある部分、そういった事業を実施できるようには研究してまいります。その辺のところは何か中でも相談していきましますし、各議員からもこういったものがないのではないかとというよう

なご提言もいただければ大変助かりますので、一緒に考えていただきますようよろしく
お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） 7ページについてお伺いします。

全額が国庫補助ということで、とてもいい事業だと思いますので、その中で事業主体
が町と商工会ということになりますけれども、この商工会の加盟店だけで今まではその
券が使えるというので一覧表が来たわけですが、今のお話のように一つでも多くの店舗、
商店街に、商工会に加入していても、いなくても、何か広くこの商品券が使えるような
仕組みというのはこの補助制度上できないのかどうか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 利用店舗のほうを増やして地域経済のほうの、商
店のほうも活性化というお話かなと思います。まず、商工会の会員、そしてスタンプ会
の会員の方々がこの龍ちゃん商品券、プレミアムの商品券のほうの登録をいただしてい
る状況でございます。商工会の会員数については約300弱の会員数の中で、龍ちゃん商品
券の取扱店舗は現在136店舗が登録をされているという状況でございます。登録店舗につ
きましては、商工会のほうで随時ご案内をしながら更新をしているということござい
ますので、今回もこのプレミアム商品券の関係で、商工会とも連携しながら、事業者の
皆さんにもご案内のほうはしながら、そして商工会の会員でない方につきましては商工
会とも相談しながら登録については検討していきたいなというふうには思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） これもなかなか商工会には加入促進というのが思うようにいっ
ていないところもあるかなというふうに見受けております。ですので、この制度を使いな
がら、今、課長がご答弁されたように、商工会の強化も含め、そしてまたトータルで436の
商店でこれが利用が可能だと。ただ、表を見ると、そんな436店舗というぐらいは、利用
可能な店舗としては町民には知らしめられていないような気もしておりますので、その
点についてもぜひ商工会なり、スタンプ会なりに協議していただいて、漏れなくそれが
利用できるようにご指導をお願いしたいと思っております。これは要望で終わります。

○議長（菊地弘巳君） 10番、三田地和彦議員。

○10番（三田地和彦君） この予算については、何も私は異議はございません。ただ、言っておきたいのは、この場で言っているのかどうか分かりませんが、岩泉のうれいら通りで感じたことは皆さんありませんか。というのは、夕方6時過ぎるとうれいら通りの店が何軒も電気がついていないのですよ。これでプレミアム商品券とか何かうたって、大変なことになると思うのです。大変なことになるということの意味は分かりますか。商店に明かりがついていないのですよ。電気料だけでも補助して明かりだけでもつけておいてもらうような、店を開けてもらうような対策を商工会でも通じて何とか話し合っていたきたいと思います。これはお願いでございますので、答弁は要りません。令和7年度の予算を組むと思いますから、何とかよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。歳入一括です。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。

4ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで議案第7号の質疑を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第6、議案第24号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第24号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。地域経済の活性化及び雇用の維持確保を図るため、龍泉洞温泉ホテル及び同用地を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産。別紙のとおり。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町岩泉字府金48番地。氏名、株式会社岩泉総合観光、代表取締役社長、下道勉。

4、貸付方法。使用貸借。

5、貸付期間。令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社岩泉総合観光に龍泉洞温泉ホテル及び同用地を無償で貸し付けようとするものである。

次のページに別紙といたしまして貸付けをする財産、土地、建物の一覧をおつけしておりますので、御覧願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第24号について質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） 議案にあります第三セクターの経営状況によると、この岩泉総合観光が832万5,000円という当期純利益というふうな数字が示されています。そのときに、それでもなおかつこの無償貸付けというのが必要になってくるのかどうかの答えをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えいたします。

今期の経営状況の3月末時点までの経営状況の収支の見込みでございますが、590万円ほどの赤字見込みというふうになってございます。1月、2月、3月、閑散期というところもありまして、例年この期間に赤字のほうを計上しているということで、トータルで1年間見ますと590万円の赤字になる。

今期におきましては、厨房の改修工事のほうを2月6日から2か月間ほどいたしますので、その間の宿泊のほうは素泊まりのみというものでございますけれども、そういった状況もございまして、あとは夏場のほうの売上げ、そちらのほうはやはり災害の関係でキャンセルあるいはお土産品の減少等ございまして、約2,000万円ほどの売上げが減少してございます。

そういったところを踏まえながら、来年7年度につきましても使用貸借、無償で貸付けのほうをお願いしたいというところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉泰彦議員。

○1番（千葉泰彦君） ただいまのご説明ですと、来年度の事業計画上も利益が出ない見通しだという意味と理解してよろしいですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 来期の計画につきましては、本年度、観光庁の事業を使いましてモニターツアーを実施してございます。冬期間の誘客が課題というところで、こちらのほうを7年度以降も実施できるように今、事業を組み立ててございます。したがって、来期7年度におきましては改善計画を踏まえながら黒字のほうを、単年度黒字を目指していきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 累積損失に対して無償貸付けをすべきだという判断をなさっているということよろしいのですか。黒字になるのであれば無償でなくてもいいのかというふうに思うのですけれども、黒字化を目指す、見込むという中で無償貸付けにするというのは累損が重たいからという理由ですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 経営のほうにつきましては、累損のほうを解消していくためにも単年度の黒字は必要ということで、今回の免除、7年度の免除につきましては、議会のほうにもその都度経営状況を報告しながらという形にはなりますけれども、7年度につきましては免除を行いながら黒字化を目指すというところを目指していきたいなと思っております。最終的には、議員のご発言のとおり、累積の解消にも相当の年数が必要でございますので、これらの使用の貸付けに関してはその都度議会とも相談しながら対応していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

それでは、これから議案第24号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

議案第24号の採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第7、議案第25号 財産の貸付けに関し議決を求めることに

ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

[総務課長 三上義重君登壇]

○総務課長（三上義重君） 議案第25号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。平成28年台風第10号被災事業者の事業支援及び旧岩泉町立小本中学校の利活用を図るため、同校舎等を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産。別紙のとおり。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町岩泉字村木48番地1。氏名、株式会社清水川クリーニング、代表取締役、小原次子。

4、貸付方法。使用貸借。

5、貸付期間。令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社清水川クリーニングに旧岩泉町立小本中学校校舎等を無償で貸付けしようとするものである。

次のページに別紙といたしまして貸付けする財産、土地、建物の一覧をおつけしておりますので、御覧願いたいと存じます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第25号について質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、三田地和彦議員。

○10番（三田地和彦君） これは28年の台風からということで約9年近くたっているわけですが、今度貸し付けると、これは3年になるのかな、そうすれば10年超えるわけですが、この業者の経営状態なんかは役場さんのほうでは確認しておりますか。そこら辺をご答弁お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

清水川クリーニングの経営状況につきましては、資料を頂戴して経営状況は把握しておるところでございます。概要につきましては、燃料の高騰、物価の高騰等でやはり厳しい状況にあるようでございます。したがって、コロナから3年間の間のやはり売上げの大きな減少というものが大きく影響しているというように伺っている状況でございます。

経営状況を改善していくという方策につきましては、親会社というか、出資の母体でございますいんべクリーニングさんのほうの支援をいただきながら経営改善のほうについては努めているというふうに伺っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 10番、三田地議員。

○10番（三田地和彦君） 災害受けて、我々も津波のとき、業務倉庫なんかもいろいろなあれを使って無償で組合員の人たちも恩恵は受けました。それで何でもかんでも取りあえず公共のものであれば無償と、我々も無償で借りているところもあるわけなのですが、やはりこれからは何ぼかでも、10年も経過したら、次の契約時には有償にする場合がありますよというような格好で契約を進めて、あとはいろいろ厳しければ、やはりなければならぬものだと思いますので、そこら辺は何とか打診して、契約をやるといってもそこら辺の話はしておくべきかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 答弁はよろしいですか。

○10番（三田地和彦君） 答弁……できればお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 答弁できれば……では、佐々木経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えいたします。

財産の有償化につきましては内部でもいろいろ議論をしてきたところがございますけれども、今回の財産につきましては一般的な行政財産とはちょっと内容が違いまして、旧学校ということで教育財産の国の補助金の関係がございます。こちらの施設のほうを有償貸付けいたしますと、補助金の返還相当分を基金に積み立てなければならない。基金に積立ての上、国に返還しなければならないというような措置が加わりますので、当然こちらのほうにつきましては無償で財産の貸付けをしていく方法が雇用の継続等の観

点から必要でないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） この貸付けする財産の中に山林という地目があるわけだが、これは実際にどのような使われ方をされているのか、あるいは通路かなど、課長、これはどういう目的で貸付けしているのかについてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

こちらのほうの土地のほうにつきましては、旧学校の用地全てというところで、地目上山林というところもございますけれども、学校周辺の用地というふうに捉えていただきたいなと思ってございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第25号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第8、議案第26号 財産の貸付けに関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

[総務課長 三上義重君登壇]

○総務課長（三上義重君） 議案第26号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。地域経済の活性化及び雇用の維持確保を図るため、菌床シイタケ生産振興施設等及び同用地を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産。別紙のとおり。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町浅内字下栗畑68番地11。氏名、株式会社岩泉きのこ産業、代表取締役社長、柳畑正勝。

4、貸付方法。使用貸借。

5、貸付期間。令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。株式会社岩泉きのこ産業に菌床シイタケ生産振興施設等及び同用地を無償で貸し付けようとするものである。

次のページに、別紙といたしまして貸付けする財産、土地、建物及び施設の一覧をおつけしておりますので、御覧願いたいと存じます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第26号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、合砂丈司議員。

○11番（合砂丈司君） ここで安家工場の用地ですが、安家日蔭116の3番、用地は田とあるのですが、田になっていますけれども、田も何もまいているような跡もないような気がしますが、農地で支障がないのかどうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） この分につきましては行政の持っている用地でございますので、田であってもこれは支障はございません。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） きのこ産業にはヒートポンプでしたかね、2億数千万というふうな設備投資をしております。それを投資したことによって経営改善に係るプラスの要素というのは生まれてきているのかどうか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） ヒートポンプの部分につきましては、2月の末の工期をもちまして今現在工事をしているところでございます。これによりますコスト削減につきましては、今年度できたところから稼働をしているところで、12月末で約460万程度の削減効果があったと会社のほうからは伺ってございます。これ、年間通して稼働した場合には、試算ではございますけれども、1,500万円程度の削減効果が見込まれるのではないかなというふうに伺っておりますし、併せて今までエアコン等の修繕費用に大体400万円程度修繕費がかかっておったのですけれども、それがゼロになるというような併せての削減効果はございます。ただ、今の皆さんご存じのとおり物価高騰、そして最低賃金の上昇によってもろに影響を受けるのが岩泉きのこ産業でございますので、その分のコストの増加というのも念頭に置きながらというところはございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） どの企業の方々にも、このような社会情勢ですから大変厳しいと思います。ですので、経営改善計画というふうなものは役場のほうでも随時取っていたきながら、相談にも応じていただきたいと。

そこで質問したいのですが、3年前になるのですかね、無償貸付けにおける分については全員協議会で、そしてある企業は3年、それからその他については1年ごとというふうな無償貸付けの議決要件をつけながら審議をした記憶があるのです。ですので、そのときには今まで経営がこのぐらいで、そして改善することによってこういう黒字に転化するのだというふうなことでの取説があって、よって明るい見通しの貸付けになってはいたのですが、今回は一発でこの議案だけなものですから判断するのに材料が乏しいなど思ったりもしています。ですので、これは要望ですが、次回ときには願わくばそういうふうな判断するような資料をつけながら、一旦事前協議をして、議案として提出していただきたいと思うのですが、その考えがあるかどうかお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今回の議案提案につきましても、12月の全員協議会におきまして議員の皆様には無償貸付けについてご協議させていただいたと私は思っております。それをもちまして今回議案提案をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第26号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時57分）

再開（午後1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、議案第29号 宮古地区広域行政組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第29号 宮古地区広域行政組合格約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて。

宮古地区広域行政組合格約を変更する協議に関し、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。宮古地区広域行政組合格約の一部を変更する協議を行うため、議会の議決を求めるものである。

次のページに、別紙といたしまして同規約の一部を変更する規約の変更前、変更後の対照表をおつけしておりますので、御覧願います。

令和4年度から準備を進めてきた新規最終処分場の整備事業について、いよいよ令和7年度に工事発注となるものでございます。表の右側、変更後、別表（第15条関係）、負担すべき経費の第28号に令和7年度施行に係る一般廃棄物第2最終処分場の建設に要する経費が追加となり、岩泉町の負担割合が10.73%となります。この規約は、令和7年4月1日からの施行となっております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第29号について質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、畠山和英議員。

○4番（畠山和英君） この負担割合なのですけれども、ほかの廃棄物処理施設とかいろいろあるわけですが、確認です、これまでと一緒ですよ、負担割合は。特別何かあるのですか、違っていませんか。いっぱいあるのですけれども、これまでやっている事業。

○議長（菊地弘巳君） 佐藤哲也町民課長、答弁。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

今回のこの10.73%、こちらの根拠といたしましては、この第2最終処分場の建設を令和4年度から広域行政組合のほうでは検討してきているわけなのですけれども、負担割合の決め方については今までも大型の施設の建設等の場合は均等割10%、そして利用割が90%という大枠の仕組みの中で、今回は利用割については過去3年間分の不燃ごみと不燃性

粗大ごみ、こちらの搬入実績に基づいて利用割を算定して、その結果10.73%というような負担割合となっております。

考え方は従来と同じなのですが、利用実績という捉え方が直近の部分になってきておりますので、そのような数字としては都度の利用負担割合というふうな形となっております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） そうしますと、今度のパーセントはこれで、今3年間とかという説明がありましたけれども、あれですかね、これでもういきますよね、ずっとこれ、この負担割合は、額は。前と、どうなの、同じというか、要は額ですから、どうなのかなと思って。

○議長（菊地弘巳君） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤哲也君） ちょっと私の答えのほう非常に難しい答えになって恐縮でございますけれども、例年の負担割合という捉え方とは別に、施設を建設する場合の負担割合の決め方というのはさっき申し上げたとおりなのですよね。それで、以前の数字に比べてどうかというお話をいただきますと、なかなかそれはちょっと非常に過去の、ちょっと私も持ち合わせていないのは処理場等の建設時点における負担割合、こちらのほうの数字を拾い上げて比較したお話ができればよいのですが、考え方としてはお話ししているとおりの均等割と利用割なのですけれども、ごみの割合に準じて計算される負担割合なものですから、おおむねのところとしては岩泉町、大体が10%超えるぐらいの負担割合ということでは来ているのですけれども、今回は算定の結果は10.73%、この負担割合というのは、今回行政組合側のほうで規約を変更しますと、行政組合といたしましては、こちらの新旧対照表のほうにもあるとおり、令和7年度施行に係る一般廃棄物処理場建設に要する経費の負担割合となっておりますので、行政組合側としましては来年実施設計を終えて、そして実施設計が終了後、発注をしたいと。発注工事期間としては3年間ということで、来年度の中で実施設計を終え、そして建設に当たる発注をするということから、この変更後の規約のところでも7年度施行に係る処理場の建設に関する経費というふうなうたい方にはなっております。

さらに付け加えるならば、これによりまして岩泉町といたしましては、組合側のほう

の基本計画としましては総事業費として約30億8,000万円程度かかると。これに従って組合側のほうでも7億円程度の国庫を入れて、そして一般財源、これが各市町村に求める分になってきますけれども、23億3,000万円程度という中で10.73という割合をいただいておりますので、本町としての負担は2億4,700万円程度の建設事業費に対する負担金という形が想定されてくるということになります。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 広域行政組合、大体宮古市におんぶにだっこの面があるのですよね、7割、8割やっているのですけれども。でも、そうは言っても、やっぱりここは大きな金額ですから、今ご説明があったとおり、ここは率はしっかり広域の事務局長会議でない、何だったっけ、課長等会議かな、そこらではもんで、やっぱりあるべき姿、覚悟を決めるべきだなと思っただけの質問でした。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） 関連ですが、この30億何がして施設建設した場合、これの見込みの年数というか、これをかければもう30年はもつことなのか、10年たてば、またもう一回こういうことの検討が必要なのかというのはどれぐらいですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐藤課長。

○町民課長（佐藤哲也君） お答えいたします。

今回の組合側で30億円の事業費をかけて新たな最終処分場、こちらのほうを建設するに当たっては、計画としましては令和10年度の供用開始、以後15年間は容量的にも対応できるものというふうな考えで計画をしているということでございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第29号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。安家辺地、鼠入辺地、小川辺地及び大川辺地に係る公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を変更しようとするものである。

次のページの別紙、2ページを御覧願います。安家辺地の第1次の変更でございます。今回は、町道の財源内訳、林道の八戸・川内線の事業費増による変更でございます。

次に、4ページを御覧願います。鼠入辺地の第1次変更でございます。町道笹平線の追庭橋老朽化の早期修繕、施設名のその他の集会施設の表記を改めるものでございます。

続きまして、6ページを御覧願います。小川辺地の第3次変更でございます。町道の財源内訳、消防施設の事業費の変更及び老朽化した集会施設の改修のための変更増をお願いするものであります。

最後に、8ページを御覧願います。大川辺地の第2次変更でございます。飲用水供給施設の事業費を変更するものでございます。

参考資料としまして、10ページから13ページに各計画書新旧対照表をおつけしてございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第30号について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、合砂丈司議員。

○11番（合砂丈司君） 林道八戸・川内線ですが、確認ですけれども、安家森から下流数キロの崖が崩れた道路のそこなのですか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 林道八戸・川内線の分の葛巻の袖山の手前の議員がおっしゃっている場所のところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） これ、地域振興協議会で長年、10年ぐらいかかったのかな、いろいろ点検調査したかと思うのですが、片側通行でしばらく直されなかったような経緯があります。そこで、あそこはたしか崖が国有林だかと思うのですが、国有林に支障なく工事が進められるのかどうか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 現在、本当に片側交互通行ということでご不便かけているのですけれども、今年度設計を進めておりまして、間もなく成果品が納品になりますので、現道、いわゆる国有林を借りている部分の範囲内で施工ができるような工法を選んでということで工事を進めるというような計画でおります。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号～議案第6号、議案第27号及び議案第28号、議案第8号～議案第15号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 次に、日程第11、議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第26、議案第15号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）までの16件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第2号 岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例について。

岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。生活管理指導員派遣事業及び生活管理指導短期宿泊事業を廃止することに伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第4号 ふれあいらんど岩泉条例について。

ふれあいらんど岩泉条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の再整備に伴い、所要の整備を図るため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第5号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について。

岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、水道法施行令及び水道法施行規則が一部改正されたことで、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が見直されたことを踏まえ、所要の整備を図るため、こ

の条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第6号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について。

岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。岩泉町青少年問題協議会を廃止するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第27号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定変更に関し議決を求めることについて。

令和2年12月8日に議決を得たふれあいランド岩泉の指定管理者の指定に関し次のとおり変更したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、対象施設。名称、ふれあいランド岩泉。所在地、岩泉町乙茂字大向地内。

2、指定管理者。住所、岩泉町乙茂字乙茂90番地1。氏名、岩泉ホールディングス株式会社、代表取締役社長、山下欽也。

3、指定期間。変更前、令和3年4月1日から令和8年3月31日まで。変更後、令和3年4月1日から令和7年3月31日まで。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の再整備に伴い、指定管理者の指定期間を変更しようとするものである。

続きまして、議案第28号 ふれあいランド岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、ふれあいランド岩泉。所在地、岩泉町乙茂字大向地内。

2、指定管理者。住所、岩泉町乙茂字大向10番地3。氏名、株式会社岩泉リゾートパートナーズ、代表取締役、八木禪。

3、指定期間。令和7年4月1日から令和12年3月31日まで。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

次に、議案第8号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）。

令和6年度岩泉町の一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,511万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ115億7,520万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）、第3条、既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）、第4条、既定の町債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第9号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度岩泉町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,587万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億9,338万9,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ193万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,779万2,000円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第10号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めると

ころによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ406万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,016万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第4号)。

令和6年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,079万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億9,574万8,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,170万9,000円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第5号)。

令和6年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ357万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第13号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算(第1号)。

令和6年度岩泉町の大川財産区特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ44万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ395万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第14号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)、第1条、令和6年度岩泉町水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)、第2条、令和6年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費、(既決予定額)、6,974万円、(補正予定額)、マイナス578万円、(計)、6,396万円。

(収益的収入及び支出の補正)、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、(既決予定額)、3億7,932万円、(補正予定額)、60万1,000円、(計)、3億7,992万1,000円。支出、第1款水道事業費用、4億2,373万1,000円、347万7,000円、4億2,720万8,000円。

(資本的収入及び支出の補正)、第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,390万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額225万1,000円、繰越工事資金2,027万1,000円及び引継金3,138万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,400万1,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額146万8,000円、繰越工事資金2,027万1,000円及び引継金3,226万2,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページ、2ページになります。款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、(既決予定額)、1億7,932万1,000円、(補正予算額)、マイナス587万6,000円、(計)、1億7,344万5,000円。支出、第1款資本的支出2億3,322万6,000円、マイナス578万円、2億2,744万6,000円。

(企業債の補正)、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)、上水道事業、過疎対策事業でございます。(既決予定額)、それぞれ1,250万円、1,130万円、(補正予定額)、それぞれマイナス440万円、マイナス430万円、(計)、そ

れぞれ810万円、700万円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)、第6条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。第1号、職員給与費(既決予定額)、4,841万3,000円、(補正予定額)、12万8,000円、(計)、4,854万1,000円。

(他会計からの補助金の補正)、第7条、予算第9条中「7,174万1,000円」を「7,134万4,000円」に改める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第15号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算(第2号)。

(総則)、第1条、令和6年度岩泉町下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)、第2条、令和6年度岩泉町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業、下水道施設の改良及び拡張工事、(既決予定額)、1億7,478万9,000円、(補正予定額)、マイナス1,329万9,000円、(計)、1億6,149万円。

(収益的収入及び支出の補正)、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款下水道事業収益、(既決予定額)、1億7,220万6,000円、(補正予定額)、マイナス324万6,000円、(計)、1億6,896万円。支出、第1款下水道事業費用1億6,385万9,000円、マイナス51万1,000円、1億6,334万8,000円。

(収益的収入及び支出の補正)、第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2,885万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,589万円、引継金1,296万7,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,026万円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,468万1,000円、引継金2,557万9,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページ、2ページになります。款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、(既決予定額)、2億3,022万5,000円、(補正予定額)、マイナス2,470万2,000円、(計)、2億552万3,000円。支出、第1款資本的支出2億5,908万2,000円、マイナス1,329万

9,000円、2億4,578万3,000円。

(企業債の補正)、第5条、予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

(起債の目的)、公共下水道事業、過疎対策事業でございます。(既決予定額)、それぞれ4,340万円、4,330万円、(補正予定額)、それぞれマイナス2,150万円、マイナス2,170万円、(計)、それぞれ2,190万円、2,160万円。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(菊地弘巳君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第1号から議案第6号まで、議案第27号、議案第28号及び議案第8号から議案第15号までの16件については、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(菊地弘巳君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第6号まで、議案第27号、議案第28号及び議案第8号から議案第15号までの16件については、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第16号～議案第23号の上程、説明、委員会付託

○議長(菊地弘巳君) 次に、日程第27、議案第16号 令和7年度岩泉町一般会計予算から日程第34、議案第23号 令和7年度岩泉町下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長(三上義重君) まずは、議案第16号 令和7年度岩泉町一般会計予算。

令和7年度岩泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ105億4,700万円

と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第17号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計予算。

令和7年度岩泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億5,800万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,820万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定8,000万円、診療施設勘定1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上され

た予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第18号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算。

令和7年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億4,830万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第19号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計予算。

令和7年度岩泉町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,800万円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,230万円と定める。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第20号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計予算。

令和7年度岩泉町の観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,510万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

続きまして、議案第21号 令和7年度岩泉町大川財産区特別会計予算。

令和7年度岩泉町の大川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ480万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

次に、議案第22号 令和7年度岩泉町水道事業会計予算。

(総則)、第1条、令和7年度岩泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数、3,250戸。第2号、総給水量、145万7,080立方メートル。第3号、一日平均給水量、3,992立方メートル。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費、1億813万円。

(収益的収入及び支出)、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益3億1,162万5,000円。支出、第1款水道事業費用4億2,339万8,000円。

次のページを御覧願います。(資本的収入及び支出)、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,938万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額612万8,000円、引継金2,527万円及び過年度損益勘定留保資金2,799万円を補填するものとする。)

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入2億1,154万円、支出、第1款資本的支出2億7,092万8,000円。

(企業債)、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業、辺地対策事業、過疎対策事業の3事業でございます。

限度額、それぞれ3,320万円、1,320万円、1,990万円でございます。

起債の方法、普通貸借または証券発行。

利率、3.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還の方法、政府資金についてはその融通条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

（一時借入金）、第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

次のページを御覧願います。（予定支出の各項の経費の金額の流用）、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。第2号、建設改良費及び企業債償還金。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費、4,936万4,000円。

（他会計からの補助金）、第9条、水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,218万9,000円である。

（たな卸資産購入限度額）、第10条、たな卸資産の購入限度額は、1,004万4,000円と定める。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

最後に、議案第23号 令和7年度岩泉町下水道事業会計予算。

（総則）、第1条、令和7年度岩泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、接続戸数、887戸。第2号、年間処理水量、21万789立方メートル。第3号、一日平均処理水量、578立方メートル。第4号、主要な建設改良事業、下水道施設の改良及び拡張工事6,580万円。

（収益的収入及び支出）、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定め

る。款のみ申し上げます。収入、第1款下水道事業収益1億7,719万4,000円。支出、第1款下水道事業費用1億7,484万7,000円。

次のページを御覧願います。(資本的収入及び支出)、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,066万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額598万2,000円、引継金2,468万6,000円で補填するものとする。)

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入1億1,834万3,000円。支出、第1款資本的支出1億4,901万1,000円。

(債務負担行為)、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、排水設備等工事資金融資利子補給。期間、自、令和7年度、至、令和12年度。限度額、融資総額120万円を限度とし、年3.0%以内の割合で計算した額。

次のページを御覧願います。(企業債)、第6条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道事業、過疎対策事業の2事業でございます。限度額、それぞれ1,500万円、1,500万円でございます。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、3.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金についてはその融通条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)、第7条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)、第8条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。第2号、建設改良費及び企業債償還金。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第9条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費、1,960万2,000円。

(他会計からの補助金)、第10条、下水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7,891万3,000円である。

令和7年2月6日提出、岩泉町長、中居健一。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第16号から議案第23号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第23号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎請願第1号の上程、説明、委員会付託

○議長（菊地弘巳君） 日程第35、請願第1号 小本字小成地内、土側溝の大雨対策に関する請願を議題とします。

請願の紹介議員の説明を求めます。

1番、千葉泰彦さん、はい、どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） 請願第1号。請願書、令和7年1月31日、岩泉町議会議長、菊地弘巳様。

小本字小成地内、土側溝の大雨対策に関する請願。

請願団体、小成部落会、会長、三浦孝男。住所は記載のとおりです。

紹介議員、岩泉町議会議員、千葉泰彦。

請願趣旨。昨今、大雨による被害が全国で頻繁に発生しており、岩泉町でも平成28年台風第10号災害、令和元年東日本台風、一昨年8月13日からの大雨、昨年の台風第5号と立て続けに被害が発生しております。昨年の台風第5号以外は小本地域でも被害が

発生しており、小成地区もいつ被害が発生しても不思議ではありません。

小本川、安家川で、これまで進めていただいている流域治水により、被害が抑制されているところではあります。しかし小成地区では、幸いにも、これまで大きな被害がなかったため、土側溝が従来のまま処置のされない状況となっております。行き場のない水による内水害防止のために土側溝をU字溝に変更していただきたく請願する次第です。

請願事項。1、小成部落地内の土側溝をU字溝に改良施行。小本地域も、平成28年台風第10号災害以降、大雨の降水量は年々増加しております。小成部落内地内にはいまだに土側溝のまま放置されている箇所があり、不安は拭えません。これまでは幸いにも大きな被害が出ていませんが、一昨年は床下浸水も発生しており、内水害が発生する恐れがあります。大雨でも、流路が確保できるようにすることは、安心、安全の第一歩です。U字溝への改良施行を求めます。

○議長（菊地弘巳君） これで請願第1号の説明を終わります。

ただいま議題となっている請願は、会議規則第91条の規定によって産業常任委員会に付託して会期中の審査といたします。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 2時13分）

令和 7 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 2 号)						
招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 月 3 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 7 年 2 月 2 6 日 午 後 1 時 3 0 分				
	散 会	令 和 7 年 2 月 2 6 日 午 後 1 時 4 3 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠山和英	6 番	三田地久志
	7 番	林崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原 克彦	主幹兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石垣 直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居 健一	副 町 長	三浦英二
	教 育 長	袈岩 千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應家義政
	町民課長	佐藤 哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流 課 長	佐々木 修二	農林水産課長	佐々木 忠明
	地域整備課長	日吉 理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	山崎 幸助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三上 訓一		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和7年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第2号)

令和7年2月26日(水曜日)午後1時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第2号 岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例
について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条
例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに
指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方
法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第4号 ふれあいらんど岩泉条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第5号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第6号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第27号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定変更に関し議決を求め
ることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第28号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第8号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第10号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第 1 0 議案第 9 号 令和 6 年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第 1 1 議案第 10 号 令和 6 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第 1 2 議案第 11 号 令和 6 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第 1 3 議案第 12 号 令和 6 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算 (第 5 号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第 1 4 議案第 13 号 令和 6 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算 (第 1 号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第 1 5 議案第 14 号 令和 6 年度岩泉町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第 1 6 議案第 15 号 令和 6 年度岩泉町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

(条例補正予算等審査特別委員長報告)

散会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第1号～議案第6号、議案第27号及び議案第28号、議案第8号～議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第16、議案第15号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）までの16件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算等審査特別委員長、三田地久志さん、どうぞ。

〔条例補正予算等審査特別委員長 三田地久志君登壇〕

○条例補正予算等審査特別委員長（三田地久志君） 令和7年2月26日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。条例補正予算等審査特別委員長、三田地久志。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第1号 岩泉町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町介護予防及び生活支援手数料条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例及び岩泉町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 ふれあいらんど岩泉条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町水道法施行条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例について、原案可決。

議案第27号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定変更に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第28号 ふれあいらんど岩泉の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第8号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第10号）、原案可決。

議案第9号 令和6年度岩泉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第10号 令和6年度岩泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第11号 令和6年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第12号 令和6年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第13号 令和6年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第14号 令和6年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第15号 令和6年度岩泉町下水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 条例補正予算等審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のあった16件の議案は、条例補正予算等審査特別委員会において審査は十分にされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

お諮りします。議案第1号から議案第6号まで、議案第27号、議案第28号及び議案第

8号から議案第15号までの16件に対する討論を一括して行うこととしたいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時43分）

令和 7 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 3 号)						
招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 月 3 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 7 年 2 月 2 7 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 7 年 2 月 2 7 日 午 後 1 時 5 9 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠 山 和 英	6 番	三田地 久 志
	7 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	袈 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流 課 長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 7 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 2 月 2 7 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、11番、合砂丈司さんから所用のため遅刻する旨届出が提出されておりますので、報告します。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎受賞報告、表彰の伝達

○議長（菊地弘巳君） ここで、議事日程に入る前に表彰状の伝達を行います。

事務局長から表彰の報告をさせます。

○事務局長（中川原克彦君） 去る2月14日に開催された第76回岩手県町村議会議長会定期総会の席上で、長年にわたり地域の振興発展及び住民福祉の向上に尽くされた坂本昇議員が全国町村議会議長会から、八重樫龍介副議長、林崎寛次郎議員、三田地久志議員が岩手県町村議会議長会から表彰されました。

また、いわずみ議会だよりが第39回町村議会広報全国コンクールにおいて第3位の優秀賞を受賞しましたので、ご報告いたします。受賞された皆様、誠におめでとうございます。

ただいまから表彰状の伝達を行います。伝達は議長からお願いいたします。

それでは、表彰区分ごとに受賞者のお名前を読み上げますので、受賞者は前にお進み願います。

初めに、全国町村議会議長会表彰、坂本昇議員。議員として15年以上の在職を表彰されるものでございます。

○議長（菊地弘巳君） 表彰状、岩手県岩泉町、坂本昇殿。あなたは、町村議会議員として長年にわたり地域の振興発展に寄与せられたその功績は誠に顕著であります。よって、

ここにこれを表彰します。令和7年2月5日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹、代読でございます。おめでとうございます。(拍手)

○事務局長（中川原克彦君） 次に、岩手県町村議会議長会表彰、八重樫龍介副議長、林崎竟次郎議員、三田地久志議員、前にお進みください。11年以上の在職者の表彰に当たります。

○議長（菊地弘巳君） 表彰状、岩泉町、八重樫龍介殿。あなたは、多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和7年2月14日、岩手県町村議会議長会会長、鈴木隆昭、代読でございます。おめでとうございます。(拍手)

表彰状、岩泉町、林崎竟次郎殿。あなたは、多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和7年2月14日、岩手県町村議会議長会会長、鈴木隆昭、代読でございます。おめでとうございます。(拍手)

表彰状、岩泉町、三田地久志殿。あなたは、多年議会議員として地方自治の振興発展に寄与せられ、その功績は誠に顕著であります。よって、ここにこれを表彰します。令和7年2月14日、岩手県町村議会議長会会長、鈴木隆昭、代読でございます。(拍手)

○事務局長（中川原克彦君） 次に、いわいずみ議会だより、全国町村議会議長会表彰、広報広聴常任委員の皆さん、前にお進みください。

○議長（菊地弘巳君） 表彰状、優秀賞、岩手県岩泉町議会殿。貴議会広報紙は、第39回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績を収められました。よって、ここにこれを表彰します。令和7年2月5日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹、代読でございます。(拍手)

○事務局長（中川原克彦君） 受賞者の皆さん、大変おめでとうございます。後ほど記念撮影を予定しております。

以上で表彰状の伝達を終わります。ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） これから議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番、坂本昇さん。どうぞ。

〔8番 坂本 昇君登壇〕

○8番（坂本 昇君） 8番、坂本昇でございます。通告に基づき、次の2点についてお伺いします。

物価高騰対策や生活支援業務など、中居町長をはじめ、職員の皆様には、その積極的な対応に対し敬意を表するものであります。

質問の1点目ではありますが、持続可能なまちづくりの創造のための再生可能エネルギーの活用（導入）に向けた取組についてお伺いします。町長は、施政方針において、再生可能エネルギーの活用は地域活性化と脱炭素化を同時に推進できる重要な取組であると位置づけております。さらに、分散型の地域エネルギーシステムの構築に向けた情報収集と考察を行い、エネルギーの地消地産と地域内経済循環の実現に向けて、多様な角度から調査研究をしていくと述べております。

2022年4月の環境省の公表によると、町の再生可能エネルギーのポテンシャルは、陸上風力発電・太陽光発電・小水力発電の合計で年間89.7億kWhとなっております。これは、約180万世帯分の年間消費量の電力をつくり出せる能力があるとのことであり、町の世帯数で換算すると約440年分に相当するとのことでもあります。

先日町民会館で「町民のための地域エネルギー会社の価値とは」と題して講演会があり、国内外の先進地の活用事例などお話がありました。経済的な問題として、町の年間電力購入費は約2億円の流出であるとの説明もあり、エネルギーの地消地産により経済効果が生まれる可能性が大きいとのことでもあります。

これらの内容から総合的に判断すると、町が再生可能エネルギーの導入に向けた取組としている持続可能なエネルギーをつくり、二酸化炭素吸収源を確保し、エネルギーを効率的に利用することにより、町を元気にして次世代につなぐという取組は、実現可能であると考えます。さらには、その効果として、雇用の場や地域貢献の場を創出することもできるものと考えられます。町としてもこの壮大なポテンシャルを有効に生かすべく、施策を展開していると思われま。先般開かれた議会全員協議会等、これまでに運

用開始までの概要は説明を受けましたが、考えられるリスクと、その対応などについて考えをお示してください。

あわせて、運用開始までに専門職員の配置や電気保安員の育成、町の財政負担や協賛する企業の確保も必要であり、課題でもあると考えますが、そのことについてもお答えください。

また、先日の新聞報道で、自然への影響を最小限にとどめる小水力発電の調査についても掲載があり、その中で、町独自の新電力会社設立も計画にあるようなニュアンスもありました。いずれにしても、町にとって有効な持続可能なまちづくりの大きな素材であると受け止めましたが、ご見解をお伺いします。

2点目の質問は、介護サービスの充実についてであります。町内において、人手不足や物価高騰などによる経営悪化等の理由から、事業の継続ができず、廃業に追い込まれる介護事業者が相次いでおります。介護を必要とする要支援・要介護者とその家族にとって、介護サービスを受けられないということは大きな不安であり、生活に支障を来すものと考えます。

議会からの令和7年度の町施策要望の一つとして町長に要望しておりますが、その回答では、廃止事業者が相次いでいることは認識しており、廃止事業者に代わるサービス提供主体として社会福祉協議会を考えているとのこと、そして密接な連携を図るとともに、状況に応じた適切な支援を実施するとあります。また、施政方針においても、支援を必要とする方の複合的な課題に対応するための体制づくりに努めると述べておりますが、その具体的な取組についてお伺いします。

サービスの低下とならないような、来年度における支援対策をどのように考えておられるのかお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 8番、坂本昇議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、再生可能エネルギーの活用に向けた取組についてであります。民間事業者の参入による再生可能エネルギー事業は、事業計画の策定段階から地域の皆様と情報を

共有し、共通認識を持った上での事業展開が極めて重要であると考えております。そのためには、町民の皆様をはじめ、町議会に対し、再生可能エネルギー事業の内容を十分にご説明し、町にとっての有益性、必要性など、当該事業についてご理解とご納得をいただくことが極めて大切であると、このように認識をしております。再生可能エネルギー事業の本格的な取組につきましては、町にとっても壮大なプロジェクトでありますので、今後事業を推進していく中では様々なリスクや困難に直面することも想定されますが、一つ一つこれらを克服しながら、着実な事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、町独自の新電力会社につきましては、現在設立に向けた検討を進めておりますが、会社の形態や出資割合などについて十分な検討を行い、関係事業者の理解を得ることがまさに重要であると、このように認識をしているところであります。また、新電力会社の業務は専門性が高く、多岐にわたりますことから、将来を見据え、専門的な知識や技術を有する人材の確保・育成に努め、協力企業などとも連携をしながら、地域内での雇用の創出と町内事業者の活用につなげてまいりたいと考えております。さらには、他の地域の地域新電力会社の事例も参考としながら、検討委員会などを立ち上げ、その設立に向けて取り組んでまいります。

本事業は、町の将来を見据えた場合、本町の持つ自然や環境などのポテンシャルを最大限に活用できる可能性があり、温暖化対策や雇用の創出など、様々な分野に波及効果をもたらすことが期待をされ、まさに持続可能なまちづくりの要になる事業となり得るものと、このようにも考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、介護サービスの状況についてであります。介護事業者の休廃業は調査を開始いたしました平成22年以降で最多となっており、中でも訪問介護が最も多く、全体の半数以上を占めております。この要因といたしましては、コロナ禍で利用者が減少したことに加え、物価高騰によるコスト増が追い打ちをかけ、さらには訪問介護における介護報酬の引下げも大きな要因の一つになっているものと、このように認識をしております。

町内の状況におきましても、経営状況の悪化、さらにはスタッフの高齢化などによって、本年度、3事業者において5つの事業所が休廃止となっております。このため、町

内の関係機関で構成する地域ケア会議において情報の共有を行うとともに、廃止が決定した訪問介護事業所の利用者17人につきましては、他の事業所で引き受けていただいたところであります。また、通所介護事業におきましては令和7年1月末までに対象者31人、居宅介護支援事業におきましては3月末までに80人を他の事業所で受け入れていただくよう調整を行ってきた結果、受入れ事業所の協力も得られ、現在利用している方々へのサービスの提供体制は確保できるものと、このように考えております。必要な介護サービスを受けられないことで生活に支障を来すことがないように、社会福祉協議会をはじめとする関係機関や事業所の皆様と引き続き調整を重ねてまいりたいと考えております。

町といたしましては、今日のこのような状況を踏まえ、複合的な課題に対応するため、介護などの様々な福祉サービスの提供体制を維持・継続する観点から、社会福祉協議会との協議・連携をこれまで以上に強化し、引き続き重要な役割を担っていただけるよう、必要な体制整備について支援を行ってまいりたいと、このように考えているところでありますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 8番、再質問はありませんか。はい、どうぞ。

○8番（坂本 昇君） ありがとうございます。それでは、何点か再質問をさせていただきますが、1つは、経済効果として2億円の町内での経済循環が出るというふうな説明もありました、前回の説明会の中で。そうすると、2億円となると、龍泉洞の入洞料の額とか、それからふれあいらんど岩泉の説明がありました収益1億円の倍とか、ふるさと納税の2億円、3億円に匹敵するぐらいの金額が、この再生エネルギーで効果が出てくるというふうに判断がされます。

そこで、全員協議会では、令和9年の10月に運用開始見込みというふうには説明がりましたが、その見込みでいけるかどうか、1つ目はそれをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 1つ目の、議員からのご質問にもありましたが、町外への流出している電気の費用でいえば2億円、加えて石油であったりガスであったり、様々加えれば全部で14億円、こういった規模のものが町外へ流出しているという計算になっております。その中で、今回この再生可能エネルギーについては、電力を発生させ

るわけですが、それによって、ほかに出ているものを町内で消費することによって経済が町内で循環するという事になれば、ほかから買っている2億円を町内で回せるということになりますので、そういった経済効果が見込めると思っております。さらに、今後これを進めることによって、もっと大きい経済が回るような状況もつくれるのではないかなと思っております。

もう一つは、今現状で再生可能エネルギーの進捗状況を全員協議会でご説明いたしましたが、これら民間の事業については、現時点では計画どおり、まず進んでいる分が多いかと思っております。1つ不安なところは、風力発電につきましては、今現在動いているものはそのとおり継続しているのですが、これから新規でやろうと思ったときに、どうしてもイヌワシの生息地になっているものですから、こういったレッドゾーンがかぶっているということで、許認可のところはかなりハードルは上がっていると思っております。これをクリアしながら、環境面も含めて、共存しながらやっていかなければいけないかなと思っております。

町のほうの新電力会社につきましては、現在検討しているところでして、令和8年、9年、こういったところも目指しながら進めるというふうにスケジュールでは思っております、そのとおり進んでおります。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） そうしたところに、水堀地区で令和9年8月ということに想定をされているわけですが、ここがそのとおりにいった場合に、町としても、課長が説明したような2億円が上手に町に還元する、経済が回るというふうなところまで見込めるのか、当面企業優先でいくために、それはそれで動きながら、町内での2億円の活用はまだ時間がかかるということなのか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 水堀地区の風力発電に関して申し上げますと、ここは結構規模が大きくて、例えばですけども、町内4,000世帯、この規模をもし年間賄うとすれば、フルパワーで動いたとして、水堀にある3本ぐらいの風力発電で全部賄えるぐらいの、そういった規模の発電が出ます。これについては、地元で全部回せばいいのですが、やはりFIT契約といって、大手電力会社と固定単価で契約しているものにな

りますので、その時点ではちょっと当面難しいかなと思っておりますが、町で地域新電力を立ち上げることによって、そことの関係でいろいろ電力の今後の、これは短期での事業ではありませんので、20年、さらにその先もあるかもしれませんので、そういったところを協議しながら町の利益になるような形で進めたいと、協議を進めたいというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 町のほうでは、「豊かな自然を生かした再生可能エネルギーのまち」というパンフレットも全世帯に配布しているというふうなことで、これを見て町の人判断した場合に、ではこの2億円が回って、今のように最大で14億円になるというふうに経済効果を見越したときに、これがざっと5年後なのか、10年後なのか、もしくはどういうふうな推移で、そして町民がその利益を享受することを感じるのがいつの頃なのかというふうなのが推定できるかどうか、現時点ではいかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現時点で2億円の流出している電気代、こういったのを町内で還元しながら経済を回したいという思いでやっています。それについては、地域新電力を立ち上げることによって、まずはそこで電気の融通をしながら町内にそれを還元する。順番とすれば、公共施設、こういったものからスタートするかと思います。次に企業であったり、個人であったり、こういった広がりの中でやっていくと。まず、皆さんへの還元という部分では、そういった電力会社ができることによって、そこで雇用も出ますし、いろんな事業者が関わることによって、いろんなそういった還元もできると。経済も回る。そしてあとは、電気については、これがちょっとリスクであったり、重要なところで、アグリゲーターという、そういった仲介をするプロの方がいないと、電気を融通しながら安い電気を買って、それを分ける、そういったところの経営を成り立たせるためにはそれが必要ですので、我々ではそういった電気の世界のノウハウというのがなかなか乏しいので、こういった人材を確保しなければならないというところがございますので、今そういったところでいろいろ協議を進めながら動いております。そういったのが実現すれば、電気料についても還元できますし、あとは雇用であったり、さらには地域内のいろんな企業さん、事業者さん、こういったところにも還元できてき

ますので、かなり波及効果は大きいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） ぜひ再生エネルギーについては、施政方針であり、今回の一般質問でも3人の議員が質問項目に上げているくらい関心も高いと思っております。この最後の質問になった場合には、議会とか町民の理解をとということが答弁であります。実はこれが、私としても、町民と一緒につくっていくまちづくり、持続可能なまちづくりの創造の原点になると思います。一つのモデルケースにもなるかと思っておりますので、何とかこの地域再生エネルギーのことを進めながら、住民なり関係者の方々を巻き込んで、ぜひ前に進めて、町民とともに実感できる政策にしていただければと思っておりますので、何か1つ、そのためにこういう政策を持って住民との共有を図りたいというのがありましたらば、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員からございましたように、一番はやはり町民の皆さん、全体でこういう思いを共有して進めていくというのが一番重要でございます。それについては、再生可能エネルギー、これをこれから今のような生活を維持していくためには、エネルギーというのはなくなりませんので、それも短期ではなくて、この後、2050年をまずは目指して、あと25年ですが、その先の子供、孫、その後、50年、100年というふうが続いていく土台をつくるものだと思いますので、こういった柱になるというところを皆さんにもご理解いただいて、協力いただくということが重要だと思っておりますので、今年度、来年度、このところ、啓蒙普及、啓発活動、こういったところを積極的に進めたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） もう一つ、今年度予算で1,200万円の経費をかけて再生エネルギーについての調査をしたわけですね。答弁書の中にもいろいろな調査研究をしていくとありますが、そのことが、今回の予算をかけた調査によって生かすべき点というのがありますかどうか、それをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 業務委託を今年度もやらせていただきまして、再生可

能エネルギーの導入可能性調査というのを実施いたしました。これについては、岩泉町のこの自然を生かしたポテンシャルというのは、ご承知のように、かなりもう他自治体に負けないぐらい物すごいものが岩泉町あります。それを生かすためにちょっと調査をしまして、結果としては、太陽光発電、当面進めるとすれば公共施設で11施設、こういったところにのせていけばかなり効果があるという結果が出ております。あとあわせて、小水力、これがうちのほうは水を使った可能性がかなり大きいということで、小水力発電も調査をしましたらば、13河川においてかなりのポテンシャルがあつて、実現可能ではないかという結果が出ておりますので、民間と一緒に頑張ってこういったところは進められればなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） ぜひ積極的に取り組んでいただければと思っておりますので、お願いします。

次に、介護サービスについてお伺いをいたします。答弁によりますと、3事業者の5事業所ですか、が休廃止したにもかかわらず、その対象者の111人は何とか関係する施設に利用の確保ができているということで、これは安心していることではございますが、そこで答弁の最後にあります「社会福祉協議会との協議、連携の中で必要な体制整備について支援をしていく」とあります。この内容についてお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

社会福祉協議会への支援でございますが、毎年のように社会福祉協議会とは事業協議をしながら、町内の福祉事業をよりよく推進するために、対等な立場で事業継続をする形で進めているところでございます。特に今年度介護事業につきましては、年度当初から議員ご質問にあつたとおりの状況が急に出てきておりました。というところで、社会福祉協議会さんを中心に町内の介護福祉事業所と連携、協議を図りながら進めてきているところでございまして、今のところ町内で、介護事業部門で2つの事業部門を現在社会福祉協議会さんが担当することになりまして、具体的に申しますと、居宅介護支援事業と訪問介護事業、この2つが現在社会福祉協議会さんのみということで運営しております。町といたしましても、内部で調整協議を図りながら、社会福祉協議会さんと丁寧

な協議を今進めているところでございまして、この2事業に対しまして収支状況等を勘案しながら、この2事業の継続を図るべく適切な支援をしてまいりたいなというところで、現在は引き続き協議を進めているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） もう一点ですが、先般の岩手日報さんに、介護福祉事業所支援を強化ということで、人材確保のための補助を県のほうでは拡充するというふうな報道がありました。内容は、1人当たり2万4,000円助成していたものを5万4,000円にというふうなことで、15億円の補正を組んだわけですが、それが町に何らかの還元があつて予算配分があることによって、町のほうでも若干社会福祉協議会とか関係事業所に手だてをしやすいかというふうにも考えられるのですが、そういうことにはなっているのかどうか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 議員の今のご質問につきましては、先般町のほうでも国の交付金を使った事業としまして、臨時議会で物価高騰の対策部分の補正をお願いしておりましたが、県のほうにつきましても物価高騰対策及び議員が今おっしゃった人件費相当分、多分国の事業を活用しながら、県のほうでそういうふうな施策を展開しているものと認識しておりまして、今現在県のホームページ上で医療機関あるいは介護福祉施設等々への申請の受付を開始しているというところは認識しておりまして、多分その財源がもととなって県事業を展開しているものと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） いずれアンテナを高くしていただいて、こういうところは国もその方向でしょうし、県のほうも機敏にキャッチして補正予算を組み立てるということで、なかなか人材確保なり、物価高騰等も含めて大変な状況にあるというのは、そのとおり町でも認識しているようでございますので、そここのところは直接事業をされている事業者の方々へのご支援をよろしくお願ひしたいと思っております。

質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで8番、坂本昇さんの質問を終わります。

次に、13番、八重樫さん。どうぞ。

[13番 八重樫龍介君登壇]

○13番（八重樫龍介君） 13番、八重樫龍介です。通告に基づきまして、次の事項についてお尋ねします。

まず初めに、2月6日の施政方針演述において町長は、町政運営の基本となる考え方の中で、「本町の豊富な地域資源である再生可能エネルギーの活用は、地域活性化と脱炭素化を同時に推進できる重要な取組である。そして、現在策定を進めている岩泉町地球温暖化対策実行計画区域施策編と岩泉町再生可能エネルギー推進計画に基づき、持続可能な発展と環境への配慮を両立させたまちづくりに積極的に取り組んでいく」と述べられております。また、再生可能エネルギーについては、「公共施設への太陽光発電施設等の導入や小水力発電の事業などが期待されることから、今後エネルギーの地消地産と地域内経済循環の実現に向けて、多角的な調査研究をしていく」とも述べられております。

さて、2月7日に開催された東部町村議会議長会の研修会において、「気候変動が海洋生物と沿岸社会に及ぼす影響」と題して講演が行われました。その内容は、地球温暖化により海水温が変化し、それに伴い漁場が変化し、漁獲量に影響を及ぼしている。CO₂の大量排出は海洋の酸性化を引き起こし、このことが要因で貝や甲殻類の殻の形成に悪影響を及ぼしている。懸念されることは、現在の環境がこのまま続けば、それをなりわいとしている漁師にとっては死活問題になるおそれがある。このようなことから、早急な人為起源のCO₂の削減が不可欠であり、各自治体における再生可能エネルギーの適正な利用拡大はそのための有力な手段の一つと述べられておりました。

本町では、未来を担う子供たちが誇れる岩泉町を目指し、脱炭素社会に向け、ソフト、ハード両面から様々な取組を計画しております。CO₂排出削減目標は、2013年度比で2030年度150%削減、2050年度は200%削減と掲げております。豊かな自然を生かした再生可能エネルギー政策の今後の取組について何点か伺います。

現在本町において、小水力発電や陸上風力発電については、計画及び調査等が進んでおります。また、太陽光発電設備は、公共施設や民家等に設置されておりますが、バイオマス発電事業についてはまだ具体的な計画が示されていない状況です。今後の取組に

ついて伺います。

次に、自然エネルギーの植物発電事業の可能性について伺います。この自然エネルギーは、植物の発育過程で発生するエネルギーを集めて発電する未来の新エネルギーであります。発電量は微量であります。植物が元気に育つ環境であれば、天候に左右されず、長期的に発電できます。昨年11月27日に行われた「再生可能エネルギーと地域経済循環」と題した町の勉強会では、国が地方自治体の補助金申請等を採択するポイントとして、先進性があるか、モデル事業であるかが大きな要因になると講師が述べられておりました。マンパワー不足等で、今後ますます休耕田や耕作放棄地の発生が考えられる本町にとり、これらの利活用を視野に入れ、この自然エネルギーの植物発電事業に先駆的に取り組むべきと思いますが、町長の見解を伺います。

最後に、地域新電力会社について伺います。現在会社の設立はいつ頃を予定しているか。本町は、出資などの形で地域新電力会社に関わっていくのか。町内で発電された電気は全て購入する予定か。将来的には町内全戸に電力を供給する予定なのか。新電力会社の今後の計画を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 13番、八重樫龍介議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、バイオマス発電事業についてであります。木質バイオマス及び廃棄物系バイオマスにつきましては、岩泉町再生可能エネルギー推進計画において、町内の賦存状況と導入ポテンシャルについて推計を行ったところであります。バイオマス発電事業は、生物資源の安定的な調達が必要であります。この調達方法はまだまだ検討すべき事項が多く、不確実な要素も大きいことから、効率的で調達しやすい風水力及び太陽光など、自然資源を活用した発電事業にまず先行して取り組んでいるものであります。同計画に掲載しているとおり、町内の再生可能エネルギーの賦存状況と導入ポテンシャルは非常に高いものがありますので、今後に向け、バイオマス発電も含めた再生可能エネルギーについて、効率的かつ持続的な活用に向けて引き続き検討をしております。

次に、自然エネルギーの植物発電事業の可能性についてであります。植物発電は電

力の供給が困難な場所でも利用が可能という特性があるとされており、新たな取組として注目をしているところではありますが、発電できる電気の量が少ないというデメリットもありますので、休耕田などの利活用も視野に入れながら今後調査研究をしてみたいと考えております。

次に、地域新電力会社についてであります。設立の時期につきましては令和7年度から準備を進めることとしており、町の役割等も含め、関係者との協議や検討を進めてまいりたいと考えております。また、町内で発電された電気につきましては、全て購入することが可能ではないかと現時点では想定をしておりますが、その中で町内で消費し切れない電気につきましては町外へ販売するなど、需給管理を徹底しながら地域経済の活性化に寄与できるよう環境を整えてまいりたいと考えております。町内全戸への電力の供給予定につきましては、電力会社は各家庭で選択することから、新電力会社を設立した際には、町民の皆様から電力供給元として選んでいただくため、多様な電力メニューの提案ができるよう研究をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、脱炭素化の取組における再生可能エネルギーの活用は、町の発展に大きく寄与するものであり、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 13番、再質問はありますか。どうぞ。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。それでは、何点か再質問をさせていただきます。

本町では、再生可能エネルギーは、風力はもちろん、あとは小水力発電も他の自治体に比べれば多いと感じております。そこで、この割合ですね、現在計画している自然エネルギーの依存割合、これを風力、小水力、バイオマス、その他等で分類した場合に何%ぐらいずつの依存割合か、そこをまず伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現在再生可能エネルギー推進計画で計画しておる中では、2050年に200%削減という目標を設定しております。その中で、再生可能エネルギー、割合でございますが、風力発電、かなりこれが大きくて、町内全戸を賄うぐらいであれば風力発電3本から4本ぐらいで済むぐらいの、こんな規模のエネルギーを発生します

ので、風力発電が97%になります。その次に小水力発電が0.8%で、バイオマス発電が0.3%、その他太陽光等ですけれども、これで1.6%というようなことで、今計画している中では風力がかなり大きいということになります。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。ほとんど風力に頼るところでございますが、先ほど課長の答弁でもございましたが、様々な弊害があり、風力が今の計画どおりいくとは限らないような答弁もございました。そこで、もしイヌワシ等の影響、環境保全のために、この風力が計画どおりいかなかった場合には、ほかの再生可能エネルギーのほうに力を入れるお考えもあるのか、そこをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現状では、こういった計画は立ててはおります。今進めているところですが、やはり岩泉町の自然環境の中で様々な事業をやろうとすれば、ハードルがありまして、イヌワシの生息地になっているものですから、これのハードルがかなり上がってきております。ですので、許認可については時間もかかるし、かなりこれは苦勞するということになっております。そういった中で進めてはまいります、これが計画どおりにいかない場合は、依存するエネルギーというのはやはり分散するということにはなってくるかと思いますが、岩泉町の場合、現状でももうカーボンニュートラルは達成しております。国のほうの施策で2050年カーボンニュートラルと言っていますが、岩泉町は森林の吸収量がありますので、現状でもカーボンニュートラル、さらに高い目標を設定して経済を回していこうという計画にはなっておりますので、このエネルギーについては今後いろいろ検討したいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） そこで、通告にもありましたが、バイオマス発電について少し触れたいと思います。

バイオマス発電、答弁にもございましたが、生物資源の安定的な供給が大変難しく、余計昨今難しくなってきております。そこで、本町、もしバイオマス発電事業を取り入れるとなった場合に、いろいろな生物資源がございます。木質もあれば野菜、それから

廃棄される食材等を活用したバイオマス発電もございます。あと、中には家畜ふん尿、そのようなものを資源にしたバイオマス発電もございますが、本町ではこの中でバイオマス発電をもし行うとしたらば、どれを生物資源に選択しようとしているか伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） あわせて、町のほうでもバイオマス発電、これも検討をしていきます。その中では、まずはやはり森林、この木材を活用するということで、こういった木質バイオマス、この可能性は大きいと思っております。あと、家畜ふん尿、こういったものが今発生しておりますので、こういったものを活用する。あと、本町で言えば、特筆すれば、菌床シイタケをやっておりまして、廃菌床、これがかなり出ていますので、こういったものを活用できるかなというところで考えておりました。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 木質バイオマスを主に考えているということでございますが、やはりこれは調達が大変奪い合いになっておりますので、慎重に検討のほうはお願いしたいと思っております。

そこで、植物発電事業のほうに移らせていただきます。これ答弁にもありましたが、大変微量な電気しか発電できないので、なかなか実現は難しいとは思いますが、先進性、または質問でもしましたが、珍しいといえますか、これから新電力として希望が持てる発電の一つではないかと私は思っています。そこで、本町、この実証実験として、気候も温暖で降雪も少ない小本地区の休耕田等を使いまして、実証実験で防犯灯等の電力として使ってみるのも一つの施策かなと思っておりますが、そのような考えはあるや否やお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員からアイデアとして5点ありました植物発電については、各企業で今研究が進んでいるというのも承知しております。その中で、うちのほうでも、確かに休耕田だったり様々ありますので、そこを有効活用するということはあるかと思えます。今後こういったマイクロの発電というのは、水力なんかも用水路を使つてのマイクロ発電、風力も17メートルぐらいのマイクロ風力というのもあります。こういった植物発電も実証実験する価値はあるかなと思っておりますので、いろんな企

業さんと組んで、岩泉町をフィールドにというのもあるかと思います。ただ、これを実際に、では活用するとなれば、かかるコストであったりとか、そこで発電する、そういったいろんなコストの面も考えていかなければならないなどは思っておりますけれども、そういった研究をする価値はあると思っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。やはり発電量が少ないので、なかなか現実的ではないかなとは思っておりますが、ただ再生可能エネルギーの必要性を身近に感じるには、非常にこれはアイテム的にはいいかなと思っております。そこで、今小学校で、多分プランターで植物を育てております。この植物発電事業、キットも発売されております。これを入学して、1年生だったら大変かもしれませんが、ある程度、2年生、3年生になったときに、これをぜひ、プランターで発電できますので、そこに豆電球をつけて、卒業するときにはこのキットも一緒に差し上げるというような考えで、再生可能エネルギーの必要性をより身近に感じることができると思うのですが、このアイデアというのはいかがか、お考えをお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上訓一教育次長、答弁。

○教育次長（三上訓一君） ただいま植物による発電の小学校での活用というご質問ありました。こういう植物による発電を子供たちが学習するということは、大変有意義ではあるなというふうに考えております。また、今ご質問の中でもありましたとおり、小学校では花を中心とした成長過程を勉強しているという現状もございます。ただし、今の中では、小さい小学生の段階では成長過程を勉強する、また高学年になりますと、自然エネルギー、再生エネルギーをもう授業として勉強もしているという状況もありますので、新たな取組として行うということになれば、学校現場から相当の理解をいただく必要があるというふうに考えております。このような状況から、我々としても、今の提言を学校さんとも、校長会とも、協議のほうには持っていきたいとは思っておりますが、ただし先ほど来質問等ある、町内では太陽光発電も行っておりますし、将来的には風力発電も行う、学校によってはやはりそちらのほうも勉強したいということもあろうかと思っておりますので、再生エネルギーについては幅広く活用できるような体制で、町教委としましても学校現場と協議していきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） 全員にと言いましたが、クラスに1個ぐらいでもいいのではないかなと思っていますので、ぜひ検討のほう、よろしく願いいたします。

それでは、新電力会社のほうについてお伺いをいたします。答弁によりますと、令和7年度から準備を始めると言われておりました。この会社の設立に携わる関係者の方は、大体具体的にどのような関係者がおられるのかお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域新電力会社については、令和7年度から本格的にいろいろ検討しながら協議を進めて、立ち上げに向けて進めたいと思っております。その中で、具体的なところはまだゼロベース、白紙ですが、考え方としては、いろんな地域新電力会社をこれまで視察をしたり、協議をしてきておまして、大手電力会社がそのまま来てやるというパターンもあるようではございますが、大手電力会社に任せれば、我々は楽ではあるのですけれども、ただそこにまたお金が流出してしまうということになりますので、そうではなくて、自ら我々で汗をかいてつくり上げるという思いではあります。その中では、やはりプロの方には入っていただかなければ難しいところありますけれども、ぜひ地元の企業であったり、いろんな方々に参画していただいて、それをつくり上げる地域新電力会社、こういったものを目指していきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。答弁の中で、電力を供給するのに町民の方に選んでもらうためには、多様な電力メニューの提案ができるよう研究していくと言っています。この多様なメニューといった場合には、具体的にはどのようなものを考えておられるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） ほかの自治体では、例えばですが、電力会社を立ち上げて、そこで電気を小売するのですけれども、子育ての家庭には若干安く電力を供給するとか、そういったものもあります。そういった安く電力は供給したいと思っておりますけれども、移住であったり、定住であったり、そういったのにもつながるものもメニューとして考えたいですし、あとは企業にとってはこの岩泉町の再生可能エネルギーの

電力を使ったものとして企業が使いやすいもの、こういったメニューも考えれば誘致にもつながる。様々な人たちに使っていただいて、これが将来的な岩泉町の、大きく言えば人口減少対策であったり、そういったものにもつながっていくようなメニューづくりというか、こういったのも考えていって、町の人たちにぜひ、こういったところの町と一緒に電気を供給し、買っていただいて、使っていただくというようなスタイルにしたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 13番。

○13番（八重樫龍介君） ありがとうございます。

それでは最後に、地域新電力会社が立ち上がった場合、雇用される職員数は大体何人ぐらいを予定されているのかをお伺いして、最後の質問といたします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 私どもが今いろいろ参考にしている電力会社さんが陸前高田のしみんエネルギーさん、いろいろ協議させていただいていますが、そちらでは13人の雇用が出ております。我々もぜひそのぐらいの規模では、地元に戻ってきて働いていただける、そういった雇用を生み出したいと考えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） よろしいですか。

これで13番、八重樫龍介さんの質問を終わります。

次に、10番、三田地和彦さん。どうぞ。

[10番 三田地和彦君登壇]

○10番（三田地和彦君） 10番、三田地和彦でございます。通告書に基づきまして、3点について質問いたしますので、よろしく願いいたします。

まず1点目は、気候変動対策についてであります。この問題に関しては、今まで3回質問をしてきました。第1回目は、令和3年2月に温暖化対策について、海水温の上昇による台風や低気圧の異常発達で自然災害が発生し、自然の恵みを受け、それまで維持してきた農林水産業が大打撃を受けている件であります。第2回目は、令和4年2月に気候変動について、県内の町村長会議の場でこの問題を話し合い、県を通じ国に対し早急に対策を講じるよう求める要望の件であります。第3回目は、令和5年9月に気候変

動による被害対策（大雨）について、被害に対する支援策の件をお願いしてまいりました。

最近、漁業に携わる者として、気候変動（気温・海水温上昇）や潮流変動（親潮・黒潮の蛇行）によると思われる影響が身近に感じられるようになりました。魚、貝、藻類への影響は大きく、以前にも話したサケの回帰率や青魚の回遊異変、貝類・アワビの大不漁、ウニの異常発生や海水温の上昇による磯焼けなどが発生しております。今までの自然・環境サイクルに異変が起きていると思われることから、気候変動対策について岩手県の市町村長会議などの場で強く話していただき、県を通じ国に対し早急なる対策を講じていただくよう要望する考えはないかお伺いします。第1次産業に携わる者は、気持ちの面と金銭面において、長く待つ余裕はございません。町長の答弁をお願いします。

次に、課の増設についてであります。石破茂内閣総理大臣は、地方の発展なくして日本の発展はなしとの考えから、地方創生推進に向けた地方への交付金倍増の方針を示しています。以前平成27年9月の一般質問でも課の増設を提言しました。当時国では、人口減少は地方から立て直そうとの考えから、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定を示しておりました。その後、地方創生並びに1億総活躍社会、またTPP交渉大筋合意のときには、農林水産業で新たな展開に迫られ、課の増設を提言いたしました。そのとき私は、各課の仕事量や人員体制を考慮すれば、さらなる業務量・業務分野の増加への対応は現体制では難しいのではないかと、そしてこの対応次第で、今後の市町村にかなりの格差が生じるのではないかと発言しました。今般国は、自治体の創意工夫を引き出し、地域の実情に応じた活性化につなげるとの考えを示しており、今回の地方交付金の増額への取組についても、今後の市町村の対応によって受けられる交付金にかなりの格差が生じるのではないかと考えられます。新たに課を増設するか、少なくとも課内に担当室を設置し、地方創生推進に対応すべきと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

最後に、「薬草の町岩泉」についてであります。偶然にも、友人との懇親の場で、県内九戸村で製造している甘茶をごちそうになり、健康によいということを聞き、ひらめきました。私も以前町内の草原や里山を歩いているとき、センブリやドクダミ等の薬草が自然に生えている場所があったのを思い出し、岩泉町でも薬草を生産し、「薬草の町岩泉」としてまちおこしができないものかとの思いから、町長のご所見をお伺いいたし

ます。

以上でこの場よりの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 10番、三田地和彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、気候変動対策についてであります。県農林水産部が令和6年3月にまとめた資料によりますと、この50年間で親潮の南限位置が北上し、冷水が下がらず、海水温も沿岸部、沖合ともに上昇をしており、アキザケ、スルメイカなどの構成比が減少し、マイワシ、サバ、ブリなどが増加するなど、海洋環境の変動により魚種の組成が大変変化をしているとのことでもあります。県におきましては、令和3年2月にいわて気候非常事態宣言を発令し、令和5年3月には第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を改定するなど、県民や事業者、行政などが一体となり、気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減緩和策と、今後予測される被害を回避、軽減する適応策に取り組むことで、持続可能な脱炭素社会の構築を目指すこととしております。

本町におきましても、第4次岩泉町環境基本計画や岩泉町地球温暖化対策実行計画などを策定いたしまして、マイナスカーボンの実現を目指し、喫緊の課題である温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしております。また、町独自の対策といたしましては、サケの稚魚放流、アワビ・ナマコの種苗放流、磯焼けによる藻場の回復事業、さらには漁業者の経営の維持対策として、漁業共済及び漁船保険への加入や物価高騰対策などについてこれまで支援を行ってきたところであります。

議員からご提言のありました気候変動対策に対する国や県に対する要望活動につきましては、県に市町村要望で、サケ資源の持続化に向けた種卵の確保、回帰率向上のための取組及び効果の検証と効果的な支援の実施、さらにはアワビ・ナマコ種苗放流に係る予算の確保、漁場環境回復のための磯焼け対策への支援について要望をしており、併せてこれらにつきましては国に対する働きかけにつきましても要請をしているところでございます。さらには、町村会を通じ、令和7年度県予算編成並びに施策に関する要望、東日本大震災からの復興に関する要望におきまして、サケ、サンマなどの主力魚種の資源回復に取り組み、海洋環境の変化に対応した新たな増養殖技術の開発や導入、さらに

は増加している資源の有効活用につきましても重ねて要望をしてきたところでもあります。今後におきましても、海洋環境の改善と漁業者経営の存続に対する対策の必要性は十分理解をしておりますことから、引き続き沿岸市町村と協働連携をしながら、国及び県に対してこれまで以上に強力に要望をしまいたいと、このように考えております。

次に、地方創生の推進に係る課の増設等についてであります。本町では平成27年度に国の施策に呼応して、人口の現状分析と将来推計を行った上で、町の目指すべき将来の方向性を示す岩泉町人口ビジョンと岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。翌28年度には政策推進課内に地方創生対策室を設け、各課との連携を密にしながら、総力を挙げて事業を推進してきたところでもあります。また、令和2年度からは、岩泉町未来づくりプランの重点プロジェクトへ創生総合戦略事業を組み入れ、政策推進課政策推進室が窓口となって各課との連絡調整を担い、組織のスリム化を図ってきたところでもございます。

まち・ひと・しごと創生法が施行をされ、地方創生の本格的な取組が始まってから10年が経過をいたしました。人口減少や東京一極集中にまだまだ歯止めがかからず、現在の日本は大きな転換期を迎えていると、このように認識をしているところであります。このような中で、国におきましては地方創生の推進を再起動させる様々な取組を進めるとしており、本町におきましても令和7年度が新しい岩泉町総合計画の策定に向け準備を始める年度となりますことから、時代に即した組織の再編も視野に入れながら、提言のありました担当部署の設置も含め、取りこぼしのない万全の体制、対策を講じてまいりたいと、このように考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

最後に、薬草を活用したまちおこしの提言についてでございます。本町に生育する山野草の中にも、薬効成分を含む薬用植物が自生をしており、昔から一般家庭におきましても使われてきたものと、このように認識をしております。

厚生労働省の薬事工業生産動態統計によりますと、医薬品市場における漢方薬が占める割合は約2.3%となっておりますが、過去5年間では生産額ベースで28.4%増加しており、使用される生薬の割合は中国産が全体の約83%、国産は約10%であることから、国内産の薬用作物の需要は高まっているものと、このように推察をしているところであります。県内では、岩手町の農事組合法人岩手薬草生産組合が株式会社ツムラと連携をし

て栽培を行っており、県八幡平農業改良普及センターにおきまして栽培技術等の支援を行っていると、このようにも伺っているところであります。一方、生薬には市場が存在しないため、医薬品メーカーによる全量買取りの方法が一般的で、栽培に取り組む場合は薬品メーカーとの提携が必須となり、大量の生産物の確保や生産者の育成などが課題であると、このように捉えているところであります。

町といたしましては、家庭における病気予防としての栽培支援や食品等での販売支援などを模索するとともに、遊休農地や耕作放棄地の活用も念頭に、地域に自生する薬用植物や本町の自然環境に適した薬用作物について調査をし、先進地等の情報収集も行いながら多角的な取組について今後研究をしてまいりたいと、このように考えております。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 10番、再質問はありませんか。どうぞ。

○10番（三田地和彦君） この答弁書を私昨日頂きまして、読みました。本当にもう非の打ちどころのない答弁かなと感じております。今日の、今町長の力強い答弁をいただきまして、やめようかなと思ったのですけれども、やはり私もこういう場が少なくなるかなと思ひまして質問させていただきます。

まず、最初の気候変動対策ということで、対策はいろいろ国でもやっております。それで、岩泉町においても、まず漁船保険とか漁業共済、いろいろな面で、サケの稚魚関係、それから藻場の造成の指導なんかも受けております。本当に大変ありがとうございます。

それで、今皆さんもご存じのとおり、世界3大漁場ということが日本にもあります。まず三陸沖、これは金華山沖になるわけですが、ここら辺も、小本地区のほうも、この沖も三陸沖ということの範囲に入るわけでございます。あとは、外国ではノルウェーとかカナダのほうにもあるわけでございますけれども、今これが、先ほどの町長の答弁にもありますとおり、親潮、これで我々のほうは本当に潤ってきたわけでございます。親潮というものは冷水関係です。あとは、黒潮というのは、7年ほど前から和歌山、南のほうの沖で大蛇行をしまして、こっちのほうに範囲を広げて、親潮の南下が止められているのです。そしてあとは、もう一つは、日本海からの黒潮もあそこの津軽海峡を通過して来て、かなりの被害を受けております。

そういうことで、特にも我々のほうは定置事業をやっておるものですから、共済に対して、今までマグロの関係もあるのですけれども、積立ぶらすに、この事業に下げ止めという条件をつけて今やって、我々もそれで、岩手県では22漁協の単協でそういうものを利用して、何とかある程度経営が安定しているのです。ただし、今度マグロの資源回復になったということで、これを令和7年度から5年間でゼロにすると、下げ止めをですよ。積立ぶらすあるわけですが、これがなくなると、22漁協の、今でも22のうちの半分近くが本当に赤字すれすれでやっているわけなのです。そういうことで、これをなくしては大変だということで、我々も運動して、水産庁からもこの変更についての説明がありました。そういうことで、取りあえずまず我々のほうの反対も少し聞いていただいて。本当はもう3年ぐらいでやめると言ったのが5年まで延びたものですから、国のほうでもそこら辺をもう了承したようなものですから、変更するのは大変難しいと思いますので、町長さんをはじめ、何とかこれに代わるものをつくっていただくような気持ちをいま一つ、ここで答弁していただければと思うのですが、よろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

○町長（中居健一君） ただいま三田地議員のこのお話、私も本当に真剣に、深刻に受け止めているわけでありまして。これまでも我々も、当然県にも、そしてまた国のほうにも、海洋については、大きな気候変動の中で業者の皆さんが大変苦しい状況が続いているということについては、もう切々と訴えてきたわけでありまして。そういう中で、今このような海洋の大きな変動に伴って、もう一点はALPS処理水の問題もあって、非常にそれがさらに輪をかけて、大きく経営が厳しい状態になっているわけでありましてから、しっかりとそういう部分もクリアをしながらこれはしていかなければならない、そういうことも訴えてきました。特にもALPS処理水については、やっぱりいろんなウニ等についての補償についてもスピード感を持って、もっともっと前倒しで出していただきたいという要望もしてきたわけでありまして。

そういう中で、地球温暖化による気候変動により、具体的にはサケですか、サケが、これまでこの五、六年の統計を見ますと、もうほとんど取れなくなってきているという、メインのサケがですね、そういうようなこともございます。ですから、今岩手県の中でも、内海の部分については養殖なんかもやって、それなりに頑張っておられるわけであ

りますが、小本川はやはり地形的な問題もあって、そういう部分にはなかなか環境が適さない、そういう状況もあるわけであります。

では、どういう対応をこれから持続可能な水産業のためにやるべきかということになれば、今ある養殖関係もできるものはやりながら、やはり海から多少内陸のほうにも目を向けながら、いわゆる内水面関係の部分についてもいろいろこれから漁業の存続ということからいえば、そういう養殖技術を生かしたような、そういうものも取り組んでいく必要があるのだろうと、私はこのように思っております。そういう点では、これ漁協さんのほうでもいろんなこれからのこと、いろんなご提言を賜れば、我々も一緒になって、国のほうにもお邪魔をしながら、こういうことをやっていくことによって維持、存続をしていきたい、そういう提言を申し上げながら、要望もしながら、同時に財源の確保も絡めながら対応していきたいなど、そんな思いがあるわけであります。1つの新たな取組として、これ宮城の大学さんとも連携をしながら、磯焼けの部分でいろんな藻場の回復をしながら、何とかウニ、アワビの環境についてのいろいろな改善の取組も、そういう実証実験もやっているわけでありますから、そういう様々な選択肢、可能性をこれからもお互いにかんかんがくがく議論をしながら、まさに漁民の皆さんが本当に持続可能な経営が安定的にできるような環境の構築についてはこれからも努めてまいりたい、そんな思いでもございます。

ただ、このような非常に厳しい状況になりますと、漁業の皆さんの後継者の問題、さらには地域就労の問題と様々な課題が、今漁業についてはそういう非常に複雑な状況が絡まっているわけでありますから、これらについても漁民の皆さんともしっかりと意見交換をしながら、一つ一つ新たな方策にして見いだすように、お互いに連携をさらに強化しながら取り組んでまいりたい、そんな思いでございますので、何とかご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 10番、三田地議員。

○10番（三田地和彦君） 本当に厳しいものですから、まずは共済のほうを取りあえず、会議の場で何とかこの形を変えたので、救えるような共済のほうの推進をお願いしたいと思えます。

まず、これ昨日、ゆうべ、それこそろくに寝ないで資料を作ってきたものですから、

サケの実績ということですね。我々のほうは、昭和58年以前までは、1億円から2億円ぐらい取れば経営は成り立っておったわけです。ただ、それからサケが増えるという予想が5年前から、これはもう出てきたものですから、昭和59年に我々のほうは漁業権を1つもらって、今まで1稼働やっていた定置を2稼働やったら、59年から46万本のサケが取れました。そして、金額も8億円を超えているというような格好で。あとは、それからいろいろ安定して、平成のほうまでは47万尾とか、あとは6億円、7億円で推移してきたのですが、この時間の都合もあるわけですが、23年の津波のときが9万尾、これは1稼働やっていませんので、須久洞で、1稼働はもう津波でやられて、ただ幸い船がやられなかったものですから。その次、3億7,000万円ということで多く下がりました、そしてあとは令和になったらこれが1万尾ということで、サケが本当にもう駄目になりました。そして、令和に入ってもうずっと1億円、全魚種です、サケばかりでなく。サケそのものは、令和3年に2,461尾取ったのですけれども、今年は127尾です。そして、全漁獲がサケを含めた1億6,000万円。そしてあとは、先ほど言いました積立ぶらすの下げ止めのあるもので、今年も2億円近くもらいます。ですから、3億6,000万円で、今年もプラスになるかなと考えております。ただ、事業はできません。ここを本当は来年あたり船を吐こうと思ったのですけれども、今までは1億5,000万円ぐらいでできた船がもう3億5,000万円を超えるというような高額になってきたものですから、何ぼ国で2分の1補助になっても、これではもうやれません。アルミ船ですから、五、六年の減価償却のあれはあるわけですが、本当に4,000万円か何ぼの利益が出ていると、船の償却だけでももうゼロになるものですから、こういうのが厳しくなっているということがサケの現状でございます。

それからあとは、アワビについては、これ古くなるわけですが、昭和55年あたりは34トン取れたのです。あとは、平成から10トンから5トンぐらいに下がってきまして、最近はまだ2トンです、2トン。アワビの資源は、本当にもう枯渇状態でございます。ということは、これはまず海藻がないことと、この間議員の人たちも聞いたかもしれませんが、講師を受け入れた先生から聞いたところが、草ばかりでなく、今の海の状況だと、貝殻を構成する栄養分が少ないのだそうです。ですから、今急激な影響を受けているのがカキの問題。カキが殻を出ないと身がつかなくなってくるものですから、当然

アワビのほうも殻があって、アワビが、身があるということで、この間の講演で、これは大変なことが起きているなということを感じました。

ということで、水揚げ等は、常に県漁連等でも国のほうにも、岩手県の水揚げの全数量を上げています。本当にこの金額で生活ができるのかということは、どなたが聞いても分かると思いますので、そこら辺の何とか、町長さんが先頭になって、本当は「町長さん」と「さん」をつけるのはあまりよくないのだそうですけれども、そういうことで何とかお願いする意味で、これを先頭になってやっていただきたいと思いますので、この一つの気象変動対策については、そこら辺を検討いたしまして、岩手県下の、あとは各県の代表の皆さんとよく話をして、これぐらい漁業は大変だということを、第1次産業の農業も大変なのですけれども、それでも農業のほうは高温に対応する種苗、苗の研究を今やっているそうでございますので、そこら辺はあれですけれども、漁業は本当にもう目の前に来ているというのが現状でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、1点目のほうは終わりますけれども、課の増設についてということで、私は前にも言いました。それで、政策推進課さんのほうでそれを今やっているということでございますが、課長もこれは答弁しづらいかもしれませんけれども、今の人数で、予算がある程度増えた場合、十分に対応できるか、ご答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地方創生の観点でございますけれども、政策推進課では今全課員が取り組んでおります。今目いっぱい、その課員頑張っておりますが、今後いろんな形で国からもいろんな政策として来ますし、我々も新しいものにも取り組んでおりますので、やっぱりその取捨選択というのは必要になってくるかと思っています。やはり必要なものに全力投球していくような、そういった人員配置というのは、今限りある役場内の人員の中でやっておりますので、そうそう人を増やせないというのは重々承知しておりますので、今の現状の中で取り組むというつもりでやっております。

○議長（菊地弘巳君） 10番。

○10番（三田地和彦君） 今力強い課長の答弁があったわけですけれども、やはりこれは我々昭和の人間と、それからいろいろ時代が変わってきております。職員を使うのは、

かなり、私どももそうなのですから、漁協もそうなのですから、少し言うと、もう次から休まれます。休むのはいいのですが、復帰すればいいのですけれども、復帰しないのが現状でございます。そういうのを注意して、何とか岩泉町の発展のために、私は以前に言いました。職員は人口減少で、国のほうで岩泉町は何ぼぐらいというのは試算は出てくると思うのですが、そういうことのないように、漁業の問題でなくても、人が減っているわけなのです。教育長さん、次長さんも分かる通り、生徒がいない、生徒がいないというのはおかしいのですけれども、子供がいないから生徒もいないわけですから、この対策というのが今かなり叫ばれているのですけれども、なかなか厳しいかなと思いますけれども、取りあえずよほど気をつけた政策をして、本当に今度の国の方針に恥じないようなことをお願いして、これの2番目の質問は終わりますけれども、本当に気持ちに腹を据えた政策をよろしくお願いしたいと思います。あとは、隣には総務課長さんもいるし、副町長も町長もいますので、ここの前の人たちこそちゃんとスクラムを組んで、今の厳しい時代に向かっていただきたいと思います。それで2つ目も終わります。

あとは、「薬草の町岩泉」についてということで、これは先ほどの町長の答弁を聞くと、いろいろ岩手町でもやっている、あとは八幡平でもやっているということで、私がやったところの九戸村が出なかったなというのですが、私が聞いたのは九戸村のものでございます。そして、今ここにも、かばんの中にも薬草が入っていますけれども、これは製造の方法によっては害になるものもあるのだそうです。ですから、お茶っ葉として飲むのであればまず可能なのですけれども、そういう薬草というのはやはり、何でもそうなのですから、飲み過ぎればみんな毒になるわけですが、そういうことで、これを何とか。答弁を聞きますと、前向きに検討していただけるなど認識はいたしました。再度、岩泉町としても取り組む考えがあるか、ご答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 先ほどの町長の答弁の中で九戸村が出てこなかったというお話でございましたけれども、九戸村の場合につきましては、医薬品メーカーさん等との連携を取らずに個人または法人のほうでやられている部分があるのかなというふうに私どもは認識してございます。

薬草につきましては、議員がおっしゃるとおり、やり方によっては毒になる。トリカブト等も医薬品として今現在栽培されて、医薬品メーカーさん等で漢方薬として処方されている部分もございます。町長の答弁にもございましたが、生薬、漢方薬の基になる生薬というのは、原料としては中国のほうの主産地になってございますので、ただそちらのほうから持ってくる場合の経費だったり、中国の国内で使う方向での転換とか、いろいろな面で重なりまして、原産地の中国のほうから持ってこれないというのが最近の話になってございまして、国内産で需要のほうが大分伸びていると伺ってございます。そういった面からも、生薬自体での生業というのはなかなか難しいものがあると思いますが、複合的な作目としての一つのアイテムとして需要がある部分については将来性が見えてくる部分もあると思いますので、多角的にいろんな視野から見ながら、そちらのほうについては研究させていただきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 10番。

○10番（三田地和彦君） お願いは、まず中国の漢方というのは私も知っています。でも、米でも何でもいろんな面で、中の流通はスムーズに来るのですけれども、これからは対応を考えて、やっぱり国内産のものをやる。特に岩泉町、あとは岩手県内、それこそ日本人たちには岩泉町で作った薬草をというような格好で、何とか研究をしていただいて、前に進んだ対策をお願いしまして、私の発言は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、中居町長、発言どうぞ。

○町長（中居健一君） 先ほどの漁業のこれからのありようの関係であります。今日は、議員のほうからそういうご発言もありましたので、私もこれは非常に深刻にこれまでも考えてきたわけでありまして。しっかりと漁協の組合長とも連携をしながら、例えば養殖の中でも実際ワカメなんかの養殖をしている方々もおられるわけです、この荒海の中でも。そういうようなことの可能性や、あとは海洋のみならず、内陸のほうでの何かそういういろんな養殖ができないかだとか、あといろんな共済の関係もございまして、そういうのについてこれから中長期にわたって、なかなか気候変動というのは一気に解消できるような話ではないわけでありまして、漁協さんがどういう形の中で、そしてまた漁民さんがどういう形の中でこれから本当に持続可能な営業ができるかという、操業

なり漁ができるかということについては、これは真摯にお互いに膝を交えてしっかりと検討していく必要があると、このように考えております。できるだけ町と漁業団体さん、場合によっては県の皆さんにも入ってもらって構わないわけなのですが、そういうプロジェクトをつくりながら、久慈とか、宮古とか、大槌なんかでもいろんなサケ、サーモンとかやっているわけでありますが、そういうのはできない、そういうことについて、私も県のほうに徹底してこれまでも主張はしてきたのです。ですから、こういう外海に面している部分については、何をどうやればいいのかという、これは県のほうにも試験研究の期間もあるわけでありますから、隣の田野畑さんもそうでありますが、そういう部分についての手だて、対策は、県が全くやっていないとは言いませんが、ちょっと弱いと、私はそういうような発言をしてきております。ですから、我々の地理的なハンディキャップの中でも、漁民が漁民として、これからもなりわいとして生活ができるような、そういうことについては岩手県全体の中で取り組んでいかなければならない、そんな思いでございますので、しっかりとこれからも町とも連携をしながら、そういうプロジェクトなんかをつくりながら、定期的にお互いがかんかんがくがく議論しながら、これからの小本浜の漁業の将来についてお互いに議論してまいりたい、そんな思いでございますので、そういう点についても、議員のほうからも組合長さんのほうにもそういう町の思いについてお伝えをいただければ大変助かりますので、どうぞよろしくご指導を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） それでは、これで10番、三田地和彦さんの質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時51分）

再開（午後1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き日程第1、一般質問を再開します。

6番、三田地久志さん。はい、どうぞ。

〔6番 三田地久志君登壇〕

○6番（三田地久志君） 6番、三田地久志でございます。通告に基づきまして、質問をいたします。3期目の任期最後の質問となりますので、趣意を酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

岩泉町未来づくりプラン後期基本計画についてです。令和6年第4回定例会の一般質問に引き続き、岩泉町未来づくりプラン後期基本計画の重点プロジェクト3から5について伺います。

さて、2月6日の町長施政方針においては、細部にわたり、町長の思いが具体的に記載されていると感じたところです。まずは、重点プロジェクト3の関係人口の拡大について伺います。コロナで交流ができなかったとはいえ、目標値に向かって進んでいるのか伺います。プロジェクト3-1、移住・定住のきめ細かな相談窓口の開設について、「移住・定住コーディネーターを育成し、相談窓口を強化するとともに、就業や起業するための支援や経済的負担の軽減に向けた取組を進める」とありますが、どの程度進んでいますでしょうか。

プロジェクト3-2、町出身の若者など、本町に関心がある人との交流促進について、「本町と友好都市である昭島市や岩泉町ふるさと会などとの交流、移住や定住に関心がある人に対する情報提供を図り、本町への観光や自然体験などの来訪を通じ、移住や定住につなげる取組を進める。関係人口の創出・拡大のために、関係人口創出・拡大事業の活用を検討するとともに、二地域居住の促進、空き家の活用、お試し居住プログラム、大学生のインターンシップや地域おこし協力隊制度の活用などの取組を強化する。また、廃校施設については、サテライトオフィスや研究施設など、様々な分野を融合したリノベーションについて調査研究を進める」とありますが、それぞれの到達度はどのくらいになりますでしょうか。

プロジェクト3-3、魅力ある観光拠点づくりについて、「龍泉洞をさらに魅力ある観光拠点として整備を行うとともに、地域に埋もれている潜在的な観光資源の掘り起こし、ジオパーク等の観光資源を活用した広域観光連携を行い、体験型観光やインバウンド観光の展開を図るための情報発信や地域のブランディング化を進める。また、ふれあいランド岩泉の再整備を進める」とあります。こちらの進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

次に、重点プロジェクト4、産業の強化による働く環境の充実について伺います。プロジェクト4-1、安定かつ持続ある生産体制の構築では、「農林水産業の生産組織の育成と強化を図り、産業の競争力を高めるとともに、創業・事業承継を通じて地域産業の活性化と新陳代謝を図る。未来技術の活用に関する調査研究を進め、生産の効率化や担い手不足の解消など、既存産業が持続安定できる仕組みづくりに取り組む」とありますが、これについての進捗具合を伺います。

プロジェクト4-2、第三セクターを基盤とした地域産業の振興では、「地域経済を牽引する第三セクターについて、成長発展及びホールディングス化によるシナジー効果を高めるための支援策を重点的に実施する。経営課題解決に必要な人材育成と、マッチングを行うための支援や、生産から加工、販売まで行う6次産業化の推進や新商品開発などに対する取組を評価する」とありますが、到達度を伺います。

プロジェクト4-3、各産業分野における担い手の育成について、「インターンシップ等を通じた若年層の地域での生活・就業体験を促進し、地域企業へのUターン就職の機会拡大と地元定着を推進するとともに、岩泉高等学校において人材教育として推進している探求型学習プロジェクト（KIZUKIプロジェクト）などへの支援に取り組む。また、各産業分野における人材育成を推進することにより、仕事に関する理解を深め、職場への定着を促進する」とありますが、進捗具合を伺います。

最後に、重点プロジェクト5、持続する集落形成について伺います。プロジェクト5-1、地域振興協議会を核とした活動支援について、「地域振興協議会が地域運営組織として機能するように支援し、住民が主体的に活動できる環境を整え、生活サービス機能の集約・確保、防災機能の強化、集落生活圏内外との交通ネットワークを形成し、利便性の高い地域づくりを進める」とあります。到達度はいかがか伺います。

プロジェクト5-2、高齢化に対応した移動手段確保などの生活支援について、「地域の公共交通の維持や利用者の利便性の向上を図るため、運賃の軽減策を進めるとともに、事業者との連携・協働を推進し、地域の特性に応じたデマンド交通の構築を進め、利用しやすい公共交通の確保に努める」とありますが、進捗具合を伺います。

プロジェクト5-3、地域防災の環境整備について、「地域の防災体制の確立・強化を目指すとともに、災害に関する自助・近助・共助の重要性などの啓発や、必要な情報

・知識の啓発や防災備蓄の充実などにより、住民の防災・減災意識の高揚と安全安心な地域づくりに努める」とありますが、進捗具合について伺います。

プロジェクト5—4、地域包括ケアシステムの推進について、「高齢者一人一人の課題に対する支援が充実するよう、地域ぐるみで高齢者を見守り、支えていく体制づくりを進めるとともに、身近な地域における生活支援体制の整備や強化により、安心して生活できる環境を整備する」とありますが、進捗状況を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁。

[町長 中居健一君登壇]

○町長（中居健一君） 6番、三田地久志議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、未来づくりプラン重点プロジェクト3の関係人口の拡大についてであります。移住・定住のきめ細かな相談窓口の開設につきましては、令和元年度から町内事業者に移住コーディネーター業務を委託し、移住希望者及び移住者へのフォローを行ってまいりました。本町では、地域おこし協力隊制度の活用を開始いたしました平成29年度から、これまでに43名の隊員の皆様に着任をいただいております。移住コーディネーターによるきめ細やかな対応が成果に表れているものと捉えております。起業や、町内で新規事業を目指す方への支援策といたしましては、令和7年度において中小企業振興資金融資に新たに開業資金枠を設けますほか、国の支援制度であるローカル10,000プロジェクトの活用を予定しているところであります。

次に、本町に関心がある人との交流促進につきましては、令和元年度から地域おこし協力隊着任希望者を対象に、2泊3日の町内居住体験を提供しており、さらに県内外の大学生を対象に、4泊5日のキャリアデザインプログラムを実施し、若い世代に本町を深く知っていただくための機会を提供しております。廃校施設の利活用につきましては、旧大川中学校を活用した通信制高校の設立など、廃校活用に向けて現在進行中のプロジェクトが複数ありますので、引き続き活用が図られるよう取り組んでまいります。二地域居住の促進及び空き家の活用につきましては、令和7年度に町内の空き家実態調査を実施予定であり、この調査結果を踏まえ、空き家を活用した二地域居住の促進についても調査研究を進めてまいります。

次に、魅力ある観光拠点づくりについてであります。まずふれあいらんど岩泉につきましては、本年度D B O方式と呼ばれる公共が資金調達した上で設計・建設・運営・維持管理を包括的に民間事業者へ委託する方式で再整備を進めており、令和6年7月には受注事業者が運営を担う新会社を設立し、本年4月の開業に向け準備を進めているところであります。

龍泉洞の観光拠点整備につきましては、現在ナイトドラゴンブルーや、冬の地底湖にスポットを当てた洞内観光の魅力度アップと情報発信、そして園地内での体験型コンテンツの拡大など、ソフト面の充実に努めており、今後町観光協会の体制強化も図りながら、新たな魅力の創出による誘客の拡大に努めてまいります。これまでの課題であります冬期間の誘客対策につきましては、本年2月に開催し、好評を博しました龍泉洞冬まつりを継続して実施し、地域のブランディング化が図られるよう、町内事業者や広域的な連携の下、誘客を強化してまいります。

観光資源の掘り起こしにつきましては、龍泉洞園地内での魚のつかみ取りの定期開催や畑わさびの花芽摘み体験など、町観光協会や事業者と連携をしながら、これまでとは別な視点による新たな資源開発につながる取組を進めてまいります。インバウンドの誘客につきましては、集客が期待される台湾を主軸に検討をしており、近隣の市町村とも連携をしながら龍泉洞の魅力発信に努めてまいります。

次に、プロジェクト4の産業の強化による働く環境の充実についてであります。安定かつ持続ある生産体制の構築につきましては、農林水産業の生産基盤を強化するため、各種生産組織、団体、事業者等への生産や運営経費について支援を行い、生産等の維持、拡大を促進してまいりました。また、担い手の確保や事業承継、起業などについても県や団体などと連携をし、事業者の相談に応じながらサポートを充実させてきたところであり、成果として農業分野で3名、林業分野で9名の新規就業に結びついております。

農業におきましては、畑わさびの収穫量が猛暑の影響により減少しているものの、定植時期の工夫などを施しながら増産に向け取り組んでおり、また日本短角種につきましては放牧頭数を維持できている状況にあります。林業では、森林環境譲与税を有効に活用した高性能林業機械の導入により、効率的な施業が行われているほか、再造林についても適地選定が進められております。水産業では、海洋環境の変化により、厳しい経営

が続いておりますが、漁場環境を整備するため、サケの稚魚放流、アワビ・ナマコの種苗放流を継続しており、淡水魚増殖事業による資源確保についても継続して実施しているところであります。

次に、第三セクターを基盤とした地域産業の振興についてであります。第三セクターの成長とホールディングス化によるシナジー効果を高めるため、各社相互に協力しながら業績拡大の機会創出を図るとともに、グループ内での効率的な人材配置を行い、経営資源の最適化に努めてまいりました。また、6次産業化の推進、新商品開発にも積極的に取り組んでおり、畑わさびを使用した万能調味料の開発や、新設したスイーツ部門での季節商品の開発・販売など、常に新しい展開を模索し、実行に移しているところであります。今後におきましても、グループ全体の協力体制をさらに強化し、各社の強みを生かした新たな事業機会を創出してまいります。

次に、各産業分野における担い手の育成につきましては、これまで大学生のインターンシップをはじめ、岩泉高等学校のK I Z U K Iプロジェクトへの支援を通じて、町の各産業分野を知っていただき、就業体験の機会を提供してまいりました。引き続き若い世代の方々に対して、町の産業に対する理解を深めていただく機会を提供するとともに、地元に着定していただくため、より効果的な施策を検討してまいります。

次に、重点プロジェクト5の持続する集落形成についてであります。まず、地域振興協議会を核とした活動支援についてであります。地域振興協議会は健康づくり活動などを通じた地域の見守りや、自主防災組織との連携及び協働事業の実施、2次交通の運行による交通ネットワークの形成など、多岐にわたる地域活動を展開しております。これらの活動は、町民の皆様が自ら選択をし、実践しているものでありますので、町民の皆様が主体的に活動していく環境は整備されているものと認識をしております。今後におきましても、町民の皆様が自主的に行う地域づくり活動への支援を継続するとともに、地域の活力を維持・向上させる取組を充実してまいります。

次に、高齢化に対応した移動手段確保などの生活支援についてであります。令和4年度から安家地区において、デマンドタクシーの実証運行を行ってまいりましたが、7年度からは本格運行に切り替え、他の地域での実証実験も新たに開始をする予定としております。今後におきましても、ライドシェアなど様々な制度を調査研究し、町民の皆

様のニーズと利用実態に即した新しい公共交通の在り方を追求してまいります。

次に、地域防災の環境整備につきましては、町地域防災計画に基づき、地域の防災力を強化するため、各地区自主防災協議会との定期的な意見交換や、町防災士連絡協議会と共催した実践的な研修会の開催のほか、各種防災訓練を通じて、地域や個々の防災力の強化に努めているところであります。また、防災に関する情報や知識の啓発につきましては、広報紙での特集、ぴーちゃんねつとでの防災クイズ、学びの出前講座などを行っており、幅広い年代の皆様に防災意識が浸透してきているものと認識しております。防災備蓄につきましては、町防災備蓄計画に基づいた食料や生活用品の目標数量を確保済みではありますが、各家庭での備えに対する意識啓発にも引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、地域包括ケアシステムの推進についてであります。第9期介護保険事業計画の基本理念である「相互に支え合いながら安心していきいきと暮らせる地域づくり」に基づき、様々な事業に取り組んでおります。介護予防や生活支援などの活動に注力してきたことにより、地域支え合い活動・いきいき百歳体操の実施団体は着実に増加しており、さらに各地区での介護予防教室の開催、認知症カフェ実施団体への支援なども行っております。また、認知症の方やその家族のニーズを把握し、早い段階から生活面への支援を行うとともに、認知症サポーターの育成を進め、医療・介護・福祉団体等と連携をし、本人やその家族を支援するチームオレンジを令和7年度に立ち上げるべく取り組んでいるところであります。

高齢者のニーズや課題の把握につきましては、地域ケア会議において情報交換、課題に対する検討などを行うとともに、地域資源の発掘や新たな担い手の育成などに取り組んでおります。さらには、社会福祉関係機関との連携を強化し、高齢者に限らず、複合的な課題を抱えた方々への寄り添った相談支援の充実に取り組んでいるところであります。今後におきましても、地域課題を多角的に捉えつつ地域間交流の輪を広げることで、一人一人が孤立することなく、安心して楽しく暮らすことができる地域社会の形成に取り組んでまいります。

未来づくりプランにおける重点プロジェクトは、本町のさらなる発展を目指し、令和8年度を目標年度として集中的に進めているものであります。複数の分野にまたがる総

合的な施策として推進をしておりますことから、実施過程では様々な課題に直面することもあります。一つ一つ課題に向き合いながら、プロジェクトの達成に向け着実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○6番（三田地久志君） 3期12年の中で、私、一般質問はほとんど提言ばかりしてきたのですが、前回の6年度、4回目、そして今回と、少し検証も議員に与えられた責務というか、もあるので、ここは検証をしっかりとやっぱりやっていかないと、町民の方々に、議員は何をしてんのやと、言っているだけかということもあるので、あえて検証の質問をさせていただきました。

そこで、移住コーディネーターによるきめ細かな成果の対応が表れているとあるのですが、43人が着任したと。現在間違いなく岩泉町に残っているというところは、何人になっていますでしょうか。あるいは、離れた人は何人ということになっていますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現在活動中の隊員で27人となっております。任期満了で終了された方が10人おります。

あと、ちなみにですけれども、地域おこし協力隊として来ていただいている方にパートナーであったり、配偶者であったり、あとお子さんであったり、様々ありまして、これまでの中で町民数とすれば全部で54人増えているというような状況でございますので、地域おこし協力隊、またそれに付随する形で定住という部分ではかなり効果はあるのではないかなとは考えております。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 今のような情報をもう少し広報を使ったりとか、いろんな形で町民の方々にも知らせることが必要なのではないのでしょうか。自分たちは役に立っているのだという定住した方々が、やっぱりそこで満足、満足というか、その後のフォローの部分では必要なことなのではないかなと思うのです。その活動中のフォローはきちんとやっているけれども、任期満了になった後のフォローというのが、この間岩泉の地

域振興協議会の中で、その後のフォローがちょっと少ないような気がするというような話も出ていました。そこについては、今後何か考えがありますか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域おこし協力隊で来ていただいて、ご活躍いただいていますので、我々としてはこれまで発表会とか、あとは広報で皆さんをご紹介したりとか、いろんなところで露出するという部分は努力はしてきています。あと、面談という部分で、毎月1回、いろいろ話をしたり、フォローをしたりという部分もありますし、あとそれこそ地域のほうでも、地域振興協議会であったり地域の方々にいろいろフォローしていただいている部分もございます。その中で、やはりこれからももっとこの岩泉町で活躍していただいて、その後も定住いただくという部分では、さらに皆様を露出したり、いろいろPRをしたり、地域の方々にご紹介したりする場面をできるだけつくっていきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） そうしていかないと、孤立というか、協力隊の仲間の内輪だけでの話になってしまっていて、本当に地域に溶け込むというのがなかなか難しいと思うので、そこはフォローをきちんと、任期が終わった後もフォローをしてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、起業とか新規事業を目指す方へということで、ローカル10,000プロジェクト、これは誰がやるかというのは分かっているのです。こういうことではなくて、起業するためにはどういうことが必要なのだ、どういう準備が必要なのだということを、全然多分……こういうことをやりたいけれども、株式会社がいいのか、労働者協同組合みたいな方がいいのか、社団法人がいいのかということも含めて、起業するためのレクチャーみたいなのが、外部委託でもいいと思うのです。そういうことをやっていかないと、若い女性も言っていて、何かやりたい、これやりたいのだけれども、やり方が分からないと、どこに相談すればいいのか分からないと、そういう人たちがたくさんいるのではないかなと想定されます。それこそ佐々木課長がラインであちこちの市のやつを見えています。私もまねしてあちこち見ていました。やっぱり起業のための勉強会は、あちこちでやっているのですね。岩泉でも人口をもうこれ以上減少させないためには、起

業してもらって、岩泉に残ってもらうための施策というのがこれから必要だと思います。こういうことも含めて、行政が最初は音頭を取って、やって、だんだんに外部委託していくという格好でもいいと思うから、何とかそういうこともこのプロジェクトの中に落とし込めないか、2年しかないけれども、その中でも1年でもいいからやってみる必要があると思うのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員おっしゃるとおり、やはり起業という部分は力を入れるべき分野だと思っています。誘致企業で製造業を持ってきても、やっぱり働く方がいらっしやらない。その中では、個別でいろいろなことをやりたいというのであれば、やはり起業になると。最近であれば、金融機関の方々も結構そういう部分では本気に考えておいでで、最近も結構役場のほうにも来るのですけれども、そういった起業に向けてのいろんな形で説明、講習、支援、こういったのをいろいろやられるようですので、そういったところも活用の方法はあるかなと。

あと、地域おこし協力隊で言えば、県と一緒にいろいろな起業向けの講演とか、そういうのもありますので、そういうところには出向いていただいて、勉強していただいたりしています。町のほうでも、いろいろこの部分については今後取り組んでいきたいと思っていますので、今回のこのプロジェクトの期間もあります、また次の未来づくりプランの中でもこういったところは力を入れるべき分野かなとは思っておりました。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 次に、若い世代、大学生を対象に4泊5日で、何年か来てはいるなど思っていました。何か成果はありますか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） これまでインターンシップであったり、キャリアデザインプログラムというので、今年であれば7人の方が来ています。横浜のほうからとか、県内もありますけれども、そういったつながりというのはその後もいろいろ行ったり来たりはあります。ただ、それが直接、では岩泉町への就職につながるかというと、これはまたちょっとあれかもしれませんけれども、でもそういった中でいろんな岩泉町を知っていただいて、応援してもらう。向こうに行っても岩泉町のことを気にかけていただ

いて、何かあれば、例えばですけれども、ふるさと納税であって支援してもらおうとか、様々な部分のつながりというのは、これも交流というか、関係人口にはなっていくと思いますので、そういった取組は令和7年度もやろうかなとは今考えて、予算を提案しております。

○議長（菊地弘巳君） 6番、どうぞ。

○6番（三田地久志君） ここに、岩泉高校に支援している大学生の皆さんのもう一回岩泉再発見ではないけれども、そういうことで参加してもらって、いろんなことをもう一度勉強してもらおうというようなことも含めて考えて、大学生の方々ですよ、やってもらわないと、お金だけ一生懸命今お願いして、かけてはいるのですが、なかなか戻ってきたという話も聞こえない。戻るきっかけづくりというのが、何かしらその切り口が必要かと思うのですね。そういう人たちには案内というのはしているものなのでしょうか、どうなのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） いろんな場面を通じてアプローチというか、はしたりもしてはおりますけれども、あとはキャリアデザインというか、インターンシップの中では、それをやった方で岩泉町に来て働いている方も中には以前おりましたので、このアプローチというのはいろんな場面で今後もやらなければならないかなとは思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 次に、廃校施設のところで、この間も議論にはなっていましたが、どうでしょう。これ順調に、再確認ですよ、大川とか二升石の学校とかというのは、間違いなくこれから活用されるものなのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 廃校舎利活用につきましては、今いろいろ鋭意努力をして動いていまして、実際今現実的に動いている部分で言えば、大川のほうで通信制高校、これのほうが特区申請のほうを今進めております。あともう一つ、大川で、盛岡の電気事業者さんのほうで研修所をやりたいというお話もあって、そのほうも今事業者さんと一緒になって動いています。あと、二升石のほうは集学校のほうが、また4月か

ら新たに向こうから人に来ていただいて、動くということで進めておりますし、今まだ相手から来て、これから本格的に動くところですけども、例えば木材を使った製材関係、こういったPRも来ています。あと、養殖関係、こういった話も来ております。いろんな話がそういうふうに来ておりますので、廃校舎をうまく活用すれば、まだまだこのところでの事業が立ち上がる可能性はあると思っております、企業の皆さんも地方創生とか、地域貢献とかという部分で様々動いていらっしゃると思いますので、うまくマッチングできれば、まだ活用の方法はあるかなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 二地域居住の促進というところで、さっきの大学生が来て、戻って、仕事を向こうでして、そういうことをできますよというような案内とか、若い人たちがいたほうがいいわけですが、どっちかというところ。二地域でも私みたいな年寄りもいてもいいかもしれないけれども、できたら若い人たちに、そういう形で岩泉らしい二地域居住のためのプログラムというか、できたら住民税も欲しいから、こっちにいっぱい、1年のうちに長く住んでほしいわけなのですが、そういうことは考えているのでしょうか。それとも、まだこれからやるということなのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 考えております。二地域居住は、国のほうでもかなりこれを支援してまして、今からサテライトオフィスであったり、二地域でリモートワークが進んでいますので、そういったのもできるということになっています。我々のほうでも空き家活用であるとか、いろいろ活用できる住宅はありますので、これをもっとPRをして進めたいというふうに考えていました。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 空き家活用もだし、ちっちゃい学校の教室を仕切って例えば使うとか、いろいろあるのだろうと思うので、空き家だけではなくても、あと仕事というか、仕事場は学校のところにある、住むところは空き家でやるというような形でうまく連携していきながらやれるような仕組みにしていけば、何となく事業集積に関連した、皆さんがその地域に住んでくるような、そういうことも構築できるのではないかと思いますのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 可能だと思います。ほかでは、ホテルを使ったり、旅館を使ったりというのもございますので、我々でもそういった形はできるかと思ひますし、いろいろ廃校舎でもそういった活用をできる事業者が来て、やる可能性もありますし、今こちらにいる企業でも、リモートワークとかどんどん進んでいますので、そういったところではどこでも仕事できる可能性がありますので、そういったのも取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 次に、観光拠点づくりのほうに入りますが、ふれあいらんど岩泉はそのとおりで、順調のようでございますので、ここはいいですが、それこそ観光協会の体制を図ると言いながらも、なかなか難しいなと思ひているところなのですが、以前DMOという頭出しがあったような気がするのですが、そこについての取組というのはどうなっていますか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

町観光協会のDMO化の動きでございますけれども、観光協会のほうの方針としてもDMO化を目指す。町のほうの計画においても、DMO化ということでサポートしていくというふうには位置づけてございますので、連携しながら現在取り組んでいる状況でございますけれども、まずは観光協会のほうで県内のDMOの先進事例を見たりとか、研修会のほうに参加したりしながら知識を今深めている段階で、町として連携しながら今後実施していきたいというのが、実際に町のほうに先進して活躍されている方をお呼びして、どのような取組を具体的に進めていったらよいかというあたりを今後実施していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） ぜひそのDMOも考えていって、検討していってというところから、実施可能になりました、もうやりますというところまで進めてほしいなと。あちこちでDMO、宮古でもそうですし、近隣だとやろうとしているし、いや、やっているのかな、宮古は。なかなか龍泉洞を中心にと言いながらも、いろんな掘り起こし、次の

ことに入りますが、掘り起こしと言いながらも、前にも話ししましたが、点と点ばかりで、面として捉えて、その中でお客さんを回すというような発想がまだなくて、これだとなかなか大変だなというふうに思っていました。

そこで、課長にお尋ねしますが、キャニオニングというのはご存じですか。世界的にはやりつつあるのですが、いわゆるキャニオン、渓谷ですね。ボートで下るのはラフティング、キャニオニングというのは、救命胴衣みたいな浮力があるもの、ヘルメットをつけて、プロテクターつけて、自分で川を下っていくという、あるいは滝つぼに飛び込んだりとかというのが非常にはやっていて、日本でも九州辺りではもうはやり出しているというような情報があります。なので、岩泉にはそんなのどこにもあるじゃん、大川の七滝だってあるのですよね。安家川だってあるのですよね。それ考えれば、いわゆる外国から来る人たちにとってもそういう体験ができれば、それというのはなかなかないのではないかなと思うので、特にも台湾の皆さんというところを考えれば、そういうプログラムをぜひつくって、売り出すということも必要なのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。ラフティングは難しいと思うのです。ボートでやると言ったって、ああいうところ、波があるところというのはなかなかないから、それよりも、短い区間でいいので、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 体験プログラムのほうにつきましては、今後どのようなものがあるかというのを探していきたいとは思っております。一部の方からは情報はいただいております。先ほどのキャニオニング、ちょっと私は存じ上げなかったのですけれども、清水川沿いにもそういった場所があるという話はちょっと聞いていました。ただ、この体験をする場合に当たっての、まずはどこがやるかというところを決めて動かないと、物がなかなか動かないというところ、事がなかなか動かないというところもございますので、そういう意味で、町の観光協会のほうのDMO化、この中で検討する、DMO化になるというのに当たって、それを取り巻く団体の皆さんとの連携という部分で、こういった資源造成ができればいいのかなというふうなイメージで今おりましたので、いろんな資源があるというところは情報は入れながら、同時にちょっと進めていきたいなと、考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） ぜひDMO化は早く進めて、きちんとした組織をつくった中で、そこにまた雇用が発生しますから、協力隊の方に最初来てもらってもいいだろうし、よその、今言った九州のところ、宮崎辺りで結構やっているようなので、それを実際に行き行って体験したりとか、そういうことをしながら、岩泉のよさ、自然がいっぱいだと思いますが、では自然の中で何ができるの、何も情報発信、今ないわけですよね。山登りもできますとかとは言いながらも、誰か案内人いるのか、ガイドクラブに頼めばいるのでしょうか、では宿に泊まって、ちょっと時間あるから、何かないかなといったときに、いつもなかなかない。そういうところを補完するためにも、DMOなりなんなりきちんと組織したところでインストラクターを養成しながら、町にお金が落ちる仕組み、雇用が生まれる仕組みというのをぜひつくってほしいと。検討ばかりではなくて、鶏が先か卵が先かではなくて、実施します、やりますという答弁が欲しいのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） その点については、ぜひ進めていきたいと思ってございますので、やらせていただきたいなと思ってございます。DMO化というところもございまして、観光ガイド協会との連携も視野に入れながら、そういった仕組みづくりのほうは早速取り組ませていただきたいなと思ってございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） それでは、プロジェクト4の、これは農林水産業部門、農業においてはというようなところで、ワサビもあつたりとかということがあるのですが、ここにも担い手の確保や事業承継、起業とあるのですね。やっぱり農業分野でもそうなのですが、第三セクターのところにも商品開発、6次産業化とあります。産業常任委員会で川場田園プラザというところに、全国で1番、2番という人気がある道の駅に行ってきたのですが、農業者が、それこそ田園プラザの会社と共同というか、指導の下に6次産業化しているのです。自分の生産したものを、野菜だったりなんだりという部分を、そういう形に何とかしていかないと、ただ野菜作って、産直に並べました、農協さんに

出しました、ただそれだけで本当に生活できるような所得が生まれるのかなど。ある程度日もちするもの、あるいはお土産に持っていけるものというのは、本当にみんながよしというようなものを三セクのところで調整してもらうのか、どこか違う外部に委託するのかというのはこれからでしょうけれども、ぜひそういうことも考えてほしいのですが、いわゆる野菜関係ですね、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 野菜、園芸部門での6次産業化というものにつきましては、まず作る作目にもよるとは思いますけれども、そういった農家さんが自分で作って、それを製品にして売り出すというのは、やはり農家の皆さんにとっても達成度は高まってくるものと思います。かといっても、農協のほうに出荷する農家さんも中にはいると思いますので、そういった部分につきましては、やっぱり農家さんのご意向等々を皆さんからご相談いただきながら、そういった次の6次産業として自分が生産から販売までしていきたいというような意向がございましたらば、そういった方のご相談には応じていきたいと思っておりますし、そういった部分での町のほうの支援についても、今後いろんな事業を見据えた中でご提供していきたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 手前みそで恐縮なのですが、地消地産条例というのを議員発議でして、成立させていただいて、そうすると地元で消費されるものは自分たちで作らしようという基本理念なので、何とか作っている人たちが本当に喜んで、よかったと、お金になるしということで、産直に行ってみると、価格競争でなかなかこれ、200円出した人がいると、次の日から150円出して、次の日に行くと100円を出して、同じもので何でこうなるのだろうというようなことがありますので、その辺も含めて、役場でやってくださいというわけではないです。ただ、そういう状態がないような仕組みというのはやっぱり必要で、そうすると三セクの皆さんがそんなに頑張って6次化の商品を作っているのも、これもいいでしょう。だけれども、支えているのは生産者の皆さんなのでよね。そこがどうすればいいのかという、やっぱりプレーヤーになって光を浴びてほしいのは生産者の皆さんなわけです。役場とか三セクの皆さんは、正直言ってプロデューサーでいいのではないかなと私は思っていますから。そこに光を当てるようなシステム、

仕組みづくりというものを、どうやったら6次産業化できるのかという部分を、さっきの起業ではないけれども、何とか農林水産課サイドで皆さんに情報として伝えるとか、そういう仕組み、忙しいでしょうけれども、何とかそういうことができればなと思って

いるのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 産直施設におきましては、どうしても季節ですと、岩泉町の野菜というのは大体皆かぶっていているのが現実であります。そういった中で、いろんな作目の提供をするために、我々は座談会等を開きながら、皆さんにこういった野菜がありますよとかというご提案等はさせていただいております。その中でも、ワサビで今ちょっと自分で6次産業化を図ろうと頑張っている青年もおりますので、そういったところをいろいろ支援していきたいと思っておりますし、出荷するだけが楽しみではなく、それが製品になっていくという楽しみも、皆様の農業する楽しみの中での一つだとやっぱり思っておりますので、そういった仕組みづくりについては、今までなかなかそういったところはできていなかったところもありますので、調査研究の段階から始めさせていただければなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 次に、産業分野の育成ということで、K I Z U K Iプロジェクトの支援を通じとありますが、この間も行って、生徒たちのお話を聞いてきて、なるほどな、私たちが高校生頃はこういうことなかったなと思いながら聞きました。ある方も言うてはいたのですが、私も前から思っていたのですが、K I Z U K Iプロジェクトの中で図面、いわゆる机上の理論だけではなくて、実際に株式会社として設置して、実際に帳簿から何から、損益分岐点表とか、貸借対照表とか、全部作ったりとか、そういうことも実際に子供たちだけでやらせてみる。社長もいて、課長もいてというような、そういう遊び、遊びながらはできないかもしれないけれども、動機づけ、意識づけ、これで起業ができるのだと、こういうシステムなのだということを高校生のうちから教えるということも大事ではないかなと思うのですが、そういうことはどうでしょう。考えてはいませんか。どこかな。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） K I Z U K Iプロジェクトについては、これまでかなり成果もあるかとは思っております。1年生、2年生、今回も私ちょっと行けなかったのですが、資料を全部、皆さんのを頂きまして、見させていただきました。そういった中で、これをもっとブラッシュアップしていくというのは確かにあると思います。先日テレビで見ましたが、盛岡一高の高校生、それから一関高専の高校生が実際に自分たちで起業というか、会社は組織にしてやるというのを見ましたので、ああいったやり方もあるのだろうなと思いますので、これはこれからどんどんブラッシュアップしてやっていくというつもりでおりますので、今後役場としても支援をしながらやりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 前段のほうで話した起業のための講演会とか、そういうのにも高校生たちも入れてみたりとか、こういう形で会社というのはできるのだということ、もう既に、卒業してからではなくて、若いときから分かっていたほうが何となく楽しくなるのではないかなと、学校生活も楽しくなるのではないかなと思うので、ぜひその辺は力を入れて間違いなく実施してほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、重点プロジェクト5の集落形成についてですが、地域振興協議会はそれぞれがいろんな活動をしているけれども、なかなかイベントだったり、本当に生活の部分というところまで密着しているのかなという、ちょっと疑問なところもあります。もう少し、毎日ではなくてもいいから、御用聞きでも何でもないのだけれども、ちょっとどうですかと回って歩くとか、机に、椅子に座っているわけではなくて、集落を出て歩くとか、そういうことがあってもいいのではないかなと思うのですが、実際そういう活動はなされているものなのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 実際振興協議会でも集落支援員の皆さん、おいでになりまして、見守りであったり、そういったのは活動はしております。その中で、今後も地域振興協議会というところは、これまで議会でもいろいろ議論をしておりますけれども、やはりやるべきものとか、そういった中でどういったのを皆さん、それぞれのとこ

ろでやるかというのは今後もっと詰めなければならないところはあると思いますので、せんだっても意見交換をさせていただいておりますが、今後もその辺を意見交換しながら、やっぱり地域振興協議会が充実するような形というふうにいるいろいろ取り組みたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） もう5分しかないので、まだ残りがありますけれども、ちょっと時間足りないので、委員会のほうでいろいろとまた話をさせていただくことにして、最後に町長にお尋ねします。このプロジェクトに対しての自分自身の評価というか、あと残り2年なわけですが、どの程度達成しているというふうに考えていらっしゃるか。その中でも特にこれだけは間違いなくやりたいと思っているところがありましたら、ぜひ発言をお願いしたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、中居町長。

○町長（中居健一君） 今重点プロジェクトについて、いろいろご答弁申し上げます。

町として、こういう1つの計画の下に、これを地域住民と我々が連携をしながら対応していく、そのことが地域の活性化にもつながるということであるわけでありまして。

私は、1つだけ、一つの例としてお話を申し上げますが、産直巡りがとても大好きなわけでありまして。いろんな北から南までずっと回っておるのですが、その中でやはりどんどん、どんどん物が豊富に出て、そして見ていればどんどん、どんどん売れるところがあるわけです。私もいろんなその店長の皆さんとか、農家の皆さんに聞くのです。役場でもそれに銭を出して、補助金出して、皆さんその気になってやっているのかと。ほとんどの方々は、役場からもらうのは面倒くさくて駄目だと、我々が出せば売れると、売れるからどんどん、どんどん作っているのだと、そういうことなのですよね。ですから、やはり役場は役場としての役割がそれはあるわけでありまして、地域の皆さん困ったときには背中から押してやるということも大事なわけでありまして、やはり主体になるのは誰なのか、誰が何をするのかということは非常に私は大事なことだと思っています。ですから、いわゆる行政に依存することによって成長する産業もあろうかと思えます。ですから、これは幅広いわけでありまして、今いろんなご提言なりご意見をいただきましたが、主体が誰なのか、誰がやるのかということが非常に大きい課題になってく

るわけであります。いろんなアイデアはいっぱいあります。では、誰が主体になって、
どういう形の中でやるという、そういうような環境づくりを岩泉町はもっともっと進め
ていく必要があるだろうと、そのように思っています。ですから、ここまでは自らが汗
をかいたが、ここの部分はどうしても自分の力では何ともならないというようなとき
には、町も当然背中を押す、そのほか、いろんな経済団体からいろんな措置もあるわけ
ありますから、そういうところがしっかりとお互いの手を携えながら、それは私がいつ
も言っているとおりワンチーム、そういう中でみんなで協力をしながらやれるところ、
応分の負担を出しながらみんなで頑張れば、まだまだ捨てたものではない。ですから、
今日の答弁、本当に地域の皆さん頑張ってくれているということで、私は感謝を申し上
げたい。こういうことの積み重ねがまさに持続可能なまちづくりに進んでいくのだろう
など、そう思っておりますので、なお一層議会の皆さんのご支援とご指導を賜りながら、
共に一緒になって頑張りたいと、そう思っております。よろしくお願いを申し
上げます。

○議長（菊地弘巳君） 6番。

○6番（三田地久志君） 町長、ありがとうございます。突然のご指名で申し訳ござい
ません。やはり生産者がプレーヤーであると、住民がプレーヤーであると、役場の方々、
あるいは議会はプロデューサーであって、後から背中を押してあげるという、このスタ
ンスはどの事業についてもそうだと思いますので、それは我々も忘れずにやりたいと思
いますし、役場の皆さんもそういう思いでぜひ岩泉のために努力をしていただきたいと
お願いを申し上げて、終わります。ありがとうございます。

○議長（菊地弘巳君） これで6番、三田地久志さんの質疑を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 1時59分）

令和 7 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 号)						
招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 月 3 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 7 年 2 月 2 8 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令 和 7 年 2 月 2 8 日 午 後 3 時 5 2 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠 山 和 英	6 番	三田地 久 志
	7 番	林 崎 竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 幹 兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石 垣 直 美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	袈 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應 家 義 政
	町 民 課 長	佐 藤 哲 也	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流 課 長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	山 崎 幸 助	危機管理課長	佐々木 章
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 7 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 7 年 2 月 2 8 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日 程 第 1 一 般 質 問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（菊地弘巳君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

2番、佐藤安美さん。どうぞ。

〔2番 佐藤安美君登壇〕

○2番（佐藤安美君） 2番、佐藤安美です。通告に基づきまして、一般質問を行います。

令和3年度をもって閉校となった大川小学校と釜津田中学校。大川地区に唯一残っていた釜津田小学校も令和6年度をもって閉校となり、岩泉小学校に統合となります。対象児童、保護者及び関係者一同、地域住民は新たな日常に様々な期待や不安を抱えています。

特に大きな不安材料は、通学路の安全性であります。県道については、道幅が狭く、カーブが連続し、車両の擦れ違いに支障を来す箇所が多く点在します。町議会産業常任委員会で町内県道の調査を行った際には、委員から、「県道大川松草線は幅員が狭く、急カーブの連続で、立木がカーブ沿いに生い茂り、前方も空も見えない」、「県道の中でも一番整備が遅れている」などの声が上がりました。

要望活動等の効果が得られたのか、一部枝の伐採等で空の見える場所もありますが、カーブ沿いの立木の伐採は一向に進まず、安全性が危惧されます。道路改良整備には、用地の確保が必要不可欠です。また、道路沿いの立木伐採では、河川敷分、個人所有地

とあります。町としても道路整備を後押しするため、用地調査や用地交渉、個人所有林の伐採承諾を取り付けるなど、県土木センターと協議の上、積極的に後方支援、サポートすることで、道路整備促進につなげるべきだと考えます。

現状の道路状況では、小学校児童のスクールバス通学は、体力的にも精神的にも大変な負担を強いる状況であります。さきの町長の施政方針においても、国道、県道の道路整備について、具体的な箇所を挙げて、粘り強く要望していくと述べられておりましたが、より具体的な後方支援、サポートをすることで、県土木センターに対し、当該箇所の道路整備について強力に働きかける考えはないか、町長の所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 2番、佐藤安美議員のご質問にお答えをいたします。

学校統合に向けた道路整備についてであります。町の最重要課題として位置づけ、これまで県への統一要望や各地区の道路整備促進期成同盟会と連携した要望活動など、一日も早い整備の実現に向け、あらゆる機会を通じて要望活動を重ねてまいりました。

去る7月20日には、町内県道整備促進住民総決起大会、そしてまた10月12日には国道340号宮古岩泉間整備促進住民総決起大会を開催したところであり、この大会を通じ、道路の早期整備に対する沿線住民の切実な願いを、県をはじめ町内外に力強く発信できたものと確信をしており、道路整備の加速化につながるものと、このように期待をしているところであります。

議員ご案内のとおり、大川、釜津田地区の児童生徒の通学路であります一般県道大川松草線と国道340号は、急カーブが連続をし、幅員も狭く、車両の擦れ違いに支障を来す区間が多い路線であります。道路沿いの立木の伐採につきましては、大川地区道路整備期成同盟会と岩泉土木センターが合同でパトロールを実施し、要望箇所を伐採するとともに、令和3年度から4年度にかけて19か所に待避所が整備をされ、少しずつではありますが、着実に安全対策が施されてきたものと、このように認識をしております。

また、所有者に対する用地交渉や立木の伐採承諾などに係る県へのサポートにつきましては、これまでも各地区で開催される事業説明会や各地区の同盟会総会へ町職員も出

席をし、地域住民の皆様からの要望などの情報共有や課題の把握に努め、町からも事業推進の参考となる情報提供を行うなど、あらゆる対応を適時適切に講じてきたところであります。

今後におきましても、児童生徒が安心して通学できる環境づくりのため、支障となる立木の伐採を含め、適切な道路環境の確保と整備が円滑に進められるよう、町と町議会が一体となり、県に対して要望してまいりたいと、このように考えているところであります。

私も、先般も県のほうに要望に行ってまいったわけでありまして。非常にこの道路は劣悪な条件の中で、今般もやむなく釜津田小学校が学校統合せざるを得ない、そういう状況があるわけでありまして。そういう中で、本当に1年生、2年生、3年生という低学年児童がこの道路を片道1時間以上もかけて通る、しかも1年間そういう状況が続くわけでありまして。雨の日もあります。風の日もある。降雪のときもあるわけでありまして。こういう実態について、県のほうにも切実にこれまでもあらゆる機会を通じながら要求、要望をしてきたわけでありまして、いまだ我々の思いは届いていない、私はそのように実感をしているわけでありまして。これからもいろんな方法を講じながら、この道路については最重要の課題として取り組む必要がある。その際に、町議会の皆さんのお力もお借りしながら、共に一緒になって、何とかこの道路が早急に改善されるように、私も渾身の力を込めて、さらに皆さんの力を借りながら、共に頑張っていきたい。

4月になったら、また私も早速県のほうに赴きながら、やはりこういう実態について県はどう捉え、どうするのかということについてはしっかりと県のほうにも意向を聞きながら、早期整備について取り組んでいただくよう、これまで以上に強力に取り組んでまいりたい、そんな思いもございますので、何とぞご理解を賜りたいと、このように思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 2番、再質問はありませんか。どうぞ。

○2番（佐藤安美君） 大変力強いご答弁ありがとうございました。今後ともひとつよろしく願いいたします。道路整備につきましても、町長はいろんな角度から要望活動してきたことは百も承知でございます。しかしながら、令和4年度に釜津田中学校が岩泉

中学校と統合になって、そしてその通学路線であります県道大川松草線、あるいは国道340号を通学しているわけですが、いまだに安全確保が保たれていないということから、あえて質問させていただきました。

そこで、何点か再質問いたします。私は、今の現状の県道大川松草線の安全対策の一つには、2車線改良工事が一番安全対策には結びつくものだと思いますけれども、この改良工事というのはなかなか進まないというのも承知しております。そういった中で、今できることを安全対策の一つとしてやるには、この見通しの悪い場所を見通しのよい方向に持っていくのが一番だと思っております。

そういった中で、先ほど質問の中でも立木の伐採等を質問したわけですが、この答弁の中には大川地区の道路整備促進期成同盟会と土木センターが合同でパトロールをして要望箇所を伐採したとありましたけれども、立木の伐採は、はっきり言ってやっております。やっているのは、その要望の中にもいろいろありまして、大型トラックのバックミラー等が当たるために、枝の伐採とかいろいろありまして、そういったところは確かにやっていただきましたけれども、カーブ沿いの立木の伐採というのはやっておりますので、ここをやってもらうには、まず先に場所の設定をしてから調査等を、調査というのは河川敷分とか個人所有分があると思いますけれども、そういったことを町としてやっていただければ、もう少し早く進むのではないかなと思っております。その辺についてどういうお考えなのかお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） お答えします。

まず、道路の伐採といいますか、大川地区の期成同盟会と岩泉土木センターさんのほうでパトロールを実施して、道路の不具合箇所、その他通行に支障となるような枝など、様々すり合わせをしながら、土木さんのほうでできる範囲で実施をしたというふうなことで情報提供していただいております。

その中で、今議員からお話があった立木の伐採というふうなものに関しては、確かに見通しの確保というふうなところに関しては、まだまだ必要な箇所はいっぱいあるかなというふうに思っております。ですので、一回に全線というのはなかなか県でも厳しいだろうというふうに思いますので、その辺は通勤で使っている方、当然スクールバスも

そうですけれども、より緊急性が高いところを優先的にやってもらったりというふうなことで進めていけば、徐々にというふうな形にはなるかと思えますけれども、そういう安全対策になるかなと思えますので、その辺は大川の同盟会さんのほうにも今回のご提案を踏まえて情報提供して、そういうふうなところも選定しながら進めていきたいと思いますというふうなことで取り組んでいければなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） ありがとうございます。その中で、先ほど再質問の中でも触れましたけれども、その場所が河川敷分なのか個人分なのか、そこの調査についてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 最初は、まず地区のほうなり、優先的にやってほしいよねという場所を選定していただくのが、第一義的には決めていただくことかなと思えます。その後になって、道路沿いにはずっと大川が流れているような状況になりますので、河川の区域の中で民地になっているのか、道路の敷地になっているのか、河川の敷地になっているのか、その辺は公図等なりで調べていけば、所有者は特定できるというふうな形になるかと思えます。道路であれば、くいも入っていたりしますので、県のどこの敷地の中だなというふうなのは現場である程度予測はつけられるかなと思えます。そういったところで、県のほうでも当然公図なんかは必要であれば調べることになっておりますし、我々のほうでも、どうしても分かりかねるところは多分ないとは思いますが、そういった部分、土木さんからの相談については柔軟に対応しておりますので、我々のほうで情報提供してほしいというふうなところに対しては、もう丁寧に対応しておりますので、その辺は町のほうでも積極的にお手伝いしていければなというふうには思っております。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） ありがとうございます。ぜひ後押ししていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

そして、そうなれば、もちろん個人の分も出てくると思えますけれども、個人の立ち木となれば、今度は承諾が必要だと思います。そういったことについては、どのように

お考えでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 所有者に対しての交渉というふうな部分のお話ですけれども、道路管理者が必要だというふうな場所であれば、基本的には道路管理者のほうからというふうなことになるかと思います。その中で、先ほどの用地の確認等々のお話と同様にはなるのですが、県のほうから相手方に対しての交渉ですとか、様々なご相談が当然出てくるかと思しますので、そういったところに対しても柔軟に対応していきたいというふうには思っております。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） よろしく願いいたします。

そうすれば、だんだんに順番にやっていけば、そんなに難しい問題ではないと思っております。そして、伐採の承諾ができますと、あとは対向車が擦れ違いできない場所の改良工事と、こう行くと思うのですけれども、そういったところもやはり必要になってくると思います。去年の岩泉中学校の発表の中で、こういった発表がありました。見通しの悪いところから突然対向車が現れると、すごいことを言うものだなと思ったのです。突然車が現れる、熊とか鹿のような感じで発表したのです。確かに大川松草線の道路はこういう道路で、突然何が現れるか分からない道路なのです、皆さんがご承知のとおり。こういった中で擦れ違いができない場所は、やはりできるように、ここは改良工事を進めていかなければ、なかなか安全対策にはつながらないと思しますので、この辺について、課長、お願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 県道の大川松草線を含めて、町内の県道はまだまだ整備が行き届いていないものがたくさんございます。その中で改良工事、今大川のほうですと本町大広工区ということが継続的に進んでおるわけですけれども、この先の部分に関しては我々もまだ情報がないというふうな状況になっております。

いずれにいたしましても、まだまだ残る路線、2車線になっていないところがございますので、同盟会のほうでも、町でも、町民バスの路線のところは2車線化ということで、もう継続して要望を続けております。ですので、これも引き続き粘り強くというこ

とで進めたいと思っております。

その中で、立木を伐採することによって見通しを確保して、早期に対向車の確認が取れば擦れ違う場所というふうなところも、いろいろ走りながら、ここで寄せられるなというのがあると思いますので、その辺の見通しの確保、危ないなというふうなところを、先ほど答弁しましたが、緊急性が高いところを優先的に進めていきながら、そういったものを解消して行って、改良工事も含めまして、まずは見通しを確保して安全に車が擦れ違い、通行できるような形というふうなことで、この辺は県のほうにも頑張ってくださいように要望していきたいというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） ぜひ強く県のほうに要望をお願い、一緒になってやりたいと思っております。スクールバスとか、町民バスとか、もちろん毎日走るのは、そういった通勤の車とかあるわけですが、中にはほかから大川地区に観光で来る方もあろうかと思えます。例えば七滝を見に来るとか、櫃取湿原を見に来るとか、そういったことも考えていかなければならないことだと思っております。せっかく町内に来てくれた方が、こんな道路ではもう二度と来るものではないというような感じになられますと、本当にますます人が減ると思えますので、どうかその辺も踏まえて、一緒になって要望活動をお願いしたいと思いますので、よろしく願いしまして、終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで2番、佐藤安美さんの質問を終わります。

次に、11番、合砂丈司さん。どうぞ。

〔11番 合砂丈司君登壇〕

○11番（合砂丈司君） 11番、合砂丈司でございます。通告に基づきまして質問します。

町は、少子化、超高齢化、そして人口減少など厳しい財政状況の中、町民の福祉向上のため、各種施策を積極的に推進されていることに対し、町長をはじめ職員の皆様に、改めて敬意と感謝を申し上げます。

初めに、閉校となっている旧安家小学校の校舎、校庭の利活用についてお伺いします。旧安家小学校は、主要地方道久慈岩泉線と一般県道普代小屋瀬線の交差する近くに位置しており、利便性の高い場所にあると思えます。その利活用について、高齢者を中心としたデイサービスなどの介護施設に利用できないかと考えます。安家地区にはそのよう

な施設がなく、町の中心部の施設に時間をかけて通っている人もいます。また、冬期間を町の施設に宿泊し、利用している高齢者も増えてきています。高齢化が進行する中であって、旧安家小学校を活用した介護施設の必要性について、町はどのように考えておられるのかお伺いします。

次に、地域で旧安家小学校の校舎や校庭の利活用を考えたとき、課題となるのが維持、修繕、管理に係る経費です。町が維持、修繕、管理を行いながら、地域の人たちが使いやすいように貸し出すことができないか、町の考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願ひします。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 11番、合砂丈司議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、旧安家小学校の介護施設への活用についてであります。現在デイサービスの事業所は町内に4か所あり、安家地区の方は岩泉地区の事業所を利用していただいておりますが、地理的条件などから移動に時間を要している状況にあります。

また、冬期間におきまして独り暮らしが困難な方や見守りが必要な方が利用する高齢者生活福祉センターの居住部門には、安家地区の方が半数近く入居をしている状況もあるわけでありまして。

旧安家小学校を活用した介護施設の必要性については、何よりも優先されるべきサービス利用者の心身の負担軽減を考えますと、より利用者に近いところでのサービスの提供が望まれますので、議員のご提言につきましては、私も同様の認識を持っているところであります。

一方では、介護保険サービスであるデイサービスを提供するためには、介護保険法に基づいた施設及び設備を整備しなければならず、大規模かつ多額の費用が見込まれることや、介護事業の現状を見ますと、利用者数の減少や物価高騰による経費の増大、職員の確保などの課題もありますことから、今後の廃校活用の方策の一つとして、中長期的な視点で事業者からの情報収集も進めながら、その可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

次に、廃校舎の利活用に係る経費負担についてであります。現在町民の皆様が廃校

舎を使用する場合の費用負担は、その目的に応じ使用料を負担していただいております。また、誘致企業等が利活用している廃校舎につきましても、光熱水費や軽微な修繕、日常の維持管理費は全て事業者の皆様の実費負担をお願いしているところであります。

地域の公民館などにつきましては、自治会や地域住民の皆様が維持管理されていることから、それらとの公平性を保つ観点からも、町が維持管理費を全額負担することは難しい状況でございますが、町が必要最小限の維持管理をしていく中で、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりができないか、今後調査研究をしてみたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（菊地弘巳君） 11番、再質問はありますか。どうぞ。

○11番（合砂丈司君） デイサービスの件なのですが、数年たちますけれども、旧大平小学校が閉校になったときも、そういう話題とか話もありました。今言った答弁と同じような、いろいろ経費がかかるということもありましたし、また仮にあそこで始めたとしても人数が維持できるのか、そういう話題もありましたし、またバリアフリーというか、階段を例えばエレベーターに直さなければならないとか、様々金がかかるという件もあったように記憶しております。それで断念した経緯もあります。

今度の安家小学校の場合は大平と違って、利便性から考えると中心地でもあり、また利用できるような施設かなと思っております。中心から岩泉まで30分とか40分で来ますけれども、それから奥地といいますと、倍かかるのです、大体また40分ぐらい。それも1台の車で上流に行って今度は下流に行って集めて乗せてくるわけです。そうすると、サービスに来るまでに疲れてしまうと。途中でトイレ休憩もしなければならないという観点から、なかなか利用者も多くなかったような気がします。中心地、安家にあれば、またそれも少し楽になるのではないかという思いから質問していますが、答弁について再度お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

旧安家小学校を利活用しながらのデイサービスの施設転換でございますけれども、議員おっしゃる気持ちは十分分かるところです。基本的に各地域にそういった施設があれば、地域住民にとってよりよい方向になるのではないかなと考えるところではござい

すが、町長答弁でもありましたように、その部分を利活用するには若干費用もかかる、時間もかかるとなった場合、安家地域の介護保険、介護事業の全般の在り方などを中長期的に町でも考えながら、あるいは介護保険運営協議会など、地域の方々からも広く意見を聞いた上で、町の情報もこういったところでなかなか難しい部分もあるよというふうな部分も相互に意見交換した上で、どのような方法で安家地域の方々の介護の事業を支えていけばいいのかというところを今後も引き続き考えていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） なかなか難しいというような答弁ですが、冬期間、町内の宿泊施設を利用している方も増えてきているのですが、独りで暮らしている方が主なようですが、中心地であればいいのだけでも、遠く離れた一軒家となると、どうしても家が心配でというようなことも聞かれます。奥地にいますと、近くに誰か親戚とかいれば家を見てもらう、そういうこともできると思うのですが、本当にそこに冬期間来ると、利用していると、家がどうなっているかが心配だと思うのです。

それで、例えばドローンとか衛星とかで、入所している間でも、うちがどうなっているか、大雪が降って潰れていないかとか、そういうことも時々見れるのかどうか、その辺お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 今の質問分かりましたか。

11番、もう一度質問をお願いします。

○11番（合砂丈司君） 入所を希望して入手する、奥地の一軒家だとして、近隣住民がいれば見てもらえるわけだ。うちがどうなっているか、心配な場合もあるわけだ。入所して3か月間、4か月間、町にいて、その家を衛星とかドローンで確認できるかどうかということなのですが。例えば道路を除雪してみるといったって、できないと思うのです、もう冬期間ですから。今1軒あれば除雪しているので、住んでいるけれども、入所した場合のときのことですが……意味分からないかな。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

議員の求める答弁ができるかどうかあれですけども、高齢者福祉センターどんぐり

苑に入所される方々は、大体冬は半年という入居になってございます。そうなりますと、今議員おっしゃったように冬期間、空き家が心配だなということは容易に想定されるところでございます。そうした場合、まず安家地域は地域の支え合い事業を活発にやられている地域の一つでもあるかと思っておりますので、例えばドローンを飛ばして定期的に家の状況を見守るという手段もあるかと思っておりますが、地域の方々との協力、あるいはどんでり苑に入居されておられますも、定期的に1か月に1回程度とか家に戻って見回りしてくるとかという方法も考えられるかと思っておりますので、ちょっとドローンでの確認というのは、大変申し訳ございません、今即答いたしかねますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） 比較的軽い人は運転免許を持っていれば、時々帰って、うちを確認することもできると思うのですが、それすらできない人は、自分のうちが確認できるような何らかの体制が必要ではないかと思うのです。でも、集落の中から、隣近所が近い場合はその人から見てもらう。1軒離れていると、どうしても気になると思うのです。入所したくてもそういうのが気がかりで、断念というか、考える人も出てくるかと思っておりますので、その辺を何かの折に、安心して入所できるようにしていただきたいなと思います。

次に、安家小学校ですが、今なかなか修繕とか難しいというような感じですが、役場としても経費がかかるから大変ということで、地域としても大変なのだから、例えば業者とか修繕も必要なので、建設会社とか、そういう方々を募って借りてもらうとか、あるいは二升石小学校のように集学校のような感じに利用者を募るとか、そういう考えはないのかどうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今安家地区のいろんな活用の話が出ておりますけれども、1つには安家には支所が新しくできていまして、そちらには風呂等も整備されていると伺っておりますので、できればそういったところを活用すれば一番快適な形にはなるかと思っております。ただ、皆さんが体育館のようなところを使いたい、あとグラウンドもいろいろ広く使いたいとか、様々な要望があつて安家小学校を活用するとなった場合に、

どうしても地区の皆さんでは経費を捻出できない、修繕もできないということがあるか
と思います。我々のほうでも、そこを何に使うかも分からないのに修繕費にお金をかけ
るというのも、これもなかなか難しいところがありまして、私の考えとしては学校をど
ちらかの方に、誘致企業であったり、廃校舎を活用していただくところに使っていただ
きながら、そして地区の皆さんにも自由に来ていただいて、例えば集まって体操すると
か、お食事をしながらお茶飲みをすとか、そういった活用をやれるというふうな形で
地域貢献をしていただく企業が今最近多くなっています、二升石集学校も地区の方々
とコミュニケーションを取りながら一緒にやるというお話も聞いていますし、そういっ
たところがあるのが一番もしかしたら地区の方々にもいいですし、企業のほうもそうい
った活用ができるというのがいいかもしれませんので、これは今後もそういった企業、
事業者がないかというのを模索して活用を図りたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 11番、合砂議員。

○11番（合砂丈司君） ぜひそのようにしていただきたいと思えます。

総務でちょうど山形県に視察に行つて集学校を見学したのですが、あの学校を見ます
と、教室の一部を借りて縫製工場に使用して使っていました。あれは便利でいいなと思つたけ
れども、そういうことの活用で募集すとか、一部を縫製工場とか、そういう利用でき
るようにすればいいと思えます。

また、産直組合も支所でやっているようですけれども、その地域の人だったら何とな
く分かっているのだけれども、ほかのほうには発信できないような、小さくやっている
ようですけれども、例えば久慈岩泉線ですか、通る人たちが寄ってくれるような産地の
ものとか、栗まんじゅうとか、安家地大根とか、田楽とか、そういうのを少しでもほか
にも発信して売るような方針を考えるべきかと思うのですが、その考えについて。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木忠明農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 産直組合の質問かと思つて聞いておりました。安家の
産直組合の施設につきましては、台風28号の災害の際に施設全体が被災して、今現在な
くなっていると。その際に産直組合の方たちには、産直組合の体制が整備されまして、
自分たちできちんと運営できるような体制になったら、再整備のほうを検討させてい
ただきますという回答をさせていただいております。

最近になりまして、産直組合の皆様も自分たちでいろんな活動の再開のめどが立ってきたようで、先般の補正予算でも町で施設の調理器具等々の整備についてご支援させていただいたところでございます。

今後につきまして、議員からご提案のありました集客するような産直施設等の整備につきましても、産直組合の意向、当然やる人たちの意向がなければ活動する場所も提供できない部分がございますので、そちらとの連携を図りながら、よりよい産直組合の在り方について組合との話をさせていただきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 11番、どうぞ。

○11番（合砂丈司君） ぜひお願いしたいと思います。産直組合も少子高齢化で人も減ってきて、なかなか大変だと思いますけれども、少しでも作った産物をその地域で取れたものをほかに発信するとか、例えば久慈とか八戸方面から来た人、あるいはこれから釣り客も来ると思うのです。そういう人たちに寄ってもらって買ってもらうとか、そういうような発信をしていくべきだと思うのです。地域内だけでは高齢化して、人口も減っているから大変だと思いますので、ぜひほかのほうに目を向けていただきたいと思います。ほかの人が来ると、食堂がないかとよく聞かれます。あとはトイレ、休憩所がないとか、支所にあるのですけれども、久慈岩泉線を通る人があそこまで入っていないのです。だから、見える安家小学校の利活用をこれから考えて、ほかに発信して考えていくべきだと思うのですが、もう一度その考えについてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 旧安家小学校を産直施設に整備というご質問かと思いますが、そちらにつきましても、やはりやる産直組合の方たちの意向が当然必要になってきますし、町の考えを産直組合の方たちにお知らせするというよりは、産直組合の方たちの意向に沿った形で町がそういった部分を整備していくのが一番運営的にも皆さんのやる気にもなっていくものと思います。

当然議員がおっしゃるとおり、産地のものを売っていく、情報発信していくというのは大変重要な部分でありますので、そういった部分につきましては町としても産直組合とは寄り添いながら、一緒に活動してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 11番。

○11番（合砂丈司君） 先ほど高齢化と言いましたけれども、高齢者でなくて若い人たちからぜひやってもらいたいのですが、特に安家でも地域おこし協力隊がまだ少ないのです。そういう人たちも何とか公募して活動して、そういうのに携わってもらおうとか、そういうことも検討していくべきかなと思うのですが、再度そういう考えがあったらお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 地域おこし協力隊は、各地区でいろいろ活躍をさせていただいております。安家地区においても、皆さんのほうで様々な事業を立ち上げたいと、そしてやる気のある人たちが集まりたい、そこにはそういった人を入れたいというお気持ちがあれば、これは募集をかけて、来ていただいてやるということはできますし、その方もぜひ安家でいろいろ活躍したいということであれば、そういう意欲のある方を募集すれば来る可能性はあるかと思っております。ただ、地元のほうで皆さんまとまって、例えば今お話に出た産直組合もそうですけれども、盛り上げたいという気持ちがあれば、これは可能かなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 11番、どうぞ。

○11番（合砂丈司君） 利活用について、特にも一番中心地であるから、利活用をぜひ皆さんと一緒に考えて、お願いしたいと思います。終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで11番、合砂丈司さんの質問を終わります。

次に、4番、畠山和英さん。どうぞ。

〔4番 畠山和英君登壇〕

○4番（畠山和英君） 4番、畠山和英です。令和7年第1回岩泉町議会定例会に当たり、今後の町政運営の一端について一般質問を行います。

今議員任期最後の一般質問に登壇をさせていただきます。町政に参画してこの間、先輩、同僚議員の町勢発展にかける熱意に感化され、かつ指導に感謝しながら活動をしてきました。いちずに町民の思いに寄り添い、微力ながらも、町民、そして町のための議員活動に全力で取り組むとともに、議員改革等議員活動を全うすることができました。

振り返ってみますと、今任期中の一般質問では、中居町政の基本姿勢、コロナ等災禍への対応をはじめ、産業振興施策や住民生活に関わる身近な問題を取り上げ、多岐にわ

たり提言してきました。その結果、町の最上位計画となる町総合計画「未来づくりプラン基本計画」、再生可能エネルギー推進計画などの策定、国道340号浅内工区が事業化されたほか、町民、事業者の身近な問題としては、中小企業・小規模企業振興計画の策定と推進、節目節目の物価高騰対策、砂防・治山等土砂災害防止対策の促進、酪農畜産の振興策、熊など鳥獣被害対策の強化、保育料、医療費、給食費の無償化、がん検診の無料化、おたふく風邪・帯状疱疹ワクチン接種料金の助成など、健康増進施策、岩泉線代替バスの宮古市内バス停での乗降などなど、懸案事項が実現の運びとなっています。町民及び関係者は大変喜んでおりますし、これらの取組を高く評価するものであります。

一方で、このように施策に反映された事業もたくさんありますが、翻って、一般質問で取り上げた事項で、まだ実施、実現ができないもの、答弁したとおりに進んでいないものなどもあります。残る課題、懸案事項の解決に向け、より町民に寄り添った町当局の取組を期待するものであります。

その中で、令和7年度の施策、事業は既に予算化が生まれ、提案がされておりますので、ここでは事業費があまりかからない住民に身近な施策、事業について、何点か絞って具体的に質問を行います。

1点目は、高齢者等交通弱者の足の確保について伺います。町では、町民バスやデマンドタクシーを運行するほか、地域振興協議会等が町民バスを補完するバス、自動車等を運行しています。大川地域では、交通空白地有償運送事業を実施し、地域内の住民の足を確保しています。住民や地域振興協議会では、買物等が容易にできるように、岩泉中心部までの運行ができないか町に要望をしていますが、いまだ実現していません。法的規制があるところは承知していますが、関係運送業者等との協議、これを乗り越え、住民の望む運行が図られるよう動いてもらいたいと思います。町長のご見解を伺います。

2点目は、1点目の高齢者等交通弱者の足の確保にも関わることではありますが、買物支援事業、おたすけ買い物応援隊について伺います。町社会福祉協議会では、買物の足に困っている高齢者らを支援するため、昨年10月から12月まで月1回、利用者の自宅と岩泉地区の複数商店の間を無料で送迎する買物支援事業、おたすけ買い物応援隊を行っています。7年度も実施したいと伺いましたが、詳細は未定とのことでした。

本事業は、大変いい事業です。町としても相談に乗り、運行回数等内容が充実され、

継続的に運行が実施されるように、必要に応じて物心両面を含めた支援を実施していただきたいものです。町長のご見解を伺います。

3点目は、岩泉観光センターのリノベーションについて伺います。本施設のリノベーションについては、さきに質問に取り上げていますが、町長答弁では、今後関係機関や町民の皆様のご意見を聞きながら、鉄道ファンを巻き込んだ事業展開の可能性や観光面での活用を含めた事業の展開について改めて検討してまいりたいとのことでありました。

本施設は、昭和と岩泉駅の名残りが感じられ、歴史的建造物として後世に残しておきたい宝の一つです。前向きな検討がされ、事業展開、活用が図られればと考えます。町長のご所見を伺います。

4点目は、県道大川松草線整備の事業化について伺います。町では国道340号、県道大川松草線など幹線道路の整備促進のため、毎年度、整備促進住民総決起大会の開催や、それを受けて県への要望活動など、町長が先頭に立って整備促進活動を行っておりまして、道路沿線に住む地域住民として心から感謝の意を表します。

県道大川松草線は、現在、本町大広工区1,300メートルが事業化され、この整備は、さきの説明では6年度で完了する見込みとのことでありましたが、整備が遅れて8年度、9年度までかかる見通しです。この改良工事が完了する前に、次の新たな事業工区が設定され、工事が途切れることなく整備が図られることが重要です。地域住民の声を訴えながら取り組んでいただきたいと思います。町長のご所見を伺います。

5点目は、岩泉高校いわて留学事業について伺います。岩泉高校では、7年度から新たな県外入学志願者を募集するいわて留学事業を実施するとし、町でも6年度予算で、本年度予算で宣伝、募集事業等の支援を行っています。しかし、報道と申しますか、聞くところによりますと、応募者は残念ながらなかったようであります。町ではどのように関わり、どのような取組を行ったのか、今後の課題を含めお尋ねします。

町長施政方針では7年度も実施すると触れていますが、具体的にどう関わり、県外入学志願者を確保しようとするお考えか伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 4番、畠山和英議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、高齢者等交通弱者の足の確保についてであります。これまでも町民バス、デマンドタクシーのほか、地域振興協議会が行う交通空白地有償運送や二次交通運行事業への支援などにより、町民の皆様の移動手段の確保に努めてきたところであります。

大川地域で実施しております交通空白地有償運送の運行区間の延伸につきましては、東北運輸局岩手運輸支局及び交通事業者と協議等を行ってまいりましたが、現時点では町民バスとのルートの競合など、民間の運行事業者に影響を及ぼす課題があるため、即時の実現は難しい状況にあります。この課題解決に向けましては、引き続き関係事業者と意見交換を重ね、あらゆる方面から調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、おたすけ買い物応援隊につきましては、議員ご案内のとおり、社会福祉協議会が関係団体の協力を得て、大川地区をモデルとして、買物に不便を感じている方へ無償での支援を行っていると同っております。

本事業は、町内中心部の商店で買物をしながら、利用者間の交流などにもつながるため、令和7年度も回数を増やして実施をする意向とお聞きしておりますが、事業の拡大に当たっては、車両や運転手、添乗する人員の確保が課題であるとも伺っているところであります。

町では、これまでも地域ケア会議において、高齢者等の買物支援を検討してきた経緯もあり、本事業はその課題に対応する試みと捉えております。本町の将来を見据えたとき、この事業へのニーズが高まることが想定されますので、次年度の事業実施に当たりましては、社会福祉協議会との連携を密にし、事業内容の検証や課題の把握を行い、円滑な事業実施のスキームについて協議検討をしてまいりたいと思っております。

次に、岩泉観光センターのリノベーションについては、活用方法について改めて検討をしていくとの答弁をしてきたところでありますが、鉄道やホームを含めた有益な活用を図る観点から、さらなる検討を加えながら、広く調査研究を進めることとしております。

令和7年度におきましては、多くの方々からご意見、ご提言をいただきながら、観光面での利活用と国庫補助事業による財源の確保の可能性についても併せて検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、県道大川松草線の事業化についてであります。現在事業が進められている本町大広工区は、計画延長1,300メートル、総事業費13億円で、平成22年度に事業化され、これまで工事が進められておりますが、令和6年度中の完成は困難な状況と伺っているところであります。

当該工区につきましては、これまで840メートルが完成をし、平成30年度に一部供用開始されていることや、全ての用地取得が完了したことなどから、令和5年度の公共事業評価の継続評価におきまして、事業継続は妥当との評価がされており、令和8年度まで事業期間を延伸し、引き続き工事が進められるものと、このように聞いているところであります。

当該工区の完了前における新たな区間の事業採択は、切れ目ない整備の観点から必要でありますので、引き続き県に対し要望をしまいたいと、このように考えております。

なお、いわて留学の関連につきましては、教育長から答弁を申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） それでは、巖岩教育長、答弁願います。

〔教育長 巖岩千裕君登壇〕

○教育長（巖岩千裕君） 岩泉高校いわて留学事業についてであります。同校が令和7年度から県外入学志願者を募集するため、町では今年度、その募集に係る宣伝業務等を主体的に担い対応してまいりました。

その取組内容としましては、留学事業に関心を持っている全国の中学生向けに開催されたオンライン説明会に5回にわたり参加し、同校の特色や校内活動の状況、町の情報等を力説したほか、東京都内で開催された合同説明会に担当者が直接参加し、対面による丁寧な情報提供を行ったところです。

ただ、この取組の中で、より親しみやすく、魅力ある情報発信の在り方に工夫の必要性を感じたところであり、具体的には、参加した中学生に画面上での同校の魅力を一目で注目してもらえる視覚的情報の発信方法や同校の情報をより分かりやすく身近に伝えるため、同校生徒や関係者の思いをもっと配信することが有効であると感じたところです。

このことから、令和7年度はこの課題に対応した情報発信の在り方を同校と検討協議

し、より実効性の高い活動に結びつけ、本事業における入学志願者の確保を図ってまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 4番、再質問ありませんか。どうぞ。

○4番（畠山和英君） 新年の第1回の定例会に当たって、町長の崇高な施政方針を受けまして、大所高所に立って質問すべきところではありましたが、今回は2人に1人が高齢者という町の現状、状況の中であって、困っている住民により寄り添って、基本的には進めていかなければならないのかなと思ひまして、こういう今質問した項目を取り上げたところであります。

全般的に前向きなご答弁と解しましたが、昨日の三田地和彦議員と一緒にして、再質問はそれで特にはないということでやめようかなとも思ひましたけれども、確認の意味を込めて質問をさせていただきます。

まず、1点目の高齢者等の交通弱者の足の確保、これは法令等でこの答弁にあったとおりだと思います。それにつきましての運行事業者などと協議を進めてきたということでもありますし、しているかと思いますが、このハードルも高いのか含めて、答えられる範囲で結構でありますので、その内容についてどんな状況か、かなり難しいか含めて、何とかかなりそうだから含めてお答えしていただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木真政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 真君） 議員からご質問のありました交通空白地の有償運送、大川地区で今運行しているわけですけれども、これについては議員もご承知のとおりでございますが、いろいろと協議を進めております。

その中で、やはりハードルというのが、岩泉町はバス事業者さん、タクシー事業者さん、こちらのほうが数社一生懸命運行していただいております、それによって地域町民バスの中では高校生の通学であったり、あと皆さん、ご高齢の方も利用していただいております。その中で、どうしても既存のバス事業者さん、タクシー事業者さんのところに乗り入れるということになれば、そちらのほうとの協議が調わないと、これはできないということになっておりました、いろんな事業者さんと協議は重ねておりますけれども、そのところはハードルになっているかとは思っております。

ただ、その中で事例として、秋田のほうでは、そういった空白地有償運送をやっている地区から、どうしても中心部の病院に行きたいとか、そういったニーズがあって、直接乗換えをしないで乗り入れられないかという協議の中で、もうバス停は停車しないで、その目的地まで行って乗り降りだけするとか、そういったところを詰めながら、詳細を詰めた結果、そういうのが実現したという話も伺っていますので、そういった事例もこれからちょっと研究しまして、岩泉町でそういった形が取れるかどうか、これは継続して協議を重ねたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山議員。

○4番（畠山和英君） 岩泉のこういう地域は、ほかにもいっぱいあるのだろうと思うのですが、今事例をご答弁で紹介していただきましたが、やっているところがあれば、その事例を含めて、また関係業者あるいは陸運等とも協議を進めていただきまして、何とかこれが実現できないものかなと思っております。

というのは、バスを乗り換えて町まで来るのも、要は買物が、あるいは病院もありますけれども、買物であります。そうしますと、物を持ってバスに乗るのが、これが一番皆さんは大変なようであります。ということですので、引き続きよろしくどうぞ、これが実現するように動いていただきたいと思っております。

次に、今の関連での買物支援事業、おたすけ買い物応援隊の事業についてです。ご案内のとおりでして、地域に店がなくなっています。大川地域は全然ありません。ほかもかなりなくなっています。もう一つ、それを補完する移動販売車、結構大きなマイクロバスを使って、冷凍庫、冷蔵庫もあるのも動いておりました。大体各地区週1回程度動いているところもありました。あとそのほかにも結構動いていますが、軽トラ含めて。そうした中で、高齢化に伴って倒れて運行がなくなったという、最近、去年かな、なくなっています。そうなりますと、一番困るのは足でありまして、買物がやっぱり困ります。どこまでやるかというのはありますけれども、交通の関係、あるいは福祉サイドの関係等々あるかと思いますが、そこで買物を福祉関係で、社会福祉協議会で地域と話し合っていて、今回この事業だと私は思っていますけれども、この事業を昨年、年末に運行しました。ご答弁にあったとおりでして、来年度も回数を増やして充実してやりたいと聞いているという答弁でありましたが、月1回をもう少し増やせないかなと思うのです。例え

ば月2回とか週1回、大体移動販売は週1回回っていますから、週1回できればベストでありますけれども、そのように運行をしてもらえないか、社会福祉協議会に要請していただきたいなと思います。要請するからには、物心両面のいろんな相談もあるかと思っておりますけれども、地域振興協議会の会長を先頭に、これはやらなければならないようなことでお話ししておりましたので、これを話して、これが充実して運行されるように、ぜひ声をかけていただきたいと思いますが、それについてのご答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三浦政宏健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

日常生活をする上で、買物というのは当然のことながら必要不可欠なものでございます。町長答弁にもありましたように、地域ケア会議の中で、いろいろ買物支援の在り方というふうなものも協議、議論してまいったところでもあります。今議員お話しのとおり、移動販売車の減少、あるいは地域での店舗がなくなるというふうな状況から、いろいろな福祉関係団体と相談して、町が中心になって取り組むべき重要な課題の一つになるのかなと認識しているところでございます。

今般社会福祉協議会でも、地域福祉に向けての責任感とか役割というふうなことで、今回こういった事業を自主的に取り組んでいただいたところで、その実績を見ましても、やはり1回の運行につき5人が定員のようでございますが、いずれの3か月も半数以上の人数が定員になって利用しているということで、必要な部分であるかと思っておりますので、これから少しでもよりよい運行状況になるような形で協議、相談しながら、もう一押しして、この事業が継続できるような形で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） よろしくお願いをします。

次に、岩泉観光センターのリノベーションについてであります。ご答弁で、観光面での利活用と国庫補助事業による財源確保の可能性についても併せて検討してまいりたいと考えていますということでありました。これは7年度についての答弁ではあります、この事業化に向けて、これについて取り組んでいくというふうに解してよろしいですか。それについてお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 岩泉観光センターの件につきましては、未来づくりプランの後期計画におきましても、その利活用について、周辺の利活用含めて調査研究するという事としてございます。

観光面での計画の中で残っている部分でございますので、7年度におきまして調査研究のほうを進めていきたいなというふうに思っております。具体的には、関係する皆さんからのご意見、ご提言があればいただきたいと思っております。それをまず進めまして、その中でさらに様々な視点での活用も可能性がないかというところも考えていきたいなと思っております。

いずれ観光センターということで利用される皆さん、運営される方を想定しながら、ソフト面をまず検討し、その後国庫補助事業上の可能性について続けて研究をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） よろしくお願いをします。展開によっては、いい展開ができる、どこがやるかというのもまたありますけれども、みんなを取り込んでやるということだろうと思います。あそこはミニパーク的に、まず観光センター、あるいはホーム、あるいは線路も当然ありますし、そのところの展開によっては、あとは展示等をやれば、今少し担当課で自らやっていたいてよくなりましたが、面白いというか、いい展開ができると思います。あるいは浅内含めて、あるいは他も含めてやれば1つの、龍泉洞、ふれあいらんどばかりでなくて、これらもせっかくあるので、活用していければなと思っております。

そこで、細かいことで申し訳ないです。台風10号で、ホームが砂利で埋まっているのです。砂利を何とか取ってもらって、そして線路が分かるようにして、次の展開に向けてやる場合にも、「キハ52」を置くとかというのはかなり大きなことではありますけれども、そこをまず取って、あるいは併せて町民も使っていますけれども、公衆便所の改修等も含めて、あそこらのところを改修とか整備もしていければなというふうには感じます。ということについてはいかがでしょうか。ぜひこれに向けて取り組んでいただきたい

いと思いますが、お答えください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

先ほどちょっと申し上げたとおり、様々な視点というところで、利用する範囲、議員おっしゃるとおり鉄道、ホーム、トイレ、そして全体の駐車場とエリア的にはすごく範囲がありますので、それをどのように絡めながら、どのように整備していくか、活用がどのようにしていけるかというところを含めての今回は調査研究としてございますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 前に進むような研究をひとつお願い申し上げます。

次に、大川松草線の事業化についてですが、先ほど佐藤安美議員に町長から力強いご答弁がありました。私は、今1つだけ具体的にお話ししますが、本町大広工区1,300メートルのうち、あと2か年かかって残っているところを整備すると、用地も決まったということで、これが整備になると思います。

それで、問題はこの次の事業化というか、次はどこを整備するかなのです。大広の止まっている工区のところ、あそこの土地でびたっと止まったのは、あれは用地の相続の関係で上下が何か難しいのかなと、そういう用地の関係かなと思っておりました。その延長を先に延ばすというのは難しいのかなと思っておまして、時間が物すごくかかるというふうなことでして、そうしますと次の未改良区間はまだいっぱいありますので、例えば伏屋から大渡のほうの用地、そこは大丈夫かと私は思いますけれども、そこらも含めてこの次のやれる箇所をやって、七滝まではまずは改良していただければなど、そんなふうに思います。

ということにして、いろいろやってもらっておりますが、先ほどお話ししたとおりののですが、あと2年なのです、7、8年で整備となると。それに続けてやるということで、その事業化に向けて土木センターの担当課長、あるいは所長もそうですが、話しているかと思いますが、私も地域振興協議会のレベルでは状況を話していますけれども、これが止まったら、もうあそこの整備に予算がつかなくなるのかなと、それを私は心配しておまして、それについてぜひお願いしたいなと思いますが、いかがでしょ

うか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 新規事業化、継続していきましょうという話ですが、私も本来であれば目に見える形というのは、今工事を進めている工事箇所が終わったならば、次の工区に工事が続いていくというのが、町の人たちが見たときには進んでいるなという印象を一番抱くのだと思います。ただ、県のほうの進め方というのは、基本的には新規の際、事業評価などにかけて、7年間の事業期間の中で基本設計、測量調査に始まって用地を進めて工事というふうなことを7年間で完結するというふうな形で進んでいるというのが実態でございます。

ですので、今の大広工区は令和8年度まで継続が認められて、それまでに県のほうでも終わらせたいということで、これから予算を取ってということを進めるのかなと思っておりました。6年度の国の補正予算でも、国費のベースでは3,000万何がしということで補正予算が認められているようですので、ここ一、二年、ちょっと進みが滞ってしまったようなところよりは、ちょっとスピードアップが図られるのかなというふうに考えております。

ですので、少なくとも8年度までに大広の工区が終わったその翌年には新しい調査区間が出るということになれば、ここ一、二年のところでの事業評価に何かしら上がってくるのだろうというふうなことを期待を込めて、それでそれを要望していきたいなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 7年度、8年度の工事が進むと思います。答弁のとおりです。要はその先を今の2か年のうちに事業化するように、これを進めてもらうということかなと。それで今私が質問するまでもなく、そのように思っている、進めていくというふうには思っておりますけれども、あえてここで一般質問の項目で挙げさせていただきました。引き続き、役場、町の、町長がやるのが一番力が大きいですから、我々もお願いはしますけれども、ぜひお願いします。

それでは次に、岩泉高校のいわて留学事業についてでございます。今年は、県下ではこれまでにない人数が岩手県の山村留学で、いわて留学で入学すると、高校に来るとい

うふうな記事が載っていました。どんどんこれが増えるのかなとは思いますが。岩泉高校は残念ではありましたが、6年度を取組についてはご答弁にあったとおりに思います。

しからば、7年度を取組をどうするかと思うのです。ほかと一緒にやってもあれですけども、まずは県教委の高校と町で何をすみ分けするか、町はこれに向けて何をやるのかなど。これは県教委というか、主体的に高校のことではありますけれども、そうはいつでも町がいろいろやらなければならないわけですが、ここについて町は何をやるのかなということについて、まずお答えしていただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） 三上訓一教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 岩泉高校のいわて留学事業、この取組に当たっての岩泉高校と町を取組のすみ分けということですけども、基本的に岩泉高校さんが県外留学に取り組むよという部分は、まず高校さんの主体的な部分で、それに対する募集、宣伝業務は町が主体的に取り組むということになっております。

ただし、高校を取組状況については、やはり高校でしか分からない部分等もありますので、これまで今年度行った5回のオンライン説明会、そして合同説明会には町と高校の先生が一緒になって対応しておりました。それぞれ岩泉町の魅力も発信しますし、高校の魅力も発信する、それをお互いが共有し合って、今年度いわて留学事業の募集に取り組んできたというふうな状況がございます。これにつきましては、次年度も同様の形で取り組んでまいりたいと考えておるところです。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） それぞれ各学校では高校、町村ではその各学校の魅力化とか特色とか、それはしゃべってやっていると思うのです。岩泉高校も魅力がある学校だと思うので、特色もあると思うのですが、とはいってもほかもいろんなそれをPRしてやっているかと思しますので、それだけではどうなのかなと思うのです。

例えばこの後、町に来る子供に、入学する生徒に対して、寮に入るのか、まず来たときにどういう受入れするのか。泊まらなければならないですから、ホームステイやるのだから、多分寮だとは思いますが、どのようになるのか、そこをまずお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） いわて留学に入学者が出た場合もですし、実は岩泉高校の特色の大きな一つとしては、まず寮があるというところで、現在も今年度は町外の生徒、あと町内の生徒もですが、17名の入寮生がおります。当然県外から来るということになれば、ただいま町内の下宿状況もございませんので、寮を利用してもらおうということで、これは今岩泉高校さんと、そして県教委とも協議しておりまして、もし実現されれば寮の利用ということを想定しておるところです。

○議長（菊地弘巳君） 4番、どうぞ。

○4番（畠山和英君） そうしますと、寮費、経費がかかるかと思いますが、保護者にはその場合に寮があつて何万円とかPR、話はしているかと思うのですけれども、ほかの学校の例を見ますと保護者は3万円までですよと。保護者とか来る人は、やっぱり経済的とか、そういう面も大きいと思うのです。なので、寮であれば町も補助しているのかな、助成しているのだから、ゼロですよとか、かかりませんとか、それを大きくPR、それが一番来る人の大きなウエートを占める、決める一つの判断になるのかなと思うのですけれども、そこらについてもうちょっと詳しくご説明ください。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 町は岩泉高校の魅力化づくりに相当金額も支援しているということで、この一部に寮の支援ということも行っております。現在岩泉高校では寮費としまして月額3万円、保護者から負担いただいているわけですが、このうちの半額、1万5,000円を町が補助するという形にしています。さらに、入寮生は学校給食費、平日のお昼の学校給食費、これも半額補助するというふうな支援を行っております。そのほか県内の利用生徒は週末は閉寮になるものですから、実家に帰るバス代等、こちらでも支援しているというふうな事情もありますので、県外から来た場合、ただ毎週帰るというのは相当現実的には難しいのかなと思いますので、例えば5月の連休、お盆、正月等の帰省費については一定の支援をしていかなければならないのかなというふうに考えておりますし、これらの支援状況についても合同説明会、オンラインのほうでも周知しながら、やはり町が応援している姿勢というのも見せていますし、これからも行っていきたいなと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 西和賀高校と申しますか、西和賀の例を見ましたら、旅館を改修して3棟やって、そこについては保護者負担は3万円ですとかというのが載っていました。それからいったら岩泉町は、ずっと経費的に考えれば、3万円の2分の1とか経費がかからない。こんなにかからないのだったらということで、来ないのかなと思うのですが、来なかったのですね。

それからもう一つ、やっぱり勉強ですよ。学習塾、公営の塾とか、塾に対してはほかにお金出すとか、あるいは高校の学習の、それを西和賀でもPRしているようなのですが、それをどうやるか。これはどこの学校でもやっているかと思うが、習熟度授業とか、探究活動とか、むしろこういうのと経費の分をPRするというふうなことが載っていました。多分ここもやっているのかなと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。全部やっているのかな。ぜひこれらを含めてもっと、そうすればこっちがいろいろ優遇されているのであれば来ないのかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） お答えいたします。

公営塾についてですけれども、議員ご提言のとおり岩泉高校以外の学校さんで公営塾に支援しながら、進学に向けての授業体制、応援しているという情報は私どもも認識しているところです。岩泉高校もその部分は、今後の支援の在り方については大きな課題であるかなというふうに思っております。

ただし、ほかにやっていない支援としますと、デルズとの交流事業のまずほぼ全額支援と、さらに同校から大学等へ進学する場合の大学支援補助とか、岩泉高校独自の支援策を町も行っておりますので、この辺もさらに分かりやすくPRするというのが我々の課題だと受け止めておりますが、公営塾については多額の金額もかかりますので、ここは改めまして町内部での検討も踏まえながら、さらに岩泉高校の魅力づくりの応援というのは今後も役場内部で協議してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 今いろいろ聞きましたけれども、大体ほか以上にやっているなど感じました。これだったら私は来ますけれども、PRとか、行ったときに足りなかったのではないのですか、そこは大丈夫なのですか。8年度に向けて生徒が来るように、教

育長、もう一踏ん張り頑張ってください。そして、定数は何ぼで、4人ですか、新年度。今度4人ですか、それ含めてぜひお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 褒岩教育長。

○教育長（褒岩千裕君） ありがとうございます。西和賀の教育長と、そして葛巻も10名超えたのですよね、それでどういうやり方しているかというのを聞いたりしたときに、岩泉町さん、あんまり急ぐなと、俺らども3年、5年、ゼロだったのですと。ずっとゼロで来て、毎年いろんなPRをしてきて、やっと4年目、6年目というあたりに1名、2名と来て、今はもう五、六年、もっとたっているのですが、やっと10名に届いてきたと。そういうところなので、今から、初めの年から何人か来られたら、うちの立場もないよという話もあって……ということで、何回も継続していくことが大事だということでは言われましたし、私たちがそうだったのですと。

あと少し感じたのは、先生が説明したのですが、あれが子供たちから、高校生から、こんなことがあるよ、いいよという形の説明があって、東京の中学生にもっと訴えるところが強かったのかなと。来年度はそこに気をつけながら、子供たちと、そして発信の仕方というのを気をつけていけば、何とか。

あともう一つだけ、今年来たのですよ、見に。そして、お母さんも一緒に来て、岩泉高校を見ていったのですが、残念ながらその子は中学校2年生だったのです。だから、来年1人は確実かなと思いつながらという形で進められるかなと思っていましたし、あとは高校生が頑張ってくれると思います。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番。

○4番（畠山和英君） 教育長、ありがとうございました。急ぐなでなく、急がねば駄目だと思います。継続性は、それは当然そのとおりですが、来年は1名は大丈夫というご答弁がありましたので、ぜひご検討をよろしくお願いします。

新年度、7年度も間もなくスタートしますが、ここにいる幹部職員の皆様におきましては、それぞれの課題等いっぱいあるかと思えますけれども、ぜひそれが前に進むようお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで4番、畠山和英さんの質問を終わります。

昼食のため、午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時46分）

再開（午後1時00分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き日程第1、一般質問を再開します。

7番、林崎竟次郎さん。はい、どうぞ。

〔7番 林崎竟次郎君登壇〕

○7番（林崎竟次郎君） 7番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき、一般質問を行います。

今地球はあえいでいます。アメリカ・カリフォルニア州ロサンゼルス近郊の山火事、世界最大かつ最古の氷山の一部崩落、海洋酸性化の浸潤、次から次へと地球温暖化進行による事象が発生しています。

町は、2050年二酸化炭素排出ゼロを表明し、エネルギーの地消地産を掲げています。町には自然資源が豊富で、再生可能エネルギーの導入に大きな可能性があります。さらに、現時点で分かる町の1年間のエネルギー収支で、町外に流出している購入費用として合計約14億円ありますが、市場としての可能性は高いです。

私は、賛成の立場から提案します。この1回の一般質問で解明されるとは思いません。今回は、大筋での共通認識に立てればよいと考えます。政策推進課主催の昨年11月と今年1月に開催された再生可能エネルギーの講習会に参加して学び、また岩手日報の報道を受け、私個人の思いを発言します。

町の再生可能エネルギーの取組を進める鍵は、推進体制の構築です。町では、新電力会社の設立を想定しているようですが、小水力発電事業者との協議、協賛する町内事業者等への説明、理解を深める。そして、何よりも町民の理解が必要です。その上で出資を募り、私の仮称ですが、いわずみ町民電力株式会社を立ち上げることになるものと思われま。これには、設立の目的を明確にすること、さらに町の関与も明確にすることだと考えます。それらを定款にしっかり書き込むことで深まるものであり、具

体的に挙げてみれば、住宅、公共施設への電力安定供給、安定利益で地元雇用確保、町財政への補填などは必須だと考えます。

それでは、私の（仮称）いわいずみ町民電力株式会社は何に取り組むか。一端を挙げてみれば、住宅、民間事業所、公共施設等に太陽光発電システムの導入、農地、営農ソーラーシェアリングなどなどです。再生可能エネルギーの地消地産で、足腰の強い地域経済の構築、地元雇用の創出、災害時の強靱さの向上、そして持続可能なまちづくりへとつながると考えます。もろもろ述べましたが、町長の所見を伺います。

さきの2月6日の本会議において、令和6年度一般会計9号補正予算が可決され、町内消費購買拡大事業としてプレミアム付商品券の発行が決まりました。使用期間は、令和7年7月から同年12月までの予定です。私はこれを歓迎し、前回、令和6年第4回定例会一般質問の物価高騰の部分を読み返しました。その項には、12月に予定されている食品の値上げは628品目、年明け以降も約500品目の見通しとありました。私は、この数字について、最新の情報を帝国データバンクの2025年春先までの値上げ傾向で確認しました。そこには、食品主要195社の価格改定動向調査があり、195社における1月から4月にかけての飲食料品の値上げ予定は3,933品目となっていました。この数字は、物価高騰の予想、傾向をはるかに上回るもので、この大波が当町も襲っているのだなと実感しました。プレミアム付商品券発行は、町民の消費を下支えし、併せて町内商店、事業所などでの消費購買を促し、地域経済の活性化を図るものです。継続的な発行が必要だと考えます。

ここで提言いたします。今般の補正による事業に加えて、さらに1年間を通して使えるようにする。そのことにより、予算額も膨らむわけですが、臨時交付金で足りないときは一般財源から補填する、このような考えはないか町長の所見を伺います。

本席からの質問は以上です。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 7番、林崎竟次郎議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、再生可能エネルギーの取組についてであります。地域新電力はエネルギーの地消地産や地域内経済循環による雇用創出に寄与し、持続可能なまちづくりへつなが

る大きな柱になると、このように認識をしており、この取組を前に進めるに当たっては、町民の皆様の十分な理解を得ることが非常に大事なことでありと考えております。

何を指すのかという基本目標や、町への利益や貢献、経済的な波及効果などについて説明を尽くす必要がありますので、令和7年度は様々な機会を捉え、町民の皆様をはじめ、町議会や事業者の皆様に対して丁寧に分かりやすく説明を行い、取組の意義や効果について広く共有をしてみたいと存じております。

地域新電力の設立に向けては、現在検討を進めているところでありますが、ご提言をいただいた設立の目的や取組の内容を含め、検討委員会などを立ち上げ、具体的な方針や計画を策定しながら取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、プレミアム付商品券の発行についてであります。議員ご案内のとおり、本事業は物価高騰の影響を受けている町民に対し、消費を下支えし、併せて町内商店事業者等での消費購買を促し、地域経済の活性化を図るため、物価高騰に係る国の臨時交付金を活用し、新年度に実施することとしております。

本事業は、これまでも町内の経済状況等を踏まえ、実施をしてみましたが、議員から提言のありました6か月を超える事業期間とした場合、資金決済に関する法律の適用可否の関係から、登録免許税の納付や東北財務局への登録、届出など、クリアすべきハードルが非常に高く、相当の手間と時間を要し、即応性に乏しいことから、本町のみならず、他の団体等におきましても6か月以内の期間を設定しているものと承知をしております。

また、本事業につきましては、これまでも社会経済の停滞から広く消費を促す必要がある場合、また財源確保の観点から国の財政対策と呼応しながら実施をしているものであり、現時点におきましては一般財源からの補填は想定しておりませんので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、再質問はありますか。はい、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） 初めに、再生可能エネルギーのほうから入ります。

私の認識では、新電力は2012年の電力の固定価格買取制度の導入以降に急速に増加し

ました。そして、たしか700社を超えたと思います。それが現在は103社となっています。
この数字でよろしいでしょうか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木真政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 今議員のほうからありました数字につきましてですが、若干訂正をさせていただきたいと思います。

まず、2012年固定価格買取制度以降ということで、2016年が電力小売全面自由化で、この辺がピークになっているかと思います。民間も含めた小売電気も含めた新電力というのがピーク時で743社あったかと思います。その後、電力については、卸電力市場高騰が2021年にありまして、そこからちょっと減ってきております。減ってきているところでも、現状ではその減った企業については2年ぐらいで98社減っているのですが、これについては事業承継とか、休止とか、廃止もありますけれども、そのぐらいは減ってきておりますが、先ほどの数字にございました103社というのは、これは自治体が出資であったり、協定を結んでいる会社が103社ということで、自治体が絡む分については現状横ばいというような形ですので、民間事業者で立ち上げた電力会社が先ほどのように2年間ぐらいで98社休止、事業承継になっているというような状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎議員。

○7番（林崎竟次郎君） そこで、何でそういうふうな困難が生じたかといえば、大手電力がカルテルを結んで新電力が買い取る電気料の価格をつり上げるとか、そういうふうなことをやったのだというのが2024年、2023年に摘発されています。こういうふうな新電力が買い取る分の電力が安定していないのは、大手電力のそういうふうな陰での協定というか、それが関係していると思うのですが、それについては分かりますか。分からない。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 先ほど答弁いたしましたように、2021年に卸電力市場が高騰して、そこから新電力会社の経営が立ち行かなくなったところが、いろんな状況で事業承継とかしたということは存じ上げております。あと、今議員がおっしゃったような内容については、ニュースであったり、様々なことはあるかもしれませんが、それについての事実関係を確認したということはありません。

これは、電力については自由競争という形になっておりますので、その中で我々も立ち上げるということになれば、そういった経営をしていくということになるかと思えます。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 質問の中で、その目的として定款に書き込むべきものはこうではないかと述べたのですが、その中で例えば京都の龍谷大学というところが複数の自治体に大学を構えているのですが、そこではまず再生可能エネルギーの新電力の会社を立ち上げて、そしてその中で定款に株主には配当をしないと、そういうふうなことを調べる中で書き込んでいるのですが、その会社では、龍谷大学の新電力の会社では、もうけた分をその自治体に寄附をしたいと、それからその他地域の活動なんか還元しているのですが、定款に書き込むのがすごく大事になってくるのです。そういうふうな作業もこれから始まっていくわけですが、そこら辺の点について考えるところをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 現状地域新電力会社、岩泉町でこれから立ち上げようと思っているものはゼロベースですので、これからということにはなりません。今議員がおっしゃったような定款への書き込みというのもこれからではございます。ただ、構想として、まず1つには地域新電力会社が岩泉町の経済を回していく中心になるのではないかなど、柱になるのではないかなど、まずは考えております。その中で、実は103社全国で自治体が絡んでいる地域新電力会社あるのですけれども、そのうちの40社は雇用がゼロです。これというのは、もう大手電力会社に全部外注委託してやるためにゼロ。それでは、全然町内に経済が回るという仕組みにならないと思っておりますので、我々では昨日の答弁でも若干触れさせていただきましたが、雇用を何とかつくりたいと。陸前高田しみんエネルギーでは、13人今あります。これは、将来的に目指すところではありますが、まずは雇用を何とかここでもつukれないかということを考えています。

あともう一つは、これも以前の議会での質疑の中でお話しさせてもらっていますけれども、ドイツではシュタットベルケ、こういった仕組みの中で1,000社の地域新電力会社がございます。これは、宮古市でも目指しているという報道はありますけれども、私ど

ものところでもできればこういったところがスモールスタートで経営ができるようになって安定して、そして雇用もできてきたらば、次には例えば公園の維持管理であるとか、あと公営住宅の維持管理、あとは公共交通、公共交通も年間7,000万円ぐらいの町からの補助金を出しています。そういったのもここで賄いながらやれないかなと。

そして、その次の段階では、今度はもっともうけられるような仕事もできるのではないかなと。例えば再生可能エネルギーと1次産業を組み合わせ、それを商品にして売るとか、ブランディングをするとか、あとはここがもっと力をつければプロモーションもできるとか、いろんな段階を踏んでいけば、これは本当にそういう柱になるのではないかなと。

定款にどこまで盛り込むかというのは、全くこれからですので、いろいろ検討を重ねながらやりたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、林崎議員。

○7番（林崎寛次郎君） それで、風力とか、水力とか、太陽光とありますが、やっぱり鍵は太陽光だと思います。太陽光は、初期に投資をすれば、それが長く使えるというか、そういうふうな形なのです。だから、この太陽光が中心になるというのは、これでいいのでしょうか。水堀の風力発電は設備投資が大きいので、これは町にとっては固定資産税と地域貢献ということでいいと思うのですが、これから始まろうとしている小水力発電については、これは事業者との協議がすごく大事になってきて、協力してもらえればよいなと思っています。大きな鍵は、初めにしゃべったように太陽光発電だと思うのですが、この点についてお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 町で立ち上げたときにどういった運用をしていくかというのは、これから組立てはしていきますけれども、いずれいろいろな電力を様々組み合わせるといふことにはなると思います。

その中で、水力というのは、これは町にもともとある資源を有効活用してやりますし、寿命が今東北電力でやっている水力発電もかなり昔からやっています。FITの契約というのは20年ですけれども、水力は新聞報道で先日もありましたが、50年、100年、メンテナンスをしていけばもつのだよという話も出ています。これは、息の長いものとして

岩泉町での可能性はあるかなと。

それから、もう一つ、風力についてはマイクロ風力というのもございますので、こういったのも自然エネルギーを活用する分では使えるかなと。

太陽光については、これはちょっと寿命的に、例えばそれぞれのところに設置した場合、これを今度は解体撤去する、あと大規模修繕する、あと廃棄する、様々出るというところもありますので、これはいろいろちょっと今後考えていかなければならないと。ただ、太陽光の発電というのは、これは今いろんな技術が出てきて、ペロブスカイトとかの曲がるとか、車の屋根でもできる、ガラスでもできる、様々な技術が来ていますので、こういった技術を多分日進月歩、すぐにそういうのが実用化されてくるといいますから、そういったものを活用するというのもこれはあるかなと。ただ、大規模な、山を切り崩してのメガソーラー、こういうものはちょっと現在考えてはおりません。やっぱり自然破壊を少なく、共存しながらやるということも必要かなと思っておりますので、そういったのも含めながら考えていきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎寛次郎君） それで、質問の中でも述べましたが、何よりも町民の理解が大事だと。新電力をつくって進めていくときに、町民みんなに利益として感じられるような、そういうふうな形も必要だと思うのです。

それで、私は新電力から各家庭で購入する電気には、東北電力の購入よりも0.0何%でもいいですから、安い形で設定すると。少なくともいいと思うのです。例えば消費税は3%から始まって、今8%、10%になっていますが、新電力の電気は、最初は0.0何%であっても、これを町民みんなが進めていく中で、これが0.0の後半になったり、非常に難しいのですが、1%になったりという目標、町民全体が目標を持って取り組んでいけば、やっぱり町民の理解も進むし、町民が一致団結してやっていけるといいますが、この点についてお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木政策推進課長。

○政策推進課長（佐々木 真君） 新電力会社、令和7年度から準備を進めて、経営計画も含め、これから作成してまいります。その中では、まず1つには、やはり町民の皆さんにご理解いただいて、町が1つになって、これはいいものだと、こういうものでやっ

ぱり今後50年、100年やっていくのだということでご理解いただかなければならないので、令和7年度につきましては様々な会議であったり、いろんな機会を捉えて露出していきたいと思っています。パンフレットも作っていますので、そういったのも含め、分かりやすくそういうのを説明したり、また講演会とか、あとは議会の議員の皆さんのほうへの勉強会とか、あと我々役場の中でもそういったのもやりながらやってまいります。

その中で、やっぱりほかの地域新電力会社、様々見ればいろんなやり方がありまして、1つはまず経営が地に足のついた安定したものにならないといけないので、これは雇用を加えながら、そこが利益を取ってやれるような状況にしていかなければならないと思います。

次の段階では、公共施設、そして企業、そして町民の方々、こういう段階で電力の供給を考えていく中では、できれば電気料金も安く供給はしたいと。そのためには、やはりプロの力が必要で、アグリゲーターという電気のやり取りをする方がいて、安い電気のとときに安く買って、それを供給するとか、証券会社でいうアナリストみたいな、そういった役割を持ってやらないと、これはなかなか供給が難しいと。あと、大手電力会社は、一定の単価でぼんと高いところで、多分そういう設定をするのですけれども、それをちゃんと波を捉えれば、そういった安い電力を買うこともできるということですので、そういったのをやりながら、いろんなメニューをつくって、子育て世帯向けであったり、企業向けであったり、いろんなメニューをつくりながらやれば、これは十分皆さんにご理解いただけるのではないかなと思います。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 次に、プレミアム商品券についてお願いします。

まず、一般質問で述べましたが、3か月前の令和6年第4回定例会のときの物価高騰の動向ですが、この3か月間の中で物価動向が3倍にもなっているのですね、物価が高騰してきたものが、3倍になっているということについて、どういうふうに思いますか。3倍という数字が当然だと思うのか。私は、3倍はあまりにも大きいので、異常だと思うのですが、どう思うかお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木修二経済観光交流課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 物価が3倍という点につきましては、私は3倍に

については、一部商品については、野菜等の3倍は承知してございますけれども、総合指数が3倍というところでは、うちのほうでは認識しておりません。ただ、品目的には数多くの品目の値上げが引き続き起きているという状況は把握している状況でございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 7番、ちょっとマイクもっと近づけてしゃべってもらえますか。

はい、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 1月の消費者物価は3.2%の上昇、そして米類は70.9%の上昇で、最大となっています、この点は。やっぱりこういう大変な状態だから、できることをやらなければならないと考えます。プレミアム商品券のことですが、6か月を超えるといういろいろな規制があって難しいということです。令和7年度には間に合わない形になるかもしれませんが、令和8年度からという形になるかもしれませんが、かつては1年に2回やったこともあるのです。それを考えると、6か月が限界だからということ、今私は初めて知ったのですが、だからこそ2回やったときはそういうふうに分けて2回やったのかなと思うのですが、その点については私が考えたとおりでいいのかな。お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 先ほど町長からの答弁にもございましたとおり、6か月を超える場合のハードルについては、さっき申し上げたとおりでございます。過去に6か月を2回に分けて実施したというのはそのとおりでございますが、間が6か月あって、またちょっと間を置いて、さらに6か月という形を取らせていただいております。その際には、経済の状況が停滞しているというところで、国の財源のほうもありましたので、追加で経済対策を打つ必要があるという観点で実施しているものでございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 財源の問題が出ましたが、ほかの自治体なのですが、陸前高田市では市民の暮らしが本当に大変だということで、一般財源から足りない分を持ってき

てやっています。本町でも、やっぱりその厳しさが厳しくなっているというのか、増し
てきているのであれば、臨時交付金だけに限らないで、一般財源から考えるべきだと思
うのですが、そこを考えますが、どうですか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、中居町長が答弁します。

○町長（中居健一君） 今の議員のご質問なり、情勢の分析については、全く私も同感で
あるわけであります。本当に今の現状は大変物価が上がる、燃油も高騰する、そういう
中で1次産業も含めて、第2産業まで非常に大変な状況にあるわけであります。これは、
私も同様の認識であるわけであります。まさに町民の皆さん大変お困りになっているわ
けであります。特にお米なんかも、相当今上がって大変な状況があると。

そういう中で、今回いろんな物価上昇に、100%補填はできないわけでありますが、こ
ういう商品券を発行する中で、何とか町民の皆さんもそういうものをうまく活用しなが
ら、この上昇分を何とか、それぞれもご節約をしながら今頑張っているわけでありませ
うから、この商品券を活用しながら何とか耐えて頑張っていたきたいという思いがある
わけでありまして、今回そういう予算も急遽措置をしたわけであります。

臨時交付金につきましても、これはプレミアム商品券の選択肢もあるのですが、様々
なもっともっと光を与えなければならないような方々もいっぱいおられるわけでありま
すが、これは議会とも協議をしながら、今回はそういう中で、全体の総合的な判断の中
で、商品券を国からもらったお金の大半を投入しながら対応してきているわけでありま
す。

ですから、これからも今の情勢がいつまで続くのか、これは不透明で先行きはまだまだ
だ分からないわけであるわけであります。そして、この問題は本当にこの小さな岩泉町
の町の中で解決ができるのか、対処ができるのかというような大きい課題でもあるわけ
であります。経済対策は、国がやはりしっかりと国民に対してそういう対策、政策を講
ずると、それは国の責任であろうと、私はそのように思っているところであります。

それから、今おっしゃいました岩手県33市町村の中でも1市町村、陸前高田市さんと
今おっしゃったようではありますが、そういう選択を講ずるようなまちもあるわけであり
ますが、今全体の33市町村を見ますと、そこまではなかなか行かない、そういう状況も
あるわけであります。ですから、今そういうようなことをおやりになりなさいと言うの

であれば、今の岩泉町の予算の中で、何をどう削減してそういうものに振り向けろという具体的な提案も、私はぜひご指導、アドバイスを賜りたいと、そう思っているところでもありますので、ご理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長（菊地弘巳君） 7番、どうぞ。

○7番（林崎竟次郎君） 各業界、酪農にしても大変です、今。各業界、業種、分野、業界が大変なのですが、その共通点は、商品券は業界に限らないで、全ての業種、業界に関係するのです。そういう点で、私は今の時点での緊急の町民支援ということで申し上げます。

それから、今私は町民アンケートというのに取り組んでいるのですが、その中で今話した物価高騰に何か手を打ってくれという回答が65%になっているのです。これは、業種に関係なくやっぱりしみ込んでいるということで、私としてはこれに 대응するためにどうすべきかということこれからまず研究しますが、担当のほうでも研究を深めてください。

以上、申し上げますと終わります。ありがとうございました。

○議長（菊地弘巳君） これで7番、林崎竟次郎さんの質問を終わります。

次に、12番、三田地泰正さん。

〔12番 三田地泰正君登壇〕

○12番（三田地泰正君） 12番、三田地泰正です。通告に基づきまして、中居町長の施政方針演説を受けて、ほか巖岩教育長に何点かご質問をいたします。

まず初めに、道路整備についてであります。町内各地の未整備箇所の改良工事の実現に向けて、今後も尽力していくと述べられましたが、町道向町3号線の改良見直しについて、まず伺います。さらには、惣畑川崎線の進捗状況と着工見直しについても伺いを申し上げます。

次に、農業は町の基幹産業であり、地域活性化及び地域内経済循環の面からも、将来にわたり推進していくことが重要であります。乳牛700頭、肉用牛2,900頭余り飼育されている家畜の獣医療体制の確保については、畜産業の関係者が不安なく必要な獣医療サービスを受けることができるよう、関係機関と協議するとともに、対策について要望しているところですが、現状について伺います。

また、町の奨学金制度は、獣医師も対象となるよう検討すべきと考えますが、ご見解をお伺いします。

鳥獣被害対策につきまして、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマによる農作物被害が頻発していることから、侵入防止、駆除についても支援されていますが、補助事業当初に導入した電気牧柵は劣化が見られることから、更新についても支援する考えはないか伺います。

子育て支援策について、様々な支援の創設などに取り組み、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めていますが、小中学生の家庭の教育費負担が2023年度は過去最大であったことが文部科学省の集計で分かりました。図書、学用品、通学、修学旅行、校外活動などに係る保護者負担は、隠れ教育費と呼ばれ、公費負担に移す自治体が出始めていますが、当町の対応についてご見解をお伺いします。

スポーツの振興についてであります。部活の外部移行についての現状と、新しい学校部活動の在り方の展望について伺います。

次に、県立岩泉高校の2クラス制を維持するため、いわて留学事業による入学生の確保にも引き続き取り組むと述べています。どのような対応を考えているのか。また、寮の環境整備が重要だと考えますが、町としてどのような支援策を検討しているのか伺います。

人口減少、高齢化が進み、特に農村部は深刻な状況を迎えています。策定が進められている地域計画を核とした施策の構築や農業の持続的な発展にどのように取り組むのか。今ある農地を確保し、将来にわたり様々な農業者の育成、集落に農業者を定住させる大胆な施策の展開も必要であり、スピード感を持った取組を求めます。

地域計画の目的は、農業、農地を次世代に継承することであり、策定後の支援体制の整備や基盤整備事業の推進、新規参入の支援など、地域の特性に応じた計画の実現にどう取り組むのか。農地政策を前に進めていく要の存在として、地域計画をベースに所得向上につながる施策を展開し、新たな政策をどう構築していくのか、総じてお伺いします。

対策がなければ、危機的状況に陥ることは予想されます。悲観的な未来を受け入れるのではなく、あり得る未来を認識し、よりよい未来を見いだすことに突き進む施策の充

実が求められます。町として当面する内外の諸課題に対処するに当たり、その使命を十分に果たし、町民の負託に応えることを切に希望します。

今後5年間で農業の構造転換を集中的に推し進め、行動しながら議論を深めていくべきと考えますが、併せて町長のご見解をお伺いします。

ホルスタイン種導入130年、酪農家にとって明るい年になることを期待しつつ、今後の酪農の維持、発展に向けて質問します。生産コストの高騰と副産物価格の低迷により、全国の酪農家は苦しい経営状況が続き、離農が加速、年末には指定団体出荷戸数がついに1万戸を割り、生乳生産基盤が危機的状態にあり、本県も15年間で半減、行政の政策的支援が必要な状況にあります。酪農、農地を維持していく上では、各地の家族経営を守っていくことが大切です。

酪農は、一人では生産から販売までできない職業です。異常気象や想定を超える自然災害、不安定な国際情勢など、酪農、農業を取り巻く環境は、これまでとは大きく異なっており、食料安全保障の観点からも酪農家が果たす役割はますます重要になります。当町の生乳生産量は日量約9トン、農業粗生産額26億円の約8割を畜産、酪農が担い、酪農はその半分を占める基幹産業です。株式会社岩泉ホールディングスのさらなる発展のためにも、地域経済の観点からも、現状を守ることが求められます。農業者が将来に希望を持ち、集落に人々が集まり、活性化される大胆な施策の展開や予算の充実、乳用牛の確保による安定供給、さらに酪農を後押しする一般社団法人農業振興公社の体制強化が図られることを強く期待し、ご見解をお伺いします。

次に、小中学生に1人1台端末を整備するGIGAスクール構想を打ち出したのは令和元年、端末の整備は急速に進み、1年余りで完了しました。学校での成果がある一方、活用格差などの課題もあるようです。子供の集中力をはじめ、学力面での懸念、視力や姿勢など健康面への影響、漢字が身につけにくいなど心配する声があります。これからのデジタル教育を推進するために、次のステージに進むために何が必要か、最適な使い方とどのように取り組むのかお伺いします。また、端末の更新の時期も迫っていると言われます。当町の更新はいつを考えているのかお伺いします。

学習指導要領は、小中学校で教える最低限の学習内容の基準で、年間の授業数を定め、ほぼ10年に1度改訂されています。現行の指導要領は授業数と学習内容が多くなり、子

供と教員に過大な負担がかかることが指摘されています。学校現場に余裕を生むための施策が必要になると考えますが、教育現場の実態にどう対応していくのかお伺いをします。

障害のある子供たちのため、平成24年の児童福祉法改正で制度化した放課後等デイサービス創立から10年を超えても、認知と理解が不十分な実態があるようです。学校における個別の教育支援計画と放課後等デイサービスが作成する個別支援計画について、現状と対応についてお伺いします。

現在、闇バイトに起因する凶悪な事件が社会問題となっています。事件の内容を見るたびに、何でこんな若者がこんなことをしたのだろうと他人事の事例として捉えてしまうが、いわゆる普通の子供も加害者になっています。こうした闇バイトから身を守るためにはどうすればいいのか。その実態は犯罪行為です。子供を守るために学校でできることは何か、所見をお伺いします。

文科省は、教育委員会や教育関係団体などに対し、令和7年度末までに学校との連絡でファクス、押印を利用する慣行を見直し、原則廃止する方針を示していますが、対応についてお伺いします。

最後に、こども園、保育園の日常は、遊びを通して育てることが関係者の共通の認識に感じますが、動植物に触れる、自然に触れる、体験を通して感受性を養うことは大事な要素でもあると言われます。当町の取組状況についてお伺いします。

以上で本席よりの質問を終わります。よろしくお祈いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 12番、三田地泰正議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、町道向町3号線の改良の見通しについてであります。本路線は左右に家屋が隣接している区間もあるため、支障物件の移転や擁壁などの大型構造物の設置など、多岐にわたる課題がありますので、現地の状況を十分に踏まえながら、改良の可能性について検討してまいります。

次に、惣畑川崎間の道路整備につきましては、本年度は計画ルート内にある土地所有者に対し、用地提供の協力に係る意向調査を実施したところでありますが、一部の所有

者から用地の協力を示す回答がありましたことから、この課題への対応方法などについて、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、獣医療体制の確保についてであります。本年度から沿岸13市町村が農業共済組合の家畜診療範囲から外れ、獣医療に格差が生じている現状にあります。このため、関係機関等と下閉伊北部地域獣医療確保に関する打合せ会を定期的で開催し、対応を検討してきたところであり、本年度におきましては、当地域に往診をいただける獣医師7名を紹介するチラシを作成、配布するなど、畜産農家の不安の払拭に努めているところであります。

また、令和3年の県農業共済組合診療所の閉鎖時から田野畑村と合同で県や関係団体に要望活動を展開してきたところであり、本年2月18日に再度県に対し要望を行ったところでもあります。

さらには、令和7年度の県予算編成並びに施策に関する要望におきましても、県が先頭に立って獣医師の地域偏在を解消し、過不足のない地域獣医療体制の確立に向けた対策を実施するよう要望もしたところでもあります。

町の医師養成奨学資金制度へ獣医師も対象に加えることにつきましては、現在県が獣医師修学資金貸付制度を設けていることから、町としてはまず県の制度の活用について周知をし、獣医師を志す学生等の後押しを行ってまいりたいと考えております。

また、新たに県内で産業動物臨床獣医師として開業を目指す獣医学生に対しても、獣医師修学資金貸付償還免除の対象とすることなども県への要望事項に追加をし、獣医師の養成を強力に推進するよう働きかけをさらに強化してまいります。

次に、鳥獣被害対策についてであります。農作物被害を未然に防ぐ対策として、電気牧柵による圃場等への侵入防止が効果的とされておりますことから、新たな圃場等への新設に対する費用を助成してまいってきたわけではありますが、一方で経年劣化等により一定の電圧を得られず、野生鳥獣の侵入による被害を受けている実情がありますので、新年度予算において、過去に当該補助事業を活用した場合であっても、耐用年数を経過し、有害鳥獣の防護効果が認められる電圧へ機能向上を図るための電気牧柵整備に対して新たに支援を行ってまいりたいと、このように考えております。

次に、農地利用に係る地域計画の展開についてであります。これまで地域との意見

交換を行い、農業者や農業委員の皆様から様々なご意見を頂戴しており、その中でも10年後の地域農業の将来を予測すると、現役の高齢化が進み、耕作されない農地の増加や山林原野化が加速するのではないかと多くの声を伺っているところでもあります。

また、農地の集積と基盤整備の初期投資に係る自己負担がネックとなり、前に踏み出すことができないなどの声もいただいているところでもあります。これらの諸課題を解決していくためには、効率的で生産性が高い農業経営、新たな担い手の確保による農業基盤の継承など、持続可能な経営体制への転換を図っていくことが極めて重要でありますので、引き続き農業者や農業委員の皆様と議論を重ね、実効ある施策を講じてまいりたいと考えております。

また、地域の特性や農業者等の声を反映した地域計画を実現していくためには、国、県、JAなどの関係機関における農業構造転換への集中的な対応が重要でありますので、今後におきましても関係機関、団体等との連携を強化してまいります。

次に、酪農の展望についてであります。昨今の厳しい酪農経営の状況は承知をしているところでありますが、先般の補正予算におきまして、家畜飼養資材価格高騰対策や草地更新事業による自給飼料等の確保対策を実施したところであります。本町において酪農は基幹産業であり、農用地の維持、6次産業化における地域経済循環の面からも、経営の継続、生産物の維持が必要であるものと、このように認識をしているところであります。

令和7年度はホルスタイン種導入130年の節目でもありますことから、これからの酪農の在り方について酪農家との意見交換を重ね、JA等農業団体とも連携をしながら、町が行うべき支援について議論をしてまいります。

また、農業者の下支えを担う岩泉農業振興公社の重要性は議員と同じ認識でありますので、公社の各部門における課題等を掘り起こしながら、体制強化に向けて検討をしてまいります。

次に、幼児教育についてであります。動植物や自然との触れ合いによる体験活動につきましても、現在こども園では、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、動植物や自然に触れる体験として、園庭遊び、こども園周辺の散策、三鉄お絵描き列車で三陸沿岸地域へ出向く体験を行っており、自然や動植物と触れ合い、変化や尊さを感じ

じられる体験を通じて、豊かな感情や好奇心、思考力、表現力の基礎の育成に努めているところでもあります。

なお、教育委員会に対する質問につきましては、教育長から答弁を申し上げます。

以上です。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） それでは、巖岩教育長、答弁願います。

〔教育長 巖岩千裕君登壇〕

○教育長（巖岩千裕君） 初めに、家庭での教育費負担増に伴う町の公費負担の在り方についてですが、議員ご承知のとおり、地方では保育料の無償化、在宅子育て支援金の支給、小中学生の給食費の無償化、さらには18歳以下の医療費を無償化し、子育て世代の経済的負担の軽減を図っているところです。

このほかにも、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対しては、学用品や修学旅行費等の就学援助費を支給しており、その負担感は他の市町村と比較しても小さいものと捉えているところでもあります。

次に、部活動の外部移行の現状と新しい学校部活動の在り方の展望についてですが、まず中学校の状況については、本年度に岩泉中学校サッカー部をモデル部活動に設定し、休日や平日の一部活動を地域クラブ活動へ移行しているほか、他の部活動についても学校や指導者との協議を進めているところでございます。

また、モデル部活動の検証結果からは、地域クラブ活動団体の安定した運営には町からの財政支援が必要と捉え、新年度予算に必要経費を計上いたしております。

今年度の学校部活動の在り方については、生徒数が減少していく中、生徒誰もが希望する競技で活動するためには、地域クラブ活動への移行は避けて通れない課題と捉えているものの、学校によっては単独や合同チームでの活動を継続していきたいとの意向もあることから、学校や保護者等との十分な協議が必要と捉えております。このことから、今後も学校や保護者等との意見交換を行いながら、可能な競技から地域移行を進めるとともに、生徒のニーズ把握にも努めてまいりたいと考えております。

次に、岩泉高校いわて留学事業の入学者確保に向けての対応方法についてですが、町が本年度行った取組内容と実施したことにより見えた課題から、情報発信の在り方を再検討し、参加する中学生に、より興味を持ってもらえる内容にバージョンアップして取

り組んでまいりたいと考えております。

また、寮への支援策についてですが、令和4年度に寮の環境改善協議を県教育委員会に申し入れ、県教育委員会からも同様の考えを認識していただき、本年度防寒対策を中心とした改修工事が実施されたところであります。同校の寮はなくてはならない施設でありますことから、今後も利用状況を確認しながら、県教育委員会に必要な申し入れを行ってまいりたいと考えております。

次に、デジタル教育の推進についてですが、令和元年にGIGAスクール構想が開始され、1人1台端末と高速ネットワークによる学びの改革が急速に普及し、本町でも教育の情報化が着実に成果を上げてきていると認識しております。このような中、デジタル教育を推進するために必要なことは、これまで教員が行ってきた教育実践の蓄積と、ICT活用を組み合わせた学習指導への対応が重要であると捉えています。

そして、最適に使うためには、検索サイトを活用した調べ学習や一斉学習の場面での活用といった「すぐにも・どの教科でも・誰でも」を生かせる端末活用に取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、教員の各種研修会への参加促進や授業力向上対策委員会等での学びの共有による理解を深め、児童生徒主体のICT活用を推進する指導を進めてまいります。

また、現在のデジタル端末は令和2年度に整備しており、耐用年数である5年を経過する令和8年度以降の更新について、県教育委員会と協議をしているところであります。

次に、学校現場に余裕を生むための施策についてですが、学習内容が過剰になることで児童生徒や教職員の負担が大きくなり、教育課程が知識や技能の詰め込みに偏り、学習の質や深まりを確保されにくくなるといった影響もあるため、改善の方策が必要であることは認識しております。

文部科学省による本年度調査で、小学5年生と中学2年生の総授業時数を調査しており、各教科等の標準時数に余剰時数を加えた時間数が国の設定時数を上回る場合、学校の実態に応じて教育課程を見直すことが求められております。

本町では、その設定時数を上回る学校はなく、適切な教育課程を実践していると認識しておりますが、学習内容の増加による児童生徒の負担や教職員の多忙化については、まだまだ課題があるものと認識しております。このことから、各学校が柔軟にカリキュ

ラム編成をできるよう、教育課程の適正化に向けた指導を継続するとともに、総合型校務支援システムの運用による校務の効率化や研修会参加の精選等、教職員の負担軽減に引き続き取り組んでまいります。

次に、学校における個別の教育支援計画の現状と対応については、本計画は特別な支援を必要とする児童生徒に対し、学校での学びや支援の在り方を記録する計画として各学校が作成しており、本計画を学校間等で共有した上で、就学時から切れ目ない支援を展開しているところです。

次に、放課後等デイサービスにおける個別支援計画の現状と対応については、同計画は対象者の意向や障害程度などを踏まえ、障害福祉サービス事業者が作成するもので、宮古管内では宮古市内の1事業者だけが認可されており、町内では1名の対象者が本計画に基づき、町外の放課後等デイサービスを利用している状況にあります。

次に、闇バイト対策につきましては、情報端末を日々活用している本町児童生徒にとっても身近な課題と捉えております。県教育委員会では、闇バイトに利用されるSNS等を通じた問題に対応するため、児童生徒向け情報モラル教育指導資料を毎月発行しており、各学校では本資料を用いての指導や家庭に配布し啓発するなど、児童生徒の情報モラル教育に取り組んでいるところであります。

町教育委員会では、岩泉高校を含む町内全校の生徒指導主事を対象とした研修会で、岩泉警察署からSNS等の事案への対処や未然防止研修を行い、教職員の指導力向上に努めているほか、子供たちが犯罪行為に加担することなく、自分事として考えられる情報モラル教育の一層の充実を図ってまいります。

最後に、教育委員会と各学校との事務手続の上でのファクスや押印の利用状況につきましては、ファクスは本年度、また押印については従前から廃止しており、学校からの報告等は専用の情報共有システムを活用しているところです。

以上で答弁を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 12番、再質問はありますか。どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 何点か再質問させていただきますが、まず道路改良についてあります。町内には多くの町道なり国県道が走っているわけですが、今回は町道の向町3号線、これについて改良の見通しについて伺ったわけですが、ご案内のように、あそ

こは相当難工事だというふうに誰が見ても分かる箇所があるのですが、一方では町民会館側のほうは比較的工事をしやすいような、そういう環境にあるのかなど。

そこで、調査に取り組む、しかも今までも難工事のためにというようなことをうたっているのですが、しからばこの向町3号線は町道の場合にあつて、いわゆる町が言う緊急度とか、重要度とか、ランクにつけたらばどのぐらいの位置にあるのか、まずお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） お答えします。

町道のランクといたしますか、1級、2級とか、その他町道というのは格付がある中では、そのランクづけというのが一つ考えられるかと思えます。向町3号線につきましては、その他町道ということになります。そのほかに緊急輸送道路ですとか、道路の位置づけといたしますか、そういったものがございませけれども、町内では各集落を結ぶような町道であれば緊急輸送道路というふうなことでの位置づけというふうなものはございませけれども、先ほどのご案内の向町3号線につきましては、そういった緊急輸送道路等にも当たらないというふうな場所になります。

町民会館の西、あそこのほうにちょっと通称「はばざか」というところから結ぶ約300メートルぐらいの道路なのですけれども、町民会館のほうからは町道中家線ということで、役場の脇を通りまして国道455号までは接続できるというふうな場所になりますので、そういった意味では、あそこの向町3号線にあるところで何か緊急事態等があれば、それはなかなか緊急車両が入っていけないというふうな状況はございませけれども、通常使える道路としては、先ほどの町道中家線ですとかということで、国道のほうまで抜けられるというふうなことになりますので、そういった意味ではランクというふうなもので、格付というふうな考えでは差はないですけれども、一応2車線の道路は確保されているかなというふうには捉えております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地議員。

○12番（三田地泰正君） 今も答弁の中にあつたのだが、何でここを取り上げるかといえ、町民会館があるわけ。そして、何か有事の場合は、あそこも避難所に指定されたり、それからイベントする場合に相当の人数が集まるわけだ。平常で何もなければいいのだ

が、近年、これから先何が起きるか分からないような中だ。その場合にも緊急道路というか、その調査も大事なのだが、取りあえず町民会館側からも、これから3年計画とか何年計画とかと、少しずつでも拡幅工事でもしてもらえば、実はあそこにいる地主の何人かからも、やっぱり広げてもらいたいという声もあるわけだ。そういうこともあったために、あえて取り上げたので、できるところから工事を進めて、中居町長も見えるような改良もしていかなければというような、町民もそこら辺も評価をする。それより何より私は大事だと思うのです。

できれば、次にうたってある惣畑川崎、これも迂回路というか、交通の利便性を考えれば、ぜひとも必要だと思って。なかなか用地関係で苦労しているのも承知しているわけけれども、やっぱり必要だ。特に今日こども園の園児の遊ぶ教育についてもお話したのですが、今から話がそっちへ行くけれども、マスコミ等の報道を見ていけば、園児が土に触れて、野菜なり作物の栽培を、植えるのから収穫から喜んでいる姿がよく映る。残念ながら、いわずみこども園は遊びながらというのも、そういうのが少し欠けているのではなかろうかなというような感じがして。それから、惣畑川崎線ができれば、今度は県で小本川の改修工事も今年で終わるということになれば、川の水質も相当元に戻るわけ。ご案内のように魚関係のいわゆる遊漁者というか、この方々も、あそこは非常に便利のいいところなわけで、車も支障なく止めるにいいし、それから園児もちよどいい散策路になるのではないかなと、そういう思いで何とか。町内の狭いところをよく保育士の先生と散歩しているのを見るのですが、そういうところから見れば、少し離れたところで、ぐるっと自由に、今のうちから森林浴、セラピーロードとでも名をつけるような場所にもなると思うので、併せてこれは検討されるということですので、いつ頃までに検討の報告が出されるのか楽しみにして待っていますが、これはぜひ進めるようによろしくお願ひしたいと思います。

それから、畜産酪農、地元で定住してもらっている獣医さんがいるときは大した助かったというか、当たり前だと思っていたの。ところが、獣医がいなくなって、葛巻とか、宮古とか。ところが、ありがたく担当課のほうから獣医の名簿をもらったのだが、電話かけても出ないのよね。携帯につながらないわけだ。それで黒電話にかけたら出たりして、非常にやっぱり。それで何とか。町のほうでは、県の奨学金制度があるから、そ

れをそれをとっているのだが、しからは町の奨学金制度に獣医を加えることに何か抵抗があるのか。そもそも何が邪魔しているのか、ここら辺について、他人任せでなくて地元自身の獣医が、これから長いこと見た場合にぜひ必要だ。言ってみれば共済組合も、ここだけははっきり言うが、当てになりませんよ、獣医は。みんなそれぞれ開業医だ。しかも、開業医もいいが、岩泉、田野畑地区で開業してもらえば何も文句は言わないのだ。みんな沿線端ですよ。そうすると、何ぼ畜産振興、酪農振興をうたっても、問題は人の医療と同じです。医者がいないと、とても駄目だ。このところを理解してもらって、ぜひとも私は加えていただくように、改めてご見解をお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） ちょっと12番、答弁の必要なのはどれですか。今の獣医ですか。獣医のことだけ。

○12番（三田地泰正君） そうそう。

○議長（菊地弘巳君） では、獣医のことについて答弁願います。佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 獣医師の養成に対して、町費の医師養成奨学資金のほかに加えていただくという趣旨の内容だと思えますけれども、我々といたしましては町のほうの開業獣医師が今現在2名おいでで、2名の方も高齢になっているというのは承知しております。その代わる獣医師さんというのも誘致だったり、養成していかなければならないと考えてございます。

その中で、まず今現在は既にもう県のほうで獣医師修学資金貸付制度という確立したものがございますので、もし獣医師をご希望になる学生がいる場合は、そちらのほうをご活用いただければと。改めて町のほうで、それを設置する必要はないものと今現在は考えてございます。今現在県の修学資金制度を借りて、五十数名の獣医師が誕生していらっしゃるからお伺いしてございますし、我々といたしましては、そちらの獣医療の修学資金制度よりも、まずは県のほうに対して地域に対する獣医の偏在だったり、再整備、配置のほうを強く要望して、獣医師の養成、あるいは配置のほうを県全体の問題として考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番。

○12番（三田地泰正君） そこで、たしか町の奨学金制度には義務履行という何か縛りが

あったような気がする。これは、今答弁された県の奨学金については何も履行義務がないのかどうか、これについてお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 県の修学資金制度については10年間、本県に獣医師として勤務すれば償還免除ということになってございます。

○議長（菊地弘巳君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） いわゆる岩手県だ。岩泉町も広いが、岩手県も広いわけだ。岩泉町に配置するとは書いていないわけだ。これも当てにならないのだよね。やっぱり安心して、この近くに住んでもらうためには、ぜひとも地元に住んでもらうような制度にして、もちろん借りる借りないは、これからの人たちが決めるのだけれども、ただ町としては奨学金制度の窓口は広く持たなければという意味で私は話をしているので、こちら辺もこれからまだまだ畜産酪農で生きていく町としては、絶対必要ですよ、獣医。このところを私は声を大にしてというか、熱を入れて話をしたいと思いますので、今後ともひとつ何とか地元に着するような獣医の確保に向けて、精いっぱい努力していただきたい。このことをお願いしております。

それから次に、教育長に、教育委員会のほうにお願いしますが、私もGIGAスクール構想の中で様々な懸念、心配する声があるというのをうたったわけですが、これについての具体的な答弁がなかったのですが、例えば集中力だとか視力、姿勢だとか健康面の影響とか、漢字のあれだとか、中には漢字を書けなくて、自分の住所がどこにあるかわからないような生徒もいっぱいいるような話も聞いたのですが、そこら辺を踏まえて現状をどのように捉えているのか、まず答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 袈岩教育長、答弁。

○教育長（袈岩千裕君） 私のほうから、初めに大体のところをお話しして、あと次長も調べましたので、後で補足してもらいます。

私の捉えているところでは、ほとんど変わっていない。あと確かにパソコンとかやっている、私、老人はなかなか漢字が書けなくなるのですが、子供はそういうことがほとんどなくて、いろんなもので漢字が出てくるので、読みはむしろ上がっているぐらいです。書くというのは変わりませんが、漢字が落ちているということはありません。

あとは、目のほうも変わりがないようですし、様々な健康面でのところも、今のところそういう弊害が出ているというのは出ておりません。

詳しい部分について、次長のほうから話します。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上教育次長。

○教育次長（三上訓一君） 今回ご質問にありましたデジタル教育に関わる活用格差、まずこの点についてですけれども、発足当時は先生の力量等で、進捗率とか習得度等での不安というのはあったということでは伺っておりますけれども、現状としましては、先生方が授業で教える補助教材としてこのGIGA端末を使っている割合は約9割ということで、先生方も補助資料を自分で作成しながら授業に役立てているというふうな状況も確認しております。

その次の、集中力をはじめとする学力面での懸念ということで、学校、授業では、もう端末のほうはほぼ全教科で使っております。ただ、やはり目に与える影響等もありますので、基本的には30分使えば一旦休憩しましょうというふうなことで活用していますので、我々としても学校現場も、できるだけ端末は使いましょうという学習内容にしておりますが、やはり課題は家庭での利用状況。これは端末であったり、携帯であったり、その使う時間が増えれば寝る時間が少なくなる。そうすると、夜遅くなれば、朝起きる時間がなかなか一定の時間に起きられないので、学校に行ったときの朝の1時間目、2時間目の授業への集中力というのが課題で出てきておりますので、この利用端末の使い方というのは、今後も継続して指導していくことが必要かなと思っております。

また、視力等についても、今保健調査している中では、GIGA端末が始まってから急激に視力が低下している、また眼鏡の使用の割合が増えているという状況はございません。これらも、従前からの学年が高まるにつれて眼鏡の割合が増えていくというのは変わっていないのかなというふうに考えておりますし、漢字につきましても、基本的に学力状況調査の中でも漢字に関する正答率というのは、特段悪いほうに行っているわけではございませんので、こちらも影響はないのかなというふうに理解しております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 12番、どうぞ。

○12番（三田地泰正君） 最後に、地域計画について担当課のご見解をお伺いしますが、

地域計画を皆さんの努力で、岩泉町の計画もできたようで安心しているのですが、計画の初年度ということで、答弁にもあるように、何となく町の農政に対する方向性というか、旗の振り方が非常に弱いなど。至るところで見れば、JAなり県なり関係機関と連携しながら進むというようなことで、町としての地域計画を踏まえた中での農業の構造転換なり、地域振興、いま一つ迫りに欠けたなという感じは正直していました。

それで、初年度だから、こういうものかなと思っているのですが、ぜひ次年度……今集落の農業者の構成年齢、生産年齢はもう70歳前後です。この方が今ちょうど、これからどうしようと。地域計画が決まって、面積も利用者も分かってきた、さてこれからどうしようと立ち止まっている状態です。このところで、今度は役場のほうで、町のほうで、これからはこういうことで行きましょうとか、あるいはいま一步踏み込んで地域計画をつくる前の話合いの回数も私は決して多くはなかったと思っているのです。今からでもいいのだが、集落に入り込んで、地域の皆様はどのようにして、これから農業とともに生きていくかというようなことを、やっぱり踏み込んだ議論をしながら、そしてそれぞれの地域に適切な農業振興策を指導するのが、これを見れば国とか県とかJAだの関係機関との連携だ何だとうたっているのだけれども、やっぱり岩泉町は岩泉町で、この線でいきましょうとか、この間も本会議場で提案もあったのだが、この事業はそれでいましょうとか、何かメニューを示して、そして進んでいったほうが地域の活性化にもなるだろうと。

それで、町議会と国会を見ていけば、やはり国は相当神経を使って様々な施策を旗振っているのです。それについて修正とか、けちまではいかないが、取締りを国会議員がやっているのだが、市町村の議会は逆なのだよね。地元の声を聞いて、それに対していくというのも、これも大事だ。ところが、今現場というのは、さっきも言ったように、どうしたらいいかということで今立ち止まっているわけだ。そのところで何か行政でできるような新しい施策のメニューを示して、そしてぜひとも今より後退しないように、この地域計画が1歩でも2歩でも前に進むような政策をみんなで知恵を出し合って、そして作り上げていって、今より人が減るのは仕方がないのだけれども、いる人たちが何とか地域を活性化していく。この努力はやっぱり避けては通れないと思うので、この点も強く要望しておきますが、ひとつこの点に向けての方向性についてのご見解をお伺

いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 議員からのご質問の地域計画についてでございますが、今までいろいろ計画があった人・農地プランとか、その中の次の計画で地域計画、今回それにプラスされたのが目標地図ということで、農地等も後継者だったり使われていない農地だったり優良農地だったりというものの見える化を図らせていただいて、一目で次の世代に移れるような形のまず原形をつくらせてもらったものと思っています。

この計画につきましては原形ということで、毎年度皆さんの計画区域の中に入っていくながら、毎年毎年ブラッシュアップをしながら農業者の皆さんが今現在何に苦しんで、この地域は何が一番、作物とか畜産業とかそういったものに最適なのかというものを計画の中に盛り込んでいきながら作り上げていくものだと思っていますので、その点についてはご理解願いたいと思います。

また、今町が旗振りをしながら、フラッグシップを取りながら町の農業を担っていくというのは一つのやり方だと思いますけれども、私どもの考えといたしましては、町は町のやること、あとは農業団体がやることも十分あるものと思っていますし、当然必要なことだと思っています。県は県で指導機関でもありますので、そのやるべきことでもあると思います。ですので、今回答弁の内容といたしましては、そういった人たちが連携をしながら岩泉町の農業というものをつくり上げていかなければならないものだと私どもはそう思っております。町がただとんがって旗を振っても、あまり皆さんにはなじんではいけないものと思いますので、当然地域の皆さんの声を十分聞き入れながら、そういった団体等で話をしながら連携して、皆様と一緒に岩泉町の農業は作り上げていきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） これで12番、三田地泰正さんの質問を終わります。

ここで換気のため、2時55分まで休憩します。

休憩（午後 2時43分）

再開（午後 2時55分）

○議長（菊地弘巳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を再開します。

1番、千葉泰彦さん。どうぞ。

〔1番 千葉泰彦君登壇〕

○1番（千葉泰彦君） 1番、千葉泰彦です。

私は、直近4回続けて総括質疑を行ってきました。実施したのは、順に令和5年度予算、令和4年度決算、令和6年度予算、令和5年度決算、それぞれの審査特別委員会です。

令和5年度新年度予算審査特別委員会の総括質疑では、施政方針で集中と選択と示しているが、未来づくりプランにおいて320もの事業をやると言っている。具体的にどのように町政運営するのか考えを伺いました。「費用対効果も含め選択しながら、何を重点的、積極的にやるか、めり張りをつける」との回答でした。

令和4年度決算審査特別委員会では、監査委員の決算審査意見書の基礎的財政収支の黒字化を堅持し、活気あふれる岩泉町を次世代に引き継ぐため一層の取組が望まれるとの意見を受けて、課題の取捨選択をどう進めるのか伺いました。「改善、改革を図りながら、費用対効果もこれまで以上に吟味する。選択と集中が必要になってくる。ワンチームで乗り切りたい」との回答でした。

令和6年度新年度予算審査特別委員会では、町長が常々ワンチームでとおっしゃっていることを踏まえ、議会への要望を伺いました。「民間活力が低下すると行政依存の傾向が強まるが、施策ごとに分析しながら議論を重ねたい」との回答でした。

令和5年度決算審査特別委員会では、多岐にわたり膨張を続ける行政事務に対して、施策の取捨選択が必要だが、執行部、議会ともどのように思考変容すべきか伺いました。

「町民の要望を全てかなえる余力がどんどんなくなる。全部はできない、ではどうするか。これは自己責任でやってくださいと言わなければならないときが来る。お互いに覚悟、決意を持って、町ではできない、どうするかを全ての人と考えていかななくてはならない」との回答でした。この総括質疑での回答と、先日発表されました町長施政方針に基づき、以下に一般質問を行います。

1、町長施政方針のボリューム感について。失礼ながら、今回も町長施政方針は20ページという超長文でした。これまでの総括質疑の回答で、町長は、施策の取捨選択が必

要と度々回答をしています。施政方針は、何年後には4分の3ページにしよう、3分の2ページにしようといった考えはありませんか。乱暴な言い方であることは承知しています。しかし、町長は考え方を変える必要があると再三指摘されています。行財政改革にも、定量的、定性的な目標が必要ではないでしょうか。町長の考えを伺います。

2、事務事業の改善、改革について。行財政運営方針では、しなやかな組織体制の構築に努めるとあります。そのための事務事業の改善、改革とは、具体的に何をどうするのか回答ください。

3、各種手数料及び使用料、補助金制度等の見直しについて。行財政運営方針では、各種手数料及び使用料、補助金制度等の見直しを進めるとあります。補助金制度に関連し、総括質疑の回答において、町長は、経済団体などに対して自己責任でやってもらわなければならないこともあるとの指摘もされています。具体的に対象となる、もしくは想定される手数料、使用料、補助金制度と、個々の見直し方針を回答ください。

4、ワンチームでの政策協議の在り方について。町長は、議会とはワンチームで、これまで以上に個々の施策、課題について大いに分析し、議論を重ねる必要性を再三指摘してきました。これは、従来の岩泉町行政改革大綱に基づいた取組だけでは社会環境の変化に追従できず、町の持続可能性が担保できないことの危機感の表れと認識しています。さらに、従来の行財政改革に対する取組自体を革新する、もしくは別の取組を同時に進める必要を示しているとも認識しています。

昨年1月から2月に実施した6地区での議員と語る会で、町民に対して議員報酬の増額を諮りました。「報酬を上げるのはいいが、もっとちゃんと取り組みなさい」という厳しいご指摘をいただきました。単なるベースアップではいけないということです。町長のご指摘と、地域住民からの叱責を併せて考えました。従来の一般質問重視、指摘・提言重視型の議員活動だけでは散発的で議論の積み重ねが難しいのではないかと。全員協議会、議員会議では幅が広過ぎる。では、常任委員会を中心として、年度ごとにテーマを決めるなどして、重点志向で議論を町や関係機関、団体と積み重ねることがなければ、町長の指摘にも、住民の叱責にも応えられないのではないかと思ひ至りました。従来にも増して効果的なワンチームでの政策協議、議論の積み重ね方について、具体的にどのようにすべきか、つまりワンチームで進める行財政改革をどのようにすべきか、町長の

考えを回答ください。

本席からの質問は以上です。私の事実誤認があれば、その指摘も踏まえて回答をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長、答弁願います。

〔町長 中居健一君登壇〕

○町長（中居健一君） 1番、千葉泰彦議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、施政方針についてであります。施政方針は、新年度に向けた町政運営の基本的な考え方をお示しし、未来づくりプランの実現に向けた当初予算及び主要施策の概要などについて、町議会や町民の皆様にご丁寧に説明するものであり、時々的情勢状況により変容するものであります。

今回の施政方針につきましても、未来づくりプランの基本目標である3つの花ごとに、新年度に取り組む主要施策をお示しし、大所高所からの審議を賜りたいとの思いからであります。議員のお考えも理解できますことから、施策の選択と集中を進める上で、大いに参考にさせていただきたいと、このように考えております。

次に、行財政改革の定量的、定性的な目標につきましては、現行の行財政改革大綱に計画の終期である令和8年度までの定量的な目標を設定しているところではありますが、今後の大綱の見直しに当たり、多様な目標設定の考え方についても検討をしてみたいと考えております。

次に、事務事業の改善、改革につきましては、補助金などの特定財源はもとより、一般財源として執行している地方交付税を含めた国や県などの財源がひもづいていない事務事業の洗い出しを行い、町独自のものについては、その必要性や効果、さらにはそれに割いている業務量なども勘案をし、詳細に精査をした上で、事務事業のスクラップを含めた改善、改革を行ってまいりたいと考えております。このことから、役場全体の業務分担、職員配置、組織構成の要素になり、ひいては生産性の向上につながることから、不断の努力を重ねているものであります。

次に、各種手数料、使用料、補助金制度等の見直しについてであります。これは全般について、市場価格、近隣市町村との比較、施設の維持管理費などから現行の料金水準が実勢価格に比してどうなのか、多角的な観点から検討をする時期に来ているものと、

このように認識をしております。

また、補助制度の見直しにつきましても、これまでも3年間の時限的な制度設計を原則とするなど、見直し検討のタイミングを設定しながら取り組んでおりますが、慢性的に補助金ありきで継続している補助制度も少なからずあるものと考えられます。特に経済団体等の補助制度への依存度を低減し、事業の主体性を高められるようにすることも必要と考えており、公共性や町内産業への影響なども考慮しながら、総合的に検討を進めてまいりたいと考えており、いずれも令和7年度に取組を加速してまいり所存であります。

最後に、議会との政策協議の在り方についてであります。ご承知のとおり、激動の世界情勢、現下の厳しい国内状況を踏まえたときに、我がふるさと岩泉町を確実に未来に引き継いでいくことこそが、今を生きる私どもに課せられた使命でもあります。昭和45年に過疎法が制定されて以来、国による過疎対策が進められてきましたが、地方の人口減少は加速化し、衰退をしている現状にあります。こうした背景には、長い歴史の中で様々な潜在的かつ構造的課題が積み重ねられてきたことがあり、従来の手法やシステムを見詰め直し、考え方を進化させていく必要があるものと考えております。

私自身、これらの課題に対し、最善の答えを見いだすまでには至ってはおりませんが、一人一人が様々な視点で固定観念にとらわれることなく、あらゆる可能性を模索し、その選択肢の中から新しい考え方、方向性を見定め、共に前に進んでいくためのワンチームでありますので、議会ともさらなる議論を積み重ね、共に知恵を絞り、力を合わせて希望に満ちた本町の未来を切り開いてまいりたいと考えているところでありますので、さらなるご支援とご指導を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、再質問ありませんか。どうぞ。

○1番（千葉泰彦君） 最後の質問者ということで、私も非常に緊張しておりますけれども、きてれつな内容の質問だったかなと思いますが、ご丁寧に回答をいただいたなというふうに思っているところです。

先般、町長がまちづくりにはよそ者、若者、ばか者が必要だというふうにおっしゃってました。私自身は若者の矜持を持って、この後もうしばらく質問を続けさせていただきたいと思いますが、至って真面目にやっておりますので、よろしくお願ひいたしま

す。

総合計画の中で、多くのK P Iが設定されています。その数値を見ますと、岩泉町はおおむねうまくやっているというふうに感じます。町長の選挙公約の達成度も、先般も質問がございましたけれども、まずまず達成しているということが示されているかと思えます。しかしながら、自然環境の変化ですとか、社会環境の急激な変化にさらされる町民の暮らしぶりは非常に厳しくなっていると感じているところです。町長は、町民の暮らしぶりについてどのように認識されているのかご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長。

○町長（中居健一君） まずもって町民の暮らしぶり、今もう8,000人は切りますが、町民の皆さんから、私も大変支えてもらいながら町政を運営してきたわけでありますが、現下の物価の上昇、燃油の高騰などなど、非常に今町民の皆さんも息苦しい、こういう環境の中におられるというのは、先ほどもどなたかの質問にお答えをいたしました、今まさに町民の皆さんは大変な状況にあるという認識は、これはもう議員と変わりはないと、私はそのように思っているところであります。

ただ、この問題をどう捉えるか、どう分析をするかということ、これはもう次の将来にも関わってくるわけでありますが、一地方自治体の小さな町の中で、こういう課題、問題は解決できるのかということになるわけであります。一番大きい問題は、経済対策になるわけであります。先ほど答弁の中でも言いましたが、50年も前から過疎法が制定をされてきて、いろいろ地方分権も進んだ、そして道州制の問題や各省庁のそれぞれに移管をするような形でバランスを取りたいという、国はそういう方針を打ち出してきたわけでありますが、例えば具体的に分かりやすい言葉で言えば要望書、今も我々は毎日国に要望書を持って行って頭を下げながら、何とかお願いしますと。それもいかぬと。国も県も市町村も対等、平等の関係だと、提言書にきなさいと。3日もやりました、4日目からは、また要望書に変わりましたよね。ですから、この30年間の中で国の制度、システムそのものが変わっていない。そしてまた、世界情勢を見ますと、非常に紛争、戦争があって、いろんなサプライチェーンも複雑になっている中で、まさにそういうものが日本にもどんどん、どんどん押し寄せてきて、いろんな影響が発生をしている。その中で、特に大きい影響をもろに受けているのが私は地方だと思うわけであります。

そうはいつでも、今も東京一極集中は変わっていない。どんどん、どんどん東京には皆さんが集中する、そういう状況がこの30年、40年続いてきているわけでありますから、今の物価の問題等もあるわけであります。一つの例を取りますと、年金なんかこの10年間でほとんど上昇していないのです。物価スライドをしますと言いながらも、そういう状況がある。

ですから、この問題を捉える場合に、議会もそうでありますが、我々執行部もそうでありますが、地域の課題については地域の視点で物を見ることも非常に大事でありますし、また我々の地域の中でも努力に努力を重ねながら、今の少子化の問題、人口を拡大するためにどうするのかということについて、もっともっと汗をかく必要があるわけでありますが、それ以上に国が根本的にシステムを変えていくと、そういうようなことがなければ、これは当時岩手県の知事をおやりになった増田さんが人口推計をしているわけでありますが、あの予測が今大体もうそのとおりになっているわけであります。幾ら地方がもがいていても、それだけではこの問題は解決しない、抜本的な、構造的な問題であるということだと、私はそのように思っています。

ですから、私も非常に悩んではいるのですが、明確な処方箋、対症療法、これをやればこの町が豊かになる、人口も増えるというようなことは、町民の皆さんも私も含めてお互い持ち合わせていない。それでも、我々は一步一步前に進むために努力はしていく必要があるのだろうと、そんな思いで日々町政を何とか皆さんのお力も借りながら、少しでも明るく楽しく、そしてみんなが安全、安心に暮らせるような町をつくっていきたいということで、これまで頑張ってきたつもりでありますので、今の質問についてはそういうことで何とかご理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 気象変動ですとか、円安ですとか、物価高というのは町長がおっしゃるとおり、町の所管外の事務で発生していることなので、それに対してどう対応するのか、真水でやったらどうなのだというのは、私自身は非常に乱暴な言い方かなというふうに思います。給付事務をつくるのか、保護申請に持っていくのかといったようなことも、今後そういうことがあるのであれば、政策の立案の仕方としては考えどころかなというふうに思っているところです。

次の質問に行きます。町長は、常々少子化対策、人口減少が最大の課題と言われています。施政方針では少子高齢化、人口減少が引き起こす現象についてどのように対処するのか触れられています。しかし、人口減少対策そのものについてはあまり言及されていません。持続可能性を確保するために何を試みるかは示されています。しかし、岩泉町が考える持続可能性そのものの定義は示されていません。我々議会からの提言も、生活に必要な世帯、経営環境が厳しくなった事業者への費用補填が多くを占めています。町長が答弁で述べられているとおり、それが必ずしも地域の持続可能性を向上させるものではないと感じることが、私自身も多くなっております。この状況を踏まえれば、根源的な課題と施政方針の最後でまとめられております人口減少、持続可能性について議論を重ね、町と議会の認識を合わせる必要があるのではないのでしょうか。議論の必要性について、町長の考えをお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長。

○町長（中居健一君） 人口減少、これは簡単に言いますと結婚しなければ人口増加にはつながっていかない。では、なぜ結婚しないのか、できないのか、こういう問題があるわけでありまして。私は昭和の時代であります、今の時代は平成の時代に移行しつつあるわけでありまして、多様な価値がある。いわゆる結婚の問題については、我々の時代、若い青春時代は結婚するのは当然だという認識があったわけでありまして、今はいろんなデータを見ますと、結婚しないで一人で生きていったほうがいいのか、そういう多様な価値観も増えてきているわけでありましてから、これは私もどう捉えたらいいのかというのは難しい問題であろうと、このように思っております。

持続可能なまちづくりの一つの大きい要素は、一定の人口規模がないと、これは難しいわけでありまして。特に1次産業なんかもそうであります。後継者がいない、新規就農者がなかなか来ない、そういう非常に難しい課題がある。今の推計でいきますと、大体2050年には岩泉町も4,000人程度になるよと、それをまちづくりの中で何とか5,000人ぐらにとどめたいということで各般の施策を打ってきているわけでありまして、そういう部分では、これはどういう学者のお話を聞いても、すっきり、はっきりしないような部分があって、非常に大変な状況だろうと、このように思っているところであります。

そういう中でも、そのことによってどうしようもないと諦めるわけにはいかないわけ

でありますから、しっかりとその部分については、これからも一つ一ついろんな課題を克服することが必要なわけでありまして。その際に、今年も106億円ぐらいの予算を提案しているわけでありまして、その中にもいろんなものをちりばめながら、しかも議会の皆さんの様々のご提言も踏まえながら予算化を進めてきているわけでありまして、ただこれを1年間かけて実行しても、その課題については100%解消できる、そういうことにはならない厳しい現実があるのだらうなど、このように思っているところであります。

ですから、政策については選択と集中というような言葉をよく使うのですが、一つ一つの政策を立案して実施をする際に、そのプロセスの中に、我々は執行部として責任があつて、そういう政策については立案をしていくわけでありまして、今までも議員の皆さんからも頑張ってもらってきたわけでありまして、そこにまたプラスアルファで、いろんな栄養素をどんどん、どんどん入れて、こうすればもう少しこの政策は汎用性が広がるのではないかと、いろんな部分に波及効果も出てくるのではないかとというようなことについては、ぜひ議会のほうからもいろんな角度からご提言ももらいながら、そして施策をさらに充実することによって、少しでも地域が活性化するような、そういう施策にしていきたいなど、そう思っているところであります。

これは我々執行部もそうでありまして、今の地方自治法の中では大体こういうシステムで、これまで執行部と議会等というのはこういう対応をお互いにしてきているわけでありまして、これらについても、いま一度見直しをしながら、もう少し多角的に、その実効性がさらに上がるような前向きなお互いのやり取りができるような環境はつくれないのかなというような、そういう思いもあるわけでありまして。

ですから、いろんな要望を受けて、それはそのとおりだと、今の地域の皆さんの状況を見るとおっしゃるとおり、これについてもやはり支援をしなければならない、これもしなければならない、どんどん予算が膨れていきます。それが次に生きるような政策もあるわけでありまして、今の部分について苦しいから、ここの部分には手当てをしると言った場合に、その手当てをした部分がそれで終わるのか。そのことによって1馬力から2馬力、3馬力、4馬力につながっていくのかというようなことについては、しっかりこれは私も議会の皆さんからも厳しいご意見を賜ってもいいわけでありまして、そういう部分でのいろんな多角的に、かつ多様なご意見をもらいながら、お互いに丁々発

止の議論はしていく、こういう積み重ねも大きな課題の解消の一步にはなるとは思っておりますので、ぜひそういう部分についても今後とも議会の皆さんとも様々な意見交換をしていきたいなど、そう思っております。

それからもう一点、あえて付け加えますが、全国1,700の市町村があるわけでありまして。よく言われるのは、どこかのいいところを切り取ってきて、こんなことをやっているではないかと、何で岩泉ではできないのだということ、こういう効果が出ているというようなこともあるのですが、それはいろんな環境があって、いろんなことがあるわけで、岩泉は岩泉の特性もあって、地理的な条件もあって、それをそのまま100%まねをすれば、岩泉町もそういうことになるかということになれば、それもなかなか現実には難しいわけでありまして、それぞれの地域においては歴史的な背景や地域的な条件や、その地域の住民力の問題、様々なことがあるわけでありまして、一概にはそうはいかない。だから、それが一つの大きな悩みでもあり、苦しみでもあるわけでありまして、そういうものを冷静に分析しながら、岩泉型の政策について、これからは皆さんと切磋琢磨しながら、かんかんがくがくの議論をしながら岩泉は岩泉の方式で何とか頑張っていければいいなど。そうすることによって、今言った人口減少問題なんかについても、少しでもこの道が開けていくのかなと、そんな思いもございますので、この点でご容赦をいただきたいと、このように思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番。

○1番（千葉泰彦君） 次の質問ですが、個々の政策自体は懸命に推進されているというふうに認識しています。その結果がKPIに表れているのだらうということなので、事業個々についてはそのとおりと認識していますが、しかし全体として相乗効果が発揮されにくいような状況があるのではないかなというふうに感じています。

事例を挙げますと、例えば国際交流事業ですけれども、教育という観点から見ますと、成長過程で多くの文化に触れる、学ぶというのは非常に好ましいというふうに思っているところです。しかしながら、教育を推進して豊かな人間性が育まれ、学力が向上し、進学率が上がると、若年層の転出超過が加速して人口減少に拍車がかかるみたいな構図は、誰も否定できないのだと思うのです。であれば、国際交流事業をやめるということではなくて、町としてはその事業自体をどのように位置づけるのかといった議論も必要

ではないかなというふうに思っているところですが、町長のお考えをお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長。

○町長（中居健一君） 人間というのは千差万別、様々な多様な考え方、価値、哲学を持っているわけであります。岩泉町にとって、この人間教育、特にこれからの次の時代を担う若い方々については……上手に取ってほしいのですが、見返りは求めない。その方それぞれが一人の尊重される人間として、未来に向かっていろんな夢や希望を持って、それが実現できる人間をまず岩泉町からつくっていく、輩出をするというのが非常に大事だと、このように思っております。

そうしますと、若いときから様々な体験や経験をするということは、その人間にとって一つの大きな肥やしになるわけでありますから、海外に子供さん方を連れていくこの制度については非常に貴重な経験をされる、それは本当にすばらしいことであると。ですから、こういうことをやって、いろいろ勉強して、皆さんが一旦は岩泉からほかのまちに出ていく、世界にも出ていく人材をつくりたい。それは見返りを岩泉町として求める必要はないわけでありますから、そういう人材を輩出することが将来の岩泉町のために必ずなるという信念で、金もかかるわけでありますが、しっかりと岩泉のこの地で生まれた子供たちがたくましく育って、天下、国家を考えるような人間をどんどん、どんどん輩出すると、そのことが岩泉町に必ずや将来は返ってくる、そんな思いであります。

ただ、今1点おっしゃった、その戦略的な問題については、やはりお金を使って1つの国に行くときに、幅広でいろんな情報を子供さんにアドバイスをする中で、ただ行くよりは、いろんな知識、情報を持っていったほうが得るものも大きいわけでありますから、そういう環境をつくりながら、将来の世界や日本に貢献する人間を岩泉町から輩出をしていきたい、そんな思いでございますので、この点についてはこれからも継続をしながら頑張っていきたい、そう思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 大谷選手のように羽ばたく岩泉町民が増えることを願っております。

次の質問です。担当課ごと、事業相互の連携も進めたほうがいいのかというふうに感じています。事例を申し上げますと、政策推進課で今取り組んでいらっしゃ

る地域振興協議会の見直しですけれども、地区自主防災協議会も併せて考える、検討する必要があるのではないかなというふうに思っているところです。地域の実情に合わせて、推進員の業務中心から集落支援員に業務内容をシフトする必要性もあると伺っています。集落支援員の業務は、地域資源の有用性を点検して、つながりをつくる事業というふうに認識しているところです。地区自主防災協議会は、災害時のつながりをどうつくっていくのかという事業かなというふうに思います。同様のつながりに関わる事業は、生活支援体制整備、包括的支援体制整備、民生児童委員、支所から見ると社協支部などがあると思われます。現在は支所に対して事業ごとに個別にインプットがされていますが、単に充足率ではなくて、それぞれの実情に合わせて、ここで言うと部落ごとということかもしれませんが、集落ごとに評価をし、その抜け漏れを集落支援員が埋める、コーディネートをするという整理ですとか、落とし込み方のほうが地域に無理がかからないのではないかなというふうに感じています。

支所で担う各種事務局の総会ですとか会議をどうするのかも含めて、本所の町民課、健康推進課、政策推進課、総務課などが、それぞれの事務の主管が1支所ごとに事情を吸い上げて支所と調整するというような、そういった課をまたいだ、課とが連携した調整のようなことが必要ではないかというふうに思っています。例えば集落点検表ですとか、各種世帯ですとか、個人のアセスメントの帳票を地域ごとというよりも、各地域共通とするということですか、重層的支援体制整備事業への接続も共通フォーマットで行うですとか、書式化するといったことも必要かというふうに思います。

いずれにしましても、今後事業の社会実装においては、類似の所管課が連携して進めなければ、支所ですとか地域が個別に現地側から調整をしていくというのは非常に難しいのではないかなというふうに感じているところです。課をまたいでの連携、協働に対する町長の所見をご回答ください。

○議長（菊地弘巳君） それでは、中居町長。

○町長（中居健一君） 答えになるかどうか分かりませんが、十何年前の3.11からスタートして、28年には台風があった、令和元年にもありました。そして、コロナもあったわけですが、その中で地域振興協議会の皆さん、これは防災協議会も連動しているような、かぶっている部分もございしますが、私はこの組織があったことによって、非常

にいろんな部分で頑張っていたなど、このように思っております。

そしてまた、コロナが終息をしました特にも昨年は、今までいろんな事情があつてやめておったイベントなんか各地域で再開をされたわけでありまして。私もほとんど出席をさせていただきましたが、あのイベントを見ますと、本当に地域の皆さんが笑ったり踊ったり歌ったり、非常に楽しい笑顔で皆さんが和気あいあいとお話をしながら、ああいう姿を見て、まちづくりのまさに原点を見たような気がして、非常に私もうれしかったわけでありまして。

それはそれとして、ただこれからの時代を見据えた場合に振興協議会の在り方が、今の状況でも非常に貢献をしてもらっているわけでありまして、これからのありようについてはもう少し加工を施すことがいいのか悪いのかということは、これからも振興協議会ともしっかりと協議はしてまいりたい、そんな思いでございます。

それから、各課との連携調整の問題も、これもあるわけでありまして。今岩泉町全体の組織の中でいうと、縦割り行政が、どうしてもそうならざるを得ない部分もあるのですが、横串を入れながら、こことこことここを1つにまとめてしまうと、もう少し合理的で、かつ有益な意見が出てきて将来につながるというようなことが、やっぱりそういうケースもいっぱいあるのかなと思っておりました。

ですから、そういう部分については7年度に大いに、これまでは職員の皆さんも大変な時代を乗り越えてきましたから、そこまでのゆとり、余裕がなかったのですが、大分復旧復興の事業も落ち着いてきましたので、7年度を中心にしながら、これは時間もかかると思いますが、今までのありようについて一回リセットして、これからも将来このシステムでいくのか、いかないのかも含めて、そういう部分についてはしっかりと研究、検討をしながら、もっとよりよい方法があれば、そういうものも導入をしながら、これだけ激動する、そして社会情勢も大きく変化をしてきているわけでありまして。繰り返しになりますが、人口も減って、しかもこういう高齢化の中で、どういう部分で町民の皆さんが役割を果たしていくのか、各団体もどういう部分の役割を果たすのか、行政もどうするのかということは大きな転換期ではなかろうかなと、このように思っておりますので、そういう部分の見直しについて検討しながら、議会さんとも相談をしながら、これからの将来を見据えた場合はこういう役場の体制も含めて、こういうありようはどう

なのですかということもご提案をしながら、ご理解を賜りながらやっていきたいなど、そのようには思っております。

要は、これからは8,000人を切って7,000人という非常に少ない人材の中で岩泉町を運営することになるわけでありますから、従来の2万8,000人いたときから、どんどん、どんどん減ってきているわけでありますから、このシステムについては、これは大いに見直す、そういう作業をする必要があるのだろうなど、このようには思っております。

ただ、今内部からも子育て関係の施策も充実をしながら、あとは地域おこし協力隊なんかも、内からの拡大と、それだけではもう足りないわけですから、外からの方々も入ってもらいながら、そういう中でお互いが融和をしながら、この町を何とか盛り上げていければいいなど、そう思っておりますので、今の質問の趣旨については十二分私も理解はできるので、しっかりとそういう部分については丁寧に一つ一つの政策、そしてまた組織全体についても総合的に組み合わせながら、どういう形が本当にあるべき姿なのかということについては今後とも追求をしながら、今ご提言のあったような趣旨に沿うような形の中で研究をしてみたい、そんな思いでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思っております。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉委員。

○1番（千葉泰彦君） 地域振興協議会の事務に関しては、今年度集落支援員の活動報告書という形だったというふうに聞いていますけれども、健康推進課の地域包括と共同でフォーマットをつくって、活動報告自体は政策推進課と地域包括のほうにも地域の状況として共有されるといったような共同は、連携は一部始まっているようですので、それをもう少し幅広にする必要があるかなと思いますので、ご指示いただければなというふうに思います。

最後ですけれども、少子化対策に関連する子育て支援策ということで先ほど町長からお話ありましたが、子育て支援というのは少子化対策の一部であって全部ではないのかなというふうに思います。子育て支援というのは、形としてはほとんどが親への支援、費用補填かなというふうに思います。

一方で、将来の町、国を担う子供のお話も先ほど町長から出ましたけれども、子供たちへの直接支援策ですとか投資が必要ではないかなというふうに思っています。岩泉町

議会の活動の中で申し上げますと、岩泉小学校が総合のプロジェクトでやっている、そこでの研究成果から、総務常任委員会で坂本さんが中心になってやりましたけれども、うれいら通り商店街のシャッターに絵を描くといったような子供たちのアイデアを社会実装する橋渡しをするということをしました。広報広聴常任委員会では、K I Z U K I プロジェクトで、色覚異常の方も見やすい印刷物に対するご研究をなさった方がいて、講師としてお招きして、私たちの議会だよりの編集に反映させるといったような取組をしているところです。

子供たちを直接支援するというのはお金のこともあると思いますし、私どもの事業ですとか、町の政策に反映するといったようなこともあろうかと思いますが、形はいずれにしても、岩泉町を愛し日本を担う子供たちになってほしいということであれば、何らかにお子さんに直接、有形無形の支援を考えていく必要があるかなというふうに思いますが、町長のお考えをお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長。

○町長（中居健一君） なかなか奥の深い哲学的なご質問でございますから、十分な回答ができるかどうか分かりませんが、子育て支援、1つの柱を今回は立ち上げたわけがあります。これは、すなわちそのことが人口の増加につながるなんて、私も思っていないわけでありまして。これはまた別な大きな構造的な問題でありますから、先ほど結婚の話もしましたが。ただ、今の若い世代の皆さんがいろんな苦労されながら、共働きをしながら、それでも1人、2人、3人の子供さんを抱えて生活が大変苦しい中でも、そういうふうに頑張っている皆さんが将来の岩泉町をつくっていくわけでありまして、そういう方々の負担を少しでも和らげる、軽減をする中で、この地から離れないで岩泉町で、給料は安いところもいろいろあるわけでありまして、そういう中でも頑張っている皆さんに対しては、これは行政が支える以外ないわけでありまして、しっかりそこは支えてここで頑張ってください。これは議会の皆さんも同じだと思いますが、そういう気持ちで頑張ってきたわけでありまして。財政支出から見れば多額であります、これはもう将来に対する投資だと、私はそう思っております。

そういう部分があるのですが、今おっしゃった様々な子供さん方がいろんな活動をする、そこにどういう形で地域が関わっていくかということは非常に大事なことだと思っ

ております。ですから、それはこれからも時々の情勢、状況を踏まえながら、子供さん方の意向も踏まえながら、そしてまた父兄の皆さんの考えもお伺いしながら、要は勉学に励む、そして心身を鍛えるための運動にも一生懸命取り組む、そしてまたあるときには地域のふるさと岩泉についても、それぞれがここで遊んで、けんかもしながら、勉強もして、スポーツもして、楽しいなと思ってもらえるような環境をつくっていく必要があるのだろうと、そう思っているところではありますが、若干質問と答弁に差がありますが、あればもう一回質問していただきたいのですが、そういう思いの中で、そのことがまさにワンチームでもあるわけでありますから、みんなで将来を担う子供さん方を支える、そしてその子供さんたちがこれから成長される際に、我々がみんなで支えながら大きく立派に育っていただくような活動、取組、先ほど一つの具体的な事例も出しましたが、そういうものを大いにやりながら、ここからそういう人間をつくっていきたい、そんな思いでございますので、何かあったらもう一回お願いをいたします。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 趣旨としては、議場で話される内容の多くがご高齢の方向けであったりとか、50代以上が対象といったような話であったわけですがけれども、どこに行こうがここで育ったことに誉れを持ってほしいというお子さんたちにも光を当ててほしいなという趣旨でしたので、答弁としてはありがたく拝聴したということで、以上となります。

時間ですので、補助金についてのお話があって、そこに依存する方たちも結構多くて、そういった意味でも見直しが必要だというようなご答弁をいただいていた。それについてですけれども、その補助事業に対してというよりも、事業者の事業全体間で、どういうふうに成長するかというような事業計画を出せというふうに言えるのかどうか分かりませんが、何とかしてくれではなくて、事業者がこうしたいという部分を認知できるのであれば補助を出すみたいなのやり方に変えていく必要があるのではないかなと思っています。

3年前だったと思いますが、第三セクターの社長さんたちが特別委員会に参考人で来るというような機会があって、きのこ産業さんと総合観光さんだったかと思うのですが、手ぶらで来られると、非常に苛酷な状況になるかなと私は懸念したので、町長にご相談

をして事業計画をつくって持ってきていただいたほうがいいのではないですかという進言をさせていただきました。そのときも、うそでも言ったら失礼ですけども、事業としてこうしていきたいということがあって、それに対して補填をするというのであれば話としては成り立つかなと思うのですけれども、どうしたいということの表明がなくて、要望だけということに対してお金をというやり方は、もしそういうのがあるのであれば改めていったほうがいいのかなというふうに思っているのですけれども、町長のお考えをお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 中居町長。

○町長（中居健一君） あえて誤解もあるかもしれませんが、今の補助金の問題、えてして補助金の目的が、これは扶助的な目的になってはならないのです。補助金も大別をすると、何々をやりたい、これを新たにやりたいので、国からもお金をもらうとか、県からももらうとか、自分たちもお金を出す。でも、この分はどうしても何とも調達できない、だから町でちょっと肩を押してくれないかと、そういうのに対しては町もこれは大いに協力をするというようなことが補助金の本来だと思っているのです。

あとは、各団体でも経常的な経費でお金がかかりますよということについて、町が丸抱えで補助金を出すということになれば、マンネリ化をして、毎年それが既得権になってしまうような、町の財源だって、これはいつまでもあるわけではないのです。打ち出の小づちなんかはないのです。そうすると、その分が町の優先課題だとすれば、先ほどもどなたかに私は若干言いましたが、何を削ってその部分を応援するかというようなことなのです。そうでなければ、これ行政依存はどんどん、どんどん増えていくわけでありますから、ここは扶助費ではない。扶助費は扶助費という大きい目的があるので、扶助費的な補助金はもうやめるべきだと。そういうことは、これは町民の皆さんも非常につらいとは思いますが、何で役場は補助金をくれないのだということにはなるのですが、そこをやはり乗り越える。このときに我々が、当然私も矢面に立ちますが、議会としても、例えば先ほどもちょっと出ましたが、全体会議とか何かというと、なかなかまとまらない。そういう場合に、今議会の中には常任委員会の組織なんかもあるわけでありますから、そうすると我々はそういう問題提起をそこに出して、我々も実際、神様でも仏様でもないわけでありますから、悩みもいっぱいあるわけです。そこに本音で議論を出

して、どうしてもここには肩を押してあげたい。だけれども、この財源をどうするのだと、ではこれを減らすと、そういうつらい作業を我々がしなければ、今の約106億円なんて、これは背伸びをした予算なのです。これから人口が7,000人、6,000人になったときは、こういう予算編成はできませんから。ですから、そこでお互いに丁々発止の議論をする、私はそれもワンチームだと思っています。やはり町民につらい思いをさせたくないが、やらなければならないときにはやると、そういう決意を我々も示す必要がある時代が来ます。そのときには、ぜひ議会の皆さんともそういう部分については丁々発止でさらに真剣に、今までも真剣にしてもらっていましたが、これからもそういう部分もやりながら、共に一緒になって頑張るってこの町をつくっていききたい、そんな思いでございますので、何とか今後ともご支援とご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉議員。

○1番（千葉泰彦君） 令和8年度で施設管理系の更新契約というのですか、施設の委託管理というのですか、の更新案件も幾つかあると認識しています。そういった場合にも、いろんな委託に至る方式というのを町当局でも、ふれあいらんどもそうでしたし、試みていらっしゃるなというふうに思いますので、その中でも事業者の自主性が引き出せるような、そういう契約の更新をご検討いただきたいなというふうに思います。

本席からの質問は以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） これで1番、千葉泰彦さんの質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時52分）

令和 7 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日	令 和 7 年 1 月 3 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 議	令 和 7 年 3 月 7 日 午 後 2 時 3 0 分				
	閉 会	令 和 7 年 3 月 7 日 午 後 3 時 0 6 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 13 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	4 番	畠山和英	6 番	三田地久志
	7 番	林崎竟次郎		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原克彦	主幹兼 事務局長補佐	佐々木剛
	主査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町長	中居健一	副町長	三浦英二
	教育長	袈岩千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木真	会計管理者兼 税務出納課長	應家義政
	町民課長	佐藤哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課 総括室長	小成健	農林水産課長	佐々木忠明
	地域整備課長	日吉理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	山崎幸助	危機管理課長	佐々木章
	教育次長	三上訓一		
議事日程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議事の経過	別紙のとおり			

令和7年第1回岩泉町議会定例会

議事日程(第5号)

令和7年3月7日(金曜日)午後2時30分開議

開議の宣告

議事日程の報告

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第16号 令和7年度岩泉町一般会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第3 議案第17号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第4 議案第18号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第5 議案第19号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第6 議案第20号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第7 議案第21号 令和7年度岩泉町大川財産区特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第8 議案第22号 令和7年度岩泉町水道事業会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第9 議案第23号 令和7年度岩泉町下水道事業会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第10 議案第31号 菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負変更契約
の締結に関し議決を求めることについて

日程第11 発議案第1号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について

(畠山昌典議員外4名提出)

日程第 1 2 請願第 1 号 小本字小成地内、土側溝の大雨対策に関する請願

(産業常任委員長報告)

日程第 1 3 令和 7 年度議員派遣について

閉会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 2時30分）

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎諸般の報告

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、諸般の報告を行います。

令和7年2月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第16号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、議案第16号 令和7年度岩泉町一般会計予算から日程第9、議案第23号 令和7年度岩泉町下水道事業会計予算までの8件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

新年度予算審査特別委員長、坂本昇さん。どうぞ。

〔新年度予算審査特別委員長 坂本 昇君登壇〕

○新年度予算審査特別委員長（坂本 昇君） 令和7年3月7日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。新年度予算審査特別委員長、坂本昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第16号 令和7年度岩泉町一般会計予算、原案可決。

議案第17号 令和7年度岩泉町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第18号 令和7年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第19号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第20号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計予算、原案可決。

議案第21号 令和7年度岩泉町大川財産区特別会計予算、原案可決。

議案第22号 令和7年度岩泉町水道事業会計予算、原案可決。

議案第23号 令和7年度岩泉町下水道事業会計予算、原案可決。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） 新年度予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のあった8件の議案は、新年度予算審査特別委員会において審査が十分にされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

お諮りします。議案第16号から議案第23号までの8件に対する討論を一括して行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

それでは、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、議案第31号 菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第31号 菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事。

2、工事場所。岩泉町浅内字下栗畑地内ほか。

3、契約金額。当初請負額 2 億7,830万円、変更請負額 2 億4,574万円、変更による減額3,256万円。

4、請負者。住所、岩泉町岩泉字太田15番地 1。氏名、株式会社奥村電気商会岩泉営業所、所長、三上茂幸。

令和 7 年 3 月 7 日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。防雪対策の追加及び自動制御設備盤の設置取りやめ等の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、左側下段に記載がございますが、令和 7 年 3 月 14 日完成予定となっております。

右側の表、工事概要の施工内訳の設置場所、設置台数は当初と変更はございませんが、各室外機の吸い込み口の防雪対策としての防雪フードの取付け、また積雪対策のための架台のかさ上げが必要となったことで約200万円ぐらいの増となりましたが、エアコンと散水設備が連動した自動制御盤を計画していたものを独立した手動での稼働のほうが受注量の増減、あるいは生産調整に細かく対応できることから、自動制御設備盤の設置を取りやめたことで、こちらのほうが約3,200万円の減となって、トータルで3,256万円の減額となったものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第31号について質疑を行います。質疑はありますか。

4 番、畠山和英さん。

○4 番（畠山和英君） 3,200万円の減額でして、1割以上の大きな変更案件であります。ちらっとこの議案見まして、よく分からないというか、ところがありますので、これをお聞きします。

まず、次の参考資料も添付してついているわけでありましてけれども、これも当初と同じような感じがするのですが、これの中で、ここに、例えば今の自動制御設備等の設置を赤か何かで「これを取りやめます」とか、これが分かれば、議案としては分かりやすいかなと思ったわけですが、これについてまずご説明ください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木忠明農林水産課長、答弁。

○農林水産課長（佐々木忠明君） まず、今回の変更の減額の議案でございますけれども、資料もちょっと分かりづらい部分もありまして、大変申し訳ございません。これから私の説明に代えさせていただきたいと思えます。

まず、防雪対策でございますけれども、2つありまして、一ツ苗代工場、こちらの24台、これの屋外機なのですけれども、空気を吸う吸入口、そこから、雪が降って積雪があった場合、間違っってその吸入口が塞がってしまうおそれがあるということで、そこについては防雪のカバーをつけて雪が入らないような対策を取りたいと。また、落合、門工場、こちらの38台と20台については、そういったカバーをつけるスペースがなくて、架台をつけまして若干屋外機を上げ、吸入口が積雪で埋まらないような形に対応したいというふうに考えてございます。いつそこが塞がって、吸入が毎回できないというのではなくて、そういった事例があったという情報があったものですから、こちらを追加して、やろうとしているところでございます。

もう一つ、自動制御盤の取りやめについてでございますけれども、散水する設備と、あとエアコンの制御、こちらを連動して自動でやることで当初考えてございました。ただ、今岩泉きこの産業のシイタケというのは、小売のほうで品質的には大分評価を受けているものでございまして、そちらの品質を落とさないように、やはり小まめな散水だったり、機能の調節だったり、連動しないで個々にきめ細やかな対応をするために、今回その自動制御盤を設置しないで、個々に手動で対応するようにしようということで、会社と請負者と町のほうで検討して、そういうふうな形で今回減額させてもらったところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） まず、1点の防雪対策、すみません、ちょっと詳しく入ったのですが、これ私イメージで、このハウスをカバーするのかなと思ったのですが、これだけで、何もないものですから。今の説明ですと、この機械のところということなのですが、そこを雪が入らないようにするというふうなことのようです。

それからもう一つは、自動制御盤の設置の取りやめ、これについては当初現場と設計と町も含めて、発注者を含めて、設備の設置、自動がいいのか、これは現場の声なんか

聞いて作っていますか。設計に反映していますでしょうか。そこらもどうなのですかね。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） こちら今回発注の方法として、設計施工の形で発注してございます。発注して、その後やはり当然生産現場と、あと町と請負者の中で協議しながら、設計を固めながら施工していったような形になってございます。その中でも、従事者の労働力の軽減を図るために自動化というのは話し合って、やってきたわけでございますけれども、その中で品質に対するこだわりだったり、あとは自動による弊害というのも話合いの中で出てきたものですから、そこら辺を解消するために、やはり制御盤は使わずに個々に対応したほうが、より品質のよいものを製造して、これからの会社運営には役立つだろうということで、今回このような減額をさせてもらったところです。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） すみません、ちょっと詳しくなって申し訳ないのですが、ちょっとこれだけで分からなかったものですからお尋ねしまして、お聞きしました。やっぱり当初は、これについて現場では協議していなかったと理解していいのですかね。途中でやっぱり、そうはいつでも手でやったほうが良いというふうなことで、これ変更すると。この参考資料、すみません、ここらまで入っての質問はあれですけれども、そうすると今の話が出たことをここに、赤い字で下のそれぞれのところに、工事概要のところに書けば分かるのかなと思ったのですが、同じ参考資料、当初と出されても、どこがどう変わっているか分からなかったもので、お尋ねをしました。

それから、工期は変更あったのですか。前は、いつ、もし……まずあったかないか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 工期でございますけれども、当初契約が6年の3月31日を工期としておりました。これ繰越予算になっていましたので、その後7年の2月28日に工期変更、そして先般7年の3月14日に工期を変更してございます。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） すみません、ちょっと細かくてすみません。次のこともありますので、次というか、提案の仕方がありますので。では、この工期も順番に変更があったのなら、変更が分かるように、一目で分かるように、せつかく期間も書いていただい

いますので、やっぱり丁寧にやってもらえれば親切なのかなと思います。そうすれば、一目瞭然に分かるのかなと思いました。

それで最後に、これ補助事業だったかと思えますけれども、これはもう大丈夫、補助のほうは事前協議と申しましょうか、これらは大丈夫でやっているのでしょうかけれども、これについてはそれらの協議の方法などについてはどうなっておりますでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 補助事業につきましては、事前にやはり補助機関、県との協議は事前に行っております。完了の関係の事務処理についても事前に協議をしておりますので、その辺は大丈夫なものとは認識しております。

また、今回ご提案さしあげた資料に大変不備がありまして、大変申し訳ございませんでした。

○議長（菊地弘巳君） よろしいですか。

4番。

○4番（畠山和英君） 今ご答弁にもありましたけれども、やっぱりこの一目見て分かるようにできれば、丁寧な資料であれば、我々審議するのにありがたいかなと思っております。そういう意味で、ちょっと詳しく入りましたけれども、質問をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） よろしいですね。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第31号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、発議案第1号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。

3番、畠山昌典さん。どうぞ。

〔3番 畠山昌典君登壇〕

○3番（畠山昌典君） 発議案第1号、令和7年3月7日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。提出者、岩泉町議会議員、畠山昌典。賛成者、岩泉町議会議員、佐藤安美、同じく千葉泰彦、同じく畠山和英、同じく三田地久志。

岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について。

岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第112条及び岩泉町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提案理由。地方自治法第196条第1項ただし書の規定により、議員のうちから監査委員を選任しないことができることとするため、この条例を制定しようとするものであります。

3ページの参考資料、新旧対照表を御覧ください。第3条について、「(議員のうちから選任する監査委員の数)議員のうちから選任する監査委員の数は、1人とする。」を「(監査委員の選任) 監査委員は、法第196条第1項ただし書の規定により、議員のうちから選任しないことができる。」に改めるものであります。

2ページの別紙を御覧ください。附則として、施行期日を定めております。施行日は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（菊地弘巳君） 提出者の説明が終わりました。

これから発議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから発議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから発議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第12、請願第1号 小本字小成地内、土側溝の大雨対策に関する請願を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

産業常任委員長、三田地久志さん。どうぞ。

〔産業常任委員長 三田地久志君登壇〕

○産業常任委員長（三田地久志君） 令和7年3月7日、岩泉町議会議長、菊地弘巳殿。
産業常任委員長、三田地久志。

請願審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

請願第1号、小本字小成地内、土側溝の大雨対策に関する請願、不採択とすべきものと決定。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） ただいまの産業常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから請願第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。この請願に対する委員長報告は不採択です。この採決は起立によって行います。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（菊地弘巳君） 起立少数です。

したがって、請願第1号は不採択と決定しました。

◎令和7年度議員派遣について

○議長（菊地弘巳君） 日程第13、令和7年度議員派遣についてを議題とします。

お手元に配りました議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び岩泉町議会会議規則第126条の規定により議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙の議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに決定しました。

◎副町長の発言

○議長（菊地弘巳君） それでは、ここで副町長より発言の申出がありますので、これを許します。

三浦英二副町長。

〔副町長 三浦英二君登壇〕

○副町長（三浦英二君） 例年お願いをしてございます岩泉町税条例の一部改正の専決処分につきまして、ご承知おきを賜りますようご説明をさせていただきます。

今回の改正でございますが、年度末ぎりぎりに予定をされております地方税法をはじめとする関係法令等の改正に伴いまして、岩泉町税条例の一部を改正するものでございますが、令和7年4月1日以降に順次施行となるものでございます。

主な改正内容でございますが、まず町民税では控除対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大いたしまして、一定の所得を超えた場合でも控除の額が段階的に低減する仕組みが導入されるものでございます。

次に、軽自動車税でございますが、2輪のもので総排気量が125cc以下、最高出力が4.0キロワット以下の税率が50cc以下と同じ2,000円とされるものでございます。

最後に、国民健康保険税でございますが、課税限度額の引上げで、医療給付費分を1万円、後期高齢者支援金分を2万円引き上げまして、全体の課税限度額を109万円とするとともに、5割軽減、2割軽減の対象となります世帯の軽減判定所得の算定で被保険者等の数に乗すべき金額を、5割軽減は1万円引き上げ30万5,000円、2割軽減は1万5,000円引き上げて56万円とするものでございます。

以上の改正が必要となることから、あらかじめ岩泉町税条例の一部改正の専決処分、これにつきまして、ご承知おきをお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） これで本定例会の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第1回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 3時06分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署名議員

畠 山 和 英

署名議員

三 田 地 久 志

署名議員

林 崎 竟 次 郎
